

經濟企画厅物価小島英敏君	資源エネルギー部長佐伯博藏君
科学技術厅原子田宮茂文君	資源エネルギー部長岸田文武君
外務省中近東アフリカ局長田中秀穂君	資源エネルギー部長原田昇左右君
外務省経済局長宮崎弘道君	運輸大臣官房審議官藪村泰彦君
外務省国際連合外務省経済協力局長御巫清尚君	運輸省海運局長中村大道君
大蔵省主計局次官松永信雄君	運輸省鉄道監督秋富公正君
大蔵省国際金融局長鈴木文彦君	労働省自動車局中村大道君
大蔵省銀行局長吉田太郎一君	労働政務次官菅波茂君
大蔵省国際金融局長岩間英太郎君	労働省職業安定局長遠藤政夫君
國税庁次長吉田富士雄君	建設大臣官房長高橋弘篤君
教育局長木田宏君	建設省計画局長大塙洋一郎君
文部省大学学術局長木田隆治君	建設省住宅局長沢田光英君
文部省環境衛生局長岡安彌三君	社会労働委員会調査室長日原正雄君
文部省管理局長厚生省農蚕園芸局長石丸	外務委員会調査室長尾崎四郎君
文部省管理局長安嶋誠君	農林水産委員会調査室長未松経正君
農林省畜産局長局長鷹野庄一君	商工委員会調査室長藤沼六郎君
農林省食品流通局長池田正範君	運輸委員会調査室長鎌瀬正己君
農林省畜産局長森下元晴君	建設委員会調査室長曾田忠君
通商産業省基礎産業局長林野庄一君	特別委員会調査室長綿貫敏行君
通商産業省生活産業局長橋本利一君	
資源エネルギー局長熊谷善二君	

本日の会議に付した案件
 石油需給適正化法案(内閣提出第四号)
 国民生活安定緊急措置法案(内閣提出第三号)

- 5 第二条 この法律において「石油」とは、原油及び石油製品をいう。
 4 この法律において「石油製品」とは、揮発油、燈油、軽油その他の炭化水素油及び石油ガス(液化したもの)を含む。)であつて、政令で定めるものをいう。
 3 この法律において「石油精製業者」とは、石油業法(昭和三十七年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する特定設備を用いる石油製品の製造(石油製品以外の物品の製造工程における技術的理由による石油製品の副生を除く。第六条の輸入の事業を行なう者をいう。)の事業を行なう者をいう。
 2 この法律において「石油輸入業者」とは、石油の輸入の事業を行なう者をいう。
 1 この法律において「石油販売業者」とは、石油の規定による指示があつた場合において、その

○濱野委員長 委員長席に着く
 ○濱野委員長 これより商工委員会物価問題等に関する特別委員会地方行政委員会公害対策並びに環境保全特別委員会連合会議録
 委員会社会労働委員会農林水産委員会運輸委員会建設委員会科学技術振興対策特別委員会石炭対策特別委員会公害対策並びに環境保全特別委員会連合会議録を開会いたします。
 物価問題等に関する特別委員長との協議により、本日は、まず私が委員長の職務を行ないます。
 定緊急措置法案の両案を議題といたします。
 す。
 内閣提出、石油需給適正化法案及び国民生活安定緊急措置法案の両案を議題といたします。

石油需給適正化法案

(目的)

第一条 この法律は、我が國への石油の大幅な供給不足が生ずる場合において、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を図るため、石油の適正供給を確保し、及び石油の使用を節減するための措置を講ずることにより、石油の需給を適正化することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「石油」とは、原油及び石油製品をいう。

2 この法律において「石油製品」とは、揮発油、燈油、軽油その他の炭化水素油及び石油ガス(液化したもの)を含む。)であつて、政令で定め

るものをいう。

3 この法律において「石油精製業者」とは、石油

業法(昭和三十七年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する特定設備を用いる石油製品の製造(石油製品以外の物品の製造工程における技術的理由による石油製品の副生を除く。第六条

の輸入の事業を行なう者をいう。)
 この法律において「石油輸入業者」とは、石油の輸入の事業を行なう者をいう。
 この法律において「石油販売業者」とは、石油の規定による指示があつた場合において、その

の販売の事業を行なう者をいう。

(対策実施の告示等)

第三条 内閣総理大臣は、我が國への石油の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その事態に対処するためこの法律に規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

第四条 通商産業大臣は、石油の輸入動向、石油の在庫状況その他の事情を勘査して、通商産業省令で定めるところにより、石油供給目標を定め、これを告示しなければならない。

2 通商産業大臣は、石油供給目標を定めるときは、閣議の決定を経なければならない。

(石油供給目標)

第五条 石油精製業者、石油輸入業者又は石油の販売量が一定の数量以上であることその他の通商産業省令で定める要件に該当する石油販売業者(以下「特定石油販売業者」という。)は、それ

ぞれ、通商産業省令で定めるところにより、石油生産計画、石油輸入計画又は石油販売計画(以下「石油生産計画等」という。)を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、石油供給目標を達成するため特に必要があると認めるときは、前項の規定による届出をした石油精製業者又は特定石油販

売業者に対し、その届出に係る石油生産計画又は石油販売計画を変更すべきことを指示することができる。

3 第一項の規定による届出をした石油精製業者、石油輸入業者又は特定石油販売業者(前項の規定による指示があつた場合において、その

指示に従つて石油生産計画又は石油販売計画の変更をしなかつた者を除く。)は、それぞれ、その届出に係る石油生産計画等(第一項後段の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。)に沿つて石油の生産、輸入又は販売を行わなければならない。

4 通商産業大臣は、第二項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたとき、又は前項に規定する石油精製業者、石油輸入業者若しくは特定石油販売業者が、正当な理由なく、その届出に係る石油生産計画等に沿つて石油の生産、輸入若しくは販売を行わなかつたと認めることは、その旨を公表することができる。

(石油の使用の制限)

第六条 石油を使用する者は、政令で定める期間(以下「使用期間」という。)に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数量を超えて当該石油を使用してはならない。ただし、使用期間に、当該数量を超えて当該石油を使用しようとする者が、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に申し出た場合において、主務大臣が指定した数量の範囲内で当該石油を使用するときは、この限りでない。

(石油の使用の制限)

一 特定石油(その使用を特に節減する必要があるものとして通商産業省令で定める石油をいう。以下この項において同じ。)の指定がされていないとき 政令で定める場合において、特定石油のみを使用するとき 政令で定める数量

二 特定石油の指定がされている場合において、特定石油のみを使用するとき 政令で定める数量

三 特定石油の指定がされている場合において、特定石油以外の石油のみを使用するとき 第一号の政令で定める数量

四 特定石油の指定がされている場合において、特定石油及び特定石油以外の石油を使用するとき 第一号の政令で定める数量。ただし、特定石油については、第二号の政令で定める数量

2 前項ただし書の規定による数量の指定は、石油供給目標、当該申出に係る者の当該石油の使用実績等を勘案して行うものとする。

3 第一項の規定は、石油を石油の精製に使用する場合には、適用しない。

4 主務大臣は、第一項の規定に違反した者があつたときは、その旨を公表することができる。

5 第七条 石油を使用する者(前条第一項ただし書の規定による数量の指定を受けた者を除く。)は、通商産業大臣が告示で定める石油使用節減目標に従つて石油の使用の節減に努めなければならない。

(揮発油の使用の節減)

第六条 通商産業大臣は、揮発油の使用の節減を図るために必要なと認めるときは、自動車に直接給油する事業を行なう石油販売業者に対し、揮発油の給油量の制限、営業時間の短縮その他必要と認める販売方法の制限を実施すべきことを指示することができる。

(石油の保有の指導等)

第七条 通商産業大臣は、特定石油販売業者に対して保有すべきことを指示することができる。しかし、通商産業省令で定める数量を超えない範囲内の数量の石油を、次項の規定による指示が行われた場合に限り販売することができるものと定めることとする。

2 通商産業大臣は、国民の生命、身体若しくは財産の保護又は公共の利益の確保のために不可欠な事業又は活動に対する石油の供給に著しい支障を生じている場合において、その事業又は活動に対する石油の供給を確保するため特に必要があると認めるときは、特定石油販売業者に對し、石油を売り渡すべきことを指示することができる。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(石油の供給のあつせんの指導等)

第十一条 通商産業大臣は、一般消費者、中小企業者及び農林漁業者並びに鉄道事業、通信事業、医療事業その他の公益性の強い事業及び活動

(次項において「一般消費者等」という。)に対する石油の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、石油販売業者を構成員とする団体に対し、石油の供給のあつせんその他必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 関係行政機関の長は、一般消費者等に対する石油の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、通商産業大臣に対し、前項の規定により必要な指導を行なうよう要請することができる。

3 主務大臣は、第十一条第一項の規定に基づく政令の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、石油精製業者、石油輸入業者、石油販売業者、石油を使用する者その他の政

令で定める関係者に対し、同項に規定する事項に關し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 主務大臣は、第六条の規定の施行に必要な限度において、石油を使用する者に対し、その石油の使用状況に關し報告させ、又はその職員に、石油を使用する者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

7 第十一条 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

8 第十四条 主務大臣は、第六条第一項ただし書の規定による数量の指定をしよろとするとときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

9 第十五条 第二項第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合における第四条から第九条までの規定の適用に関する措置について

は、政令で必要な規定を設けることができる。

10 第二項 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制

油精製業者、石油輸入業者若しくは石油販売業者に對し、その業務に關し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を

検査させることができる。

11 第二項 第二項第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

12 第二項 第二項第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

13 第二項 第二項第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

14 第二項 第二項第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

15 第二項 第二項第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

16 第二項 第二項第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

17 第二項 第二項第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

18 第二項 第二項第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

19 第二項 第二項第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

20 第二項 第二項第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

21 第二項 第二項第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

22 第二項 第二項第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

23 第二項 第二項第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

24 第二項 第二項第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

25 第二項 第二項第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

26 第二項 第二項第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

27 第二項 第二項第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

28 第二項 第二項第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

29 第二項 第二項第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則)に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣等)

第十六条 この法律において主務大臣は、通商産業大臣及び石油を使用する者の行う事業を所管する大臣とする。ただし、第十一項の規定に基づく政令による権限の行使(第十三条第一項の規定による権限の行使を含む)に関する政令は、その政令の定めるところによる。

この法律において主務省令は、前項本文の主務大臣の発する命令とする。

この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は地方公共団体の長に委任することができる。

(適用期間等)

第十七条 第四条から前条までの規定は、第三条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間に限り、適用されるものとする。

前項の規定は、同項に規定する期間内にした行為に対する罰則の適用について影響を及ぼすものと解釈してはならない。

(罰則)

第十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、同条第一項若しくは第二項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

二 第十三条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十九條 第五条第一項の規定による届出をしなかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたとき

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、各本条の罰金刑を科する。

第一十二条 第十一項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく处分に違反した者を五年

以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処せし、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して当該違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

最近における国際的な石油の需給動向にかんがみ、我が国への石油の大額な供給不足が生ずる事態に対処し、石油供給目標の策定、石油生産計画等の提出及びこれに対する変更の指示等石油の適正な供給を確保するための措置並びに石油の使用者に対する使用限度の設定、ガソリンスタンンドにおける揮発油の販売方法の制限の指示その他石油の使用を節減するための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民生活安定緊急措置法案 国民生活安定緊急措置法案

(目的)

第一条 この法律は、物価の高騰その他の我が国の経済の異常な事態に対処するため、国民生活との関連性が高い物資及び国民経済上重要な物資の価格及び需給の調整等に関する緊急措置を定め、もつて国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保することを目的とする。

(標準価格の決定等)
第二条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資(以下「生活関連物資」といふ)の販売価格を定め、その旨を公表する。

等」という。)の価格が著しく上昇し又は上昇するおそれがあるときは、政令で、当該生活関連物質等を特に価格の安定を図るべき物質として指定することができる。

前項に規定する事態が消滅したと認められる場合には、同項の規定による指定は、解除されるるものとする。

第三条 主務大臣は、前条第一項の規定による指定があったときは、その指定された物質(以下「指定物質」という。)のうち取引数量、商慣習その他の取引事情からみて指定物質の取引の標準となるべき品目(以下「標準品目」という。)について、遅滞なく、標準価格を定めなければならぬ。

標準価格は、標準品目の物質の生産若しくは輸入の事業を行う者の販売価格又は標準品目の物質を使用する者に対してその標準品目の物質の販売の事業を行う者の販売価格(以下「小売価格」という。)について定めるものとする。

標準価格は、当該標準品目に係る指定物質の価格の安定を図ることを旨とし、標準的な生産費、輸入価格又は仕入価格に標準的な販売費用及び利潤を加えて得た額、取引の態様及び地域的事情、当該標準品目に係る指定物質の需給の見通し並びに国民生活又は国民経済に及ぼす影響を総合的に勘案して定めるものとする。

主務大臣は、第一項の規定により標準価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

標準価格は、第二条第一項の規定による指定されたときは、その効力を失う。

標準価格は、第二条第一項の規定による指定が解除されたときは、その効力を失う。

(標準価格等の表示等)
第五条 標準価格が小売価格について定められたときは、その標準価格に係る指定物質の小売業を行なう者は、主務省令で定めるところにより、その標準価格及びその指定物質の販売価格を一般消費者の見やすいように表示しなければならない。

主務大臣は、標準価格を小売価格について定めた場合において、その標準価格に係る指定物質の小売業を行なう者がその標準価格又はその指定物質の販売価格を表示せず又は一般消費者の見やすいように表示していないと認めるときは、その者に対し、その標準価格又は販売価格を一般消費者の見やすいように表示すべきことを指しすることができる。

主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者は、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができます。

第六条 主務大臣は、指定物質の販売価格が次の各号に掲げる品目の指定物質の販売価格が次の各号に掲げる品目の区分に応じて当該各号に規定する価格を超えていると認めるときは、その者に対し、当該各号に規定する価格以下の価格でその指定物質を販売すべきことを指しすることができる。

一 標準品目 標準価格(取引の態様又は地域の事情その他の事情がその標準価格を定めるに当たつて考慮した取引の態様又は地域的事情に当たつて考慮した取引の態様又は地域の事情その他の事情と異なるときは、標準価格を基準とし、その取引の態様又は地域の事情その他の事情を参考して妥当と認められる価格。次号において同じ。)

二 標準品目以外の品目 標準価格を基準とし、当該品目と標準品目との品質、寸法その他的事情の相違を参考して妥当と認められる価格。

三 前条第四項の規定は、前二項の場合に適用する。

主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができます。

(特定標準価格の決定等)

第七条 第三条から前条までに規定する措置を講じてなお指定物資の価格の安定を図ることが困難であると認められる場合において、その指定物資の価格の安定を確保することが特に必要であるときは、政令で、当該指定物資を特に価格の安定を確保すべき物資として指定することができる。

第二条 第二項の規定は、前項の規定による指定に準用する。

第八条 主務大臣は、前条第一項の規定による指定があつたときは、その指定された物資(以下「特定物資」という。)のうち取引数量、商慣習その他取引事情からみて特定物資の価格の安定のためにその価格の安定を確保すべき品目(以下「特定品目」という。)について、通常なく、特定標準価格を定めなければならない。

2 特定標準価格は、全国を通じて、又は主務大臣が定める地域ごとに定めるものとし、取引の態様その他の事情に応じて定めることができるものとする。

3 特定標準価格は、標準的な生産費、輸入価格又は仕入価格に標準的な取引費用及び適正な利潤を加えて得た額を基準とし、当該特定品目に係る特定物資の需給の見通し並びに国民生活又は国民経済に及ぼす影響を考慮して定めるものとする。

4 第三条第四項の規定は、第一項の規定により特定標準価格を定めた場合に準用する。

5 特定物資に関する第五条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「標準価格」とあるのは、「特定標準価格」とする。

第九条 主務大臣は、特定品目の物資の標準的な生産費、輸入価格若しくは仕入価格又は需給状況その他の事情に著しい変動が生じた場合にお

いて、特に必要があると認めるときは、特定標準価格を改定するものとする。

2 特定標準価格は、第七条第一項の規定による指定が解除されたときは、その効力を失う。

3 第三条第四項の規定は、前二項の場合に準用する。

(課徴金)

第十一条 主務大臣は、特定品目の物資の販売した者のその販売価格が当該販売をした物資に係る特定標準価格を超えていると認められるときは、その者に対し、当該販売価格と当該特定標準価格との差額に当該販売をした物資の数量を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2 前項の規定による命令を受けた者は、同項に定める課徴金を納付しなければならない。

3 第二項の場合において、当該販売に係る物資が同項の特定標準価格が告示された日前において生産され、輸入され、又は仕入れられた物資で、その生産費、輸入価格又は仕入価格が当該特定標準価格を定めるに当たつて基準となつた生産費、輸入価格又は仕入価格に比し著しく高いものであることが明らかである場合その他の特別の事情がある場合であつて政令で定める場合には、主務大臣は、政令で定めるところにより、同項の課徴金を減額し、又は免除することができる。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による命令の手続その他同項の規定の適用に付する事項は、政令で定める。

(強制徴収)

第十二条 主務大臣は、前条の規定による課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年十四・五ペーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の届出に係る生産計画を変更すべきことを指示

ことができる。

3 主務大臣は、第一項の規定による届出をした生産業者(前項の規定による指示があつた場合において、その者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収する)は、その届出に係る生産計画(第一項の規定による変更の届出があつたときは、その後段の規定による変更の届出があつたときは、その変後のもの。以下同じ。)に沿つて前条第一項の規定により指示された物資の生産を行わなければならぬ。

4 前項の規定による徴収の先取特権の順位については、国税の例による。

(税務行政機関との相互通知)

第十三条 主務大臣又はその権限の委任を受けた者は、第十条第一項の規定による命令をしたときは、その者に対し、当該販売価格と当該特定標準価格との差額に当該販売をした物資の数量を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2 前項の規定による命令を受けた者は、同項に定める課徴金を納付しなければならない。

(生産に関する指示等)

第十四条 前条第一項の規定により指定された物資の生産の事業を行ふ者(主務省令で定める要件に該当する者を除く。以下「生産業者」という。)は、主務省令で定めるところにより、当該物資の生産に関する計画(以下「生産計画」といいう。)を作成し、主務大臣に届け出なければならぬ。これを変更したときは、同様とする。

2 主務大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、前項の規定による届出をした生産業者に対し、その届出に係る生産計画を変更すべきことを指示

することができる。

3 第一項の規定による届出をした生産業者(前項の規定による指示があつた場合において、その者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収する)は、その届出に係る生産計画(第一項の規定による変更の届出があつたときは、その後段の規定による変更の届出があつたときは、その変後のもの。以下同じ。)に沿つて前条第一項の規定により指示された物資の生産を行わなければならぬ。

4 主務大臣は、第二項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたとき、又は前項に規定する生産業者が正当な理由なくその届出に係る生産計画に沿つて前条第一項の規定により指定された物資の生産を行わなかつたと認めることは、その旨を公表することができる。

5 主務大臣は、第二項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたとき、又は前項に規定する生産業者が正当な理由なくその届出に係る生産計画に沿つて前条第一項の規定により指定された物資の生産を行わなかつたと認めることは、その旨を公表することができる。

6 主務大臣は、第二項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたとき、又は前項に規定する生産業者が正当な理由なくその届出に係る生産計画に沿つて前条第一項の規定により指定された物資の生産を行わなかつたと認めることは、その旨を公表することができる。

7 主務大臣は、第二項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたとき、又は前項に規定する生産業者が正当な理由なくその届出に係る生産計画に沿つて前条第一項の規定により指定された物資の生産を行わなかつたと認めることは、その旨を公表することができる。

8 主務大臣は、第二項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたとき、又は前項に規定する生産業者が正当な理由なくその届出に係る生産計画に沿つて前条第一項の規定により指定された物資の生産を行わなかつたと認めることは、その旨を公表することができる。

9 第十七条 主務大臣は、前条に規定する措置をも

つてしては第十五条第一項に規定する事態を克服することが困難であると認めるときは、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち政令で定めるものに対し、輸入をすべき期限及び数量を定めて、同項の規定により指定された物資の輸入をすべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示を受けた法人は、当該特別の法律の規定にかかわらず、その指示を受けたところに従つて当該物資の輸入に関する業務を行なうことができる。

第十八条 主務大臣は、第十六条第一項又は前条第一項の規定による指示をしようとするときは、国際的取引秩序を乱すことのないよう配意しなければならない。

(保管に関する指示等)

第十九条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等のうちあらかじめその出荷を調整しなければ供給が不足する場合に対処することが困難なものにつきその供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害されるおそれがある。

2 第二条第二項の規定は、前項の規定による指定期に準用する。

第二十条 主務大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、同項の規定により指定された物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、保管をすべき期間及び数量を定めて、当該物資として指定することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けたときは、その旨を公表することができる。

(売渡し、輸送又は保管に関する指示等)

第二十一条 主務大臣は、特定の地域において生活関連物資等の供給が不足することにより当該

地域の住民の生活の安定又は地域経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあり、当該地域における当該生活関連物資等の供給を緊急に増加する必要があると認めるときは、当該生活関連物資等の生産、輸入又は販売の事業を行なう者に対し、売渡しをすべき期限及び数量、売渡先並びに売渡価格を定めて、当該業務を行なうことができる。

2 前項の規定による指示を受けた法人は、当該特別の法律の規定にかかわらず、その指示を受けたところに従つて当該物資の輸入に関する業務を行なうことができる。

第十八条 主務大臣は、第十六条第一項又は前条第一項の規定による指示をしようとするときは、国際的取引秩序を乱すことのないよう配意しなければならない。

(保管に関する指示等)

第十九条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等のうちあらかじめその出荷を調整しなければ供給が不足する場合に対処することが困難なものにつきその供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害されるおそれがある。

2 第二条第二項の規定は、前項の規定による指定期に準用する。

第二十条 主務大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、同項の規定により指定された物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、保管をすべき期間及び数量並びに保管条件を定めて、当該生活関連物質等の保管を行う者に対し、保管をすべき期間及び数量並びに保管条件を指示することができる。

(設備投資に関する指示等)

第二十二条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営を確保するため設備投資に関する需要の抑制を図る必要があると認められるときは、政令で、設備投資を抑制すべき期間として定めるところにより、設備投資計画を作成し、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

一 直接その事業の用に供する機械、装置その他の設備の設置であること。

二 当該主務省令で定める期間ごとの設備の設置に要する投資総額が政令で定める金額を超えるものであること。

2 第二十二条の規定により指定された期間内に建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第一条第一号に規定する建築物をいい、公益上又は国民生活上必要な建築物であつて政令で定めるもの及び次条第一項の規定により届出をすべき設備投資計画に係る建築物を除く。

以下同じ)であつて、政令で定める規模以上の建築(移転を除く。以下同じ)をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、同工事計画を作成し、主務大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(割当て又は配給等)

第二十五条 物価が著しく高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難であることにより、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に重大な支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められるときは、別に法律の定めがある場合を除き、当該生活関連物資等を政令で定める基準に適合しないと認めるときは、その建築をしようとする者に対し、工事計画の全部若しくは一部の実施の延期又は当該建築物の規模の縮小を指示することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第三条 第二十四条 第二十二条の規定により指定された期間のうち主務省令で定める期間内に、次の各号に該当する設備の設置をしようとする事業者(その事業の用に供する設備に対する投資を抑制することが必要であるものとして政令で定める事業を行う者をいい、主務省令で定める要件に該当する者を除く。以下同じ。)は、主務省令で定めるところにより、設備投資計画を作成し、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 前項の政令で定める事項は、同項に規定する事項を克服するため必要な限度を超えるものであつてはならない。

(帳簿の記載)

第二十六条 指定物資を販売する者(主務省令で定める要件に該当する者を除く。)は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、当該指定物資に係る経理に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(立入検査等)

第二十七条 主務大臣は、第五条、第六条及び第十条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定物資を販売する者に対し、その業務若しくは経理の状況に關し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、当該設備の設置が国民生活上又は国民経済上の緊急性その他事情を勘酌して政令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該事業者に対し、設備投資計画の全部若しくは一部の実施の延期又は当該投資総額の減少を指示することができる。

2 主務大臣は、第十四条、第十六条、第二十一条、第二十二条、第二十三条及び第二十四条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定物資を販売する者に対し、その業務若しくは経理の状況に關し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

くは第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項に規定する者に対し、その業務若しくは経理の状況に關し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3

主務大臣は、第二十五条第一項の規定に基づく政令の施行に必要な限度において、政令で定めるとところにより、同項の規定により指定された生活関連物資等の生産、輸入若しくは販売の事業を行なう者その他政令で定める関係者に対し、同項に規定する事項に關し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4

第一項の規定により立入検査若しくは質問をする職員又は前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5

第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(経過措置)

第二十八条

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができること。

(主務大臣及び主務省令)

第二十九条 この法律における主務大臣及び主務省令は、政令で定める。

(権限の委任)

第三十条 この法律による権限は、政令で定めるところにより、外局の長、地方支分部局の長又は地方公共団体の長に委任することができる。

(罰則)

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、一年

以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

二 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第二十七条第二項若しくは第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同條第二項若しくは第三項の規定による

検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

又は同條第二項若しくは第三項の規定による

検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

又は第二十四条第一項、第二十三条第一項又は第二十四条第一項の規定による届出をしなかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十二条 第十四条第一項、第二十三条第一項又は第二十四条第一項の規定による届出をしなかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に

対して、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十五条第一項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく处分に違反した者を五年

以下との懲役若しくは三百萬円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して当該違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。

八 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第号)の規定による課徴金及び延滞金

(法人税法の一部改正)

第五条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項に次の一号を加える。

六 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第号)の規定による課徴金及び延滞金

(生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の一部改正)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(物価統制令の一部改正)

第二条 物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項に次の一号を加える。

六 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第号)の規定による課徴金及び延滞金

(生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の一部改正)

第六条 生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第号)の一部を次のように改正する。

第四十九条 第二項に「生活関連物資」を「生活関連物資等」とする。

第四条中「主務大臣」の下に「物価ガスシク昂騰シ又ハ昇騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ

依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキ」を加え、「価格等ニ」を「当該価格等ニ」に改める。

第三十三条及び第三十四条中「十万円」を「五百万円」に改める。

第三十五条中「五万円」を「三百万円」に改める。

第三十七条中「一万円」を「二十万円」に改める。

第三十八条中「二万円」を「十万円」に改める。

第三十九条中「五千円」を「十万円」に改める。

(物価統制令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律施行の際改正前の物価統制令第四条の規定により統制額の指定されている価格等に係る統制額の指定については、当分の間、改正後の同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項に次の一号を加える。

八 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第号)の規定による課徴金及び延滞金

(法人税法の一部改正)

第五条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項に次の一号を加える。

六 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第号)の規定による課徴金及び延滞金

(生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の一部改正)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(物価統制令の一部改正)

第二条 物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項に次の一号を加える。

六 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第号)の規定による課徴金及び延滞金

(生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の一部改正)

第六条 生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第号)の一部を次のように改正する。

第四十九条 第二項に「生活関連物資」を「生活関連物資等」とする。

他の国民生活との関連性が高い物資をいう。以下同じ。」「国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資(以下「生活関連物資等」という。)に改め、「国民生活の安定」の下に「と国民経済の円滑な運営」を加える。

第四条を次のよう改める。

(充渡しに関する指示及び命令)

第四条 内閣総理大臣及び主務大臣は、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行なう者が買占め又は売惜しみにより当該特定物資を多量に保有していると認めるときは、その者に対し、充渡しすべき期限及び数量並びに充渡しをすべき先(内閣総理大臣及び主務大臣が当該特定物資の買受けにつきその同意を得た者に限る。)を定めて、当該特定物資の充渡しをすべきことを指示することができる。

第二 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかつたときは、その者に対し、充渡しをすべき期限及び数量を定めて、当該充渡先に当該特定物資の買受けにつきその同意を得た者に限る。)を定めて、当該特定物資の充渡しをすべきことを指示することができる。

第三 前項の規定による命令があつた場合において、当事者が支払い、又は受領すべき金額その他その命令の実施に關し必要な細目は、当事者間の協議により定める。

第四 内閣総理大臣及び主務大臣は、第二項の規定による命令に係る充渡しをすべき期限までに当事者が前項の協議をすることができず、又は該協議が整わないと認めるときは、政令で定めるところにより、裁定を行なうものとする。

第五 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

第六 第四項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が整つ

第一類第九号(附属の二)

商工委員会 物価問題等に関する特別委員会 地方行政委員会 外務委員会 大蔵委員会
社会労働委員会 農林水産委員会 運輸委員会 建設委員会 科学技術振興対策委員会
別委員会 石炭対策特別委員会 公害対策並びに環境保護全般特別委員会 連合審査会議録

たものとみなす。

7 第四項の裁定のうち当事者が支払い、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三月以内に訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

8 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

9 第四項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由としていることができない。

第八条を次のように改める。

(権限の委任)

第八条 この法律の規定による内閣総理大臣及び主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長に委任することができる。

第八条の次に次の三条を加える。

(罰則)

第九条 第四条第二項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十条 第五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第二項の規定による検査を拒み、妨害金に処する。

第十二条 第五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第二項の規定による検査を拒み、妨害金に処する。

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

物価の高騰その他我が国経済の異常な事態に對処し、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運

営を確保するため、国民生活との関連性が高い物資及び国民経済上重要な物資について、標準価格等の設定及びこれらを遵守させるための措置、生産、輸入及び保管に関する指示等の措置その他の理由とすることができない。

第八条を次のように改める。

○濱野委員長 提案理由の説明は、お手元に配付してあります資料によつて御了承願うこととし、直ちに質疑に入ります。

この際、御質疑される各委員に申し上げます。質疑は、申し合わせの時間内で御協力を願いいたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。多賀谷眞穂君。

○多賀谷委員 まず、政府は、今回のOAPEC諸国からの石油輸出制限に関する政策についてどういう反省をしておるか、これをまず外務大臣、通産大臣からお聞かせ願いたい。

○大平国務大臣 わが国は、商業的手段によりまして、必要とする資源を必要とする時期に、必要とする分量を確保できるという確信に立ちまして経済の運営をやつてしまつたわけでござりますけれども、資源といふものは必ずしもそういう手段による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

○中曾根国務大臣 いまおっしゃいました考え方があるかどうか、あるいは外務大臣は、新たな内外の政策の転換と言わられたが、経済外交についてどういう転換を考えられておるか伺いたい。

○中曾根国務大臣 いまおっしゃいました考え方というのは、当時としてはやむを得ない考え方もあり、かつ今日においても全部否定すべきものではないと私は思つております。なるほどドイツのよう、ザール・ルール、ああいうところの内陸型の国が生産コストの面において非常に不利な点がある、あるいはイギリスの場合におきましてもそういう要素が必ずしもないとはいえない。

日本の場合、一九六〇年代に大量の、しかもわりあいに安い燃料が世界各地に出てまいりまして、それが可能であるわけでございますので、世界経済の秩序がより自由な姿において安定していくよ

うな経済外交を精力的に一面進めてまいる姿勢は、今後とも必ずしてはならないことではないか

感しておる次第でございます。したがいまして、資源の安定確保につきましては、内政、外交を通じまして、従来われわれが考えなかつた新たなふうをめぐらしていかなければならないのではないかと感じておる次第でございます。

○中曾根国務大臣 日本は外国の資源に依存して、従来われわれが考えなかつた新たなふうをめぐらしていかなければならないのではないかと感じておる次第でございます。

○多賀谷委員 通産大臣は、現在においてはやむ

構造を育成するという点において今回非常な反省をした次第であります。

それから、さらに産業自体の内容におきましての設定及びこれらを遵守させるための措置、生産、輸入及び保管に関する指示等の措置その他の理由とするべきが、この法律案を提出する理由である。

○濱野委員長 提案理由の説明は、お手元に配付してあります資料によつて御了承願うこととし、直ちに質疑に入ります。

この際、御質疑される各委員に申し上げます。質疑は、申し合わせの時間内で御協力を願いいたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。多賀谷眞穂君。

○多賀谷委員 まず、政府は、今回のOAPEC諸国からの石油輸出制限に関する政策についてどういう反省をしておるか、これをまず外務大臣、通産大臣からお聞かせ願いたい。

○大平国務大臣 わが国は、商業的手段によりまして、必要とする資源を必要とする時期に、必要とする分量を確保できるという確信に立ちまして経

済の運営をやつてしまつたわけでござりますけれども、資源といふものは必ずしもそういう手段による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

○中曾根国務大臣 いまおっしゃいました考え方があるかどうか、あるいは外務大臣は、新たな内外の政策の転換と言わられたが、経済外交についてどういう転換を考えられておるか伺いたい。

○中曾根国務大臣 いまおっしゃいました考え方というのは、当時としてはやむを得ない考え方もあり、かつ今日においても全部否定すべきものではないと私は思つております。なるほどドイツのよう、ザール・ルール、ああいうところの内陸型の国が生産コストの面において非常に不利な点がある、あるいはイギリスの場合におきましてもそういう要素が必ずしもないとはいえない。

日本の場合、一九六〇年代に大量の、しかもわりあいに安い燃料が世界各地に出てまいりまして、それが可能であるわけでございますので、世界経

済の秩序がより自由な姿において安定していくよ

うな経済外交を精力的に一面進めてまいる姿勢は、今後とも必ずしてはならないことではないか

感しておる次第でございます。

○中曾根国務大臣 日本は外国の資源に依存して、従来われわれが考えなかつた新たなふうをめぐらしていかなければならないのではないかと感じておる次第でございます。

○多賀谷委員 通産大臣は、現在においてはやむ

する競争力においては抜群であった。そういう点は確かにあって、それが日本経済を成長させた一つの大きな要因であったことは否定できないと思うのです。しかし、そういう一方に偏った考え方

といふものが今日欠陥を露呈して、一面においては公害問題となり、一面においてはアラブの石油削減によって世界で一番打撃を受ける國の構造になつておつた。そういう点においてはわれわれもまた、実際にもそのとおり行なつてきました。なかなかから海岸線に製鉄所ができた。もし原料も、資源多消費型といふことの欠陥が非常に出てまいりまして、いわゆる知識集約型の産業構造に至りまして、いわゆる知識集約型の産業構造に至りまして、いわゆる知識集約型の産業構造に至りました。

○多賀谷委員 日本の財界は、日本はむしろ資源がなかつたから経済が伸びた、なまじつか質の悪い資源があつたら、こう経済は伸びなかつたであろう、こういうことをしばしば広言をしました。また、実際にもそのとおり行なつてきました。なかつたから海岸線に製鉄所ができた。もし原料も、資源多消費型といふことの欠陥が非常に出てまいりまして、いわゆる知識集約型の産業構造に至りました。

○大平国務大臣 いま通産大臣が仰せられましたように、国内の経済、産業構造というものを、重ねて、バランスのとれた産業構造等に逐次転移していくことではないかと思うのであります。

○大平国務大臣 いま通産大臣が仰せられましたように、国内の経済、産業構造というものを、重ねて、バランスのとれた産業構造等に逐次転移していくことではないかと思うのであります。

○大平国務大臣 いまおっしゃいました考え方があるかどうか、あるいは外務大臣は、新たな内外の政策の転換と言わられたが、経済外交についてどういう転換を考えられておるか伺いたい。

○中曾根国務大臣 いまおっしゃいました考え方というのは、当時としてはやむを得ない考え方もあり、かつ今日においても全部否定すべきものではないと私は思つております。なるほどドイツのよう、ザール・ルール、ああいうところの内陸型の国が生産コストの面において非常に不利な点がある、あるいはイギリスの場合におきましてもそういう要素が必ずしもないとはいえない。

日本の場合、一九六〇年代に大量の、しかもわりあいに安い燃料が世界各地に出てまいりまして、それが可能であるわけでございますので、世界経

済の秩序がより自由な姿において安定していくよ

うな経済外交を精力的に一面進めてまいる姿勢は、今後とも必ずしてはならないことではないか

感しておる次第でございます。

○中曾根国務大臣 日本は外国の資源に依存して、従来われわれが考えなかつた新たなふうをめぐらしていかなければならないのではないかと感じておる次第でございます。

○多賀谷委員 通産大臣は、現在においてはやむ

を得ない、いな正しい面もある。こうおつしやいましたが、私は、立地政策として製鉄所が海岸線に設けられるのは当然だと思います。そのことを言つてゐるわけじゃない。しかし、資源がなかつたほうがいいんだというものの考え方が間違つたおつたのではないか、こういう指摘をしておつたわけです。

そこで、現在起つております中東の石油削減の問題も、単に値上げだけの問題ではない。あの国は、クウェートとしてもサウジアラビアとしても、大臣行かれて御存じのように砂漠です。掘つても掘つても水は出ない、石油しか出ない。ありますから、野菜たつて空輸しなければならぬ。資源がなくなれば國の存立すらあぶないような状態になる。でありますから、当然彼らが望んでおるのは、第一には、計画的な継続的な生産をしてもらいたい、これが彼らの要望であります。ところが、今までメジャーがやっておる状態は乱掘に乱掘です。アメリカの国内でありますと、石油が自噴をする、自噴をしなくなるとポンプで吸い上げる、それもうまいかなくなると、水攻法といつて水を入れて油をとつてある。ですから、アメリカ自体は八〇%ぐらいの回収率を示しておる。ところが、サハラ砂漠のごときは一八%といわれておる。きわめて安いコストのところだけ掘るわけです。ですから、いま現実にアラビア政府とメジャーとの間に紛争が起きておる。中東が大体三〇%から六〇%くらいの回収率です。でありますから、残されたものは高いコストの石油と沙漠である。こういう今までの姿勢に対しても問題がある。それから第二は、たびたび言われておりますように、いわば石油以外の産業というのを導入したいという問題、あるいは第三は、やはり参加をするという問題だと思います。

そして、今まで安く掘った石油がどこに来ておるか。これは率直にいいますと、大部分日本とECなんですね。ですから、そのことをよく考えておかなければならない。単に値上げだけの問題

じゃなくて、向こうは資源を永続的に掘つてもらいたい、計画的に生産をしてもらいたい、これに對して安い乱掘をやつてきた。これがやはり基本的な問題である。こういうように考えなければなりません。

でありますから、こういうメジャーに対すると同様に、現実に日本が投資をしたアラビア石油についてもOPECではやはりメジャーと同じよう見えておる、同一視しておるわけです。アラビア石油がいままで自主開発として——アラビア石油はいわば純国産エネルギーとして考えておつたけれども、今度の事態を見ると同じように制限を受けおる、これはどこに原因があるのか。これはやはり國の外交の姿勢に問題があつたといふうに思う。

そこで、今後の問題として、一体、中東にどういうように外交政策を展開しようとしておるのか、あるいは経済外交をどういうように展開しようとお思ひますか。これをお聞かせ願いたい。

○大平国務大臣 多賀谷さん御存じのように、わが国は、信条、体制のかきねを越えまして、広く全世界の国々と友好親善關係を維持してまいらなければならぬ国でござります。全世界からの信頼と祝福を受けなければやつていけない国でござります。したがいまして、中近東諸國も例外でないわけでございまして、中近東諸國は二十二国ある

わけでございますが、そのうち小さい国でありますからもう一つの問題は、いまあなたが御指摘になりました合成ゴムのような問題でございまして、この問題につきましては、累次にわたりましてASEAN諸国とわが国と相談いたしました。そこで、今後は、今度は合成ゴムでも、とにかく日本は合成ゴムを八十万トンも外国へ輸出しておる、アメリカでは自分の国内で使う二十万トンしか生産しない、日本はインドネシアの石油を買つていて、今度は合成ゴムにしてインドネシアに輸出して天然ゴムを圧迫しておる。こう言つておるのであります。したがいまして、中近東諸國も例外でない

うとしておるのか、これをお聞かせ願いたい。

○多賀谷委員 インドネシアだって決して石油の輸出削減を受けるような事態が起らぬといふうに思ひます。

そこで、今後は、今度は合成ゴムでも、とにかく日本は合成ゴムを八十万トンも外国へ輸出しておる、アメリカでは自分の国内で使う二十万トンしか生産しない、日本はインドネシアの石油を買つていて、今度は合成ゴムにしてインドネシアに輸出して天然ゴムを圧迫しておる。こう言つておるのであります。したがいまして、中近東諸國も例外でない

うとしておるのか、これをお聞かせ願いたい。

○大平国務大臣 いま御指摘のインドネシアにいたしましてもイランにいたしましても、わが国の期待にこたえてこの石油危機にかかるわらず石油の

供給を続けていただいておることに對して、いたく感謝いたしておるわけでございます。それで私たちは、一面こういう状況が続きましたが、日本の生产力は低下いたしまして、その結果輸出力も低下して、あるいはイランあるいはインドネシア等に対する輸出力が減退するというようなことで、そういう国々の経済建設に支障を来たすようなことがありはしないかと心配いたしておる事が一つの問題でございます。

それからもう一つの問題は、いまあなたが御指摘になりました合成ゴムのような問題でございまして、この問題につきましては、累次にわたりましてASEAN諸国とわが国と相談いたしました。そこで、今後は、今度は合成ゴムでも、とにかく日本は合成ゴムを八十万トンも外国へ輸出しておる、アメリカでは自分の国内で使う二十万トンしか生産しない、日本はインドネシアの石油を買つていて、今度は合成ゴムにしてインドネシアに輸出して天然ゴムを圧迫しておる。こう言つておるのであります。したがいまして、中近東諸國も例外でない

うとしておるのか、これをお聞かせ願いたい。

それから第二の、経済援助政策の基本は何かと

いうことでございます。わが国は資源のない国でございますにかかわらず、安い資源を安定した価格で供給を受けて、先ほど冒頭にあなたが御指摘になりましたように非常な経済の成長を遂げ、繁栄を誇ることになったことは、資源保有国側から見ると何か當然としないものがあることは十分われわれも承めておかなければならぬと思うのでございまして、まず第一に、日本は謙虚でなければならぬということが第一でございます。そうしてまた、われわれがから得ている経済の力、繁栄といふものは、資源保有国をはじめ多くの国々の善意と協力のたまものであるということをございまして、この果実はそれらの人々との間で分かち合うだけの寛容さを持たなければならぬと思うのであります。したがつてこれは貿易の先行投資であるとかいう趣旨のものとしてではなくて、受益國側の自主的な御計画による国づくりに日本が虚心に協力をする、そういう姿勢でいかなければならぬと思うのでございます。

第三に、その場合の条件でございますが、これはすでにUNCTADでも決議がござりまする

し、また、先進国グループであるOECDにおきましてもうそういう条件の吟味は絶えず加えられておるわけでございまして、私どもは、そういう国際的なものですから申しまして、日本はできるだ

けますで、その場合の条件でございますが、これ

は、みんな貿易収支が赤字なんですよ、品物は車工場でもそろでしよう。アセンブル工場を持つ

ていいってやるけれども、部品は全部日本から送るわけですからね。日本が工場を建ててくれたところは、みんな貿易収支が赤字なんですよ、品物は日本から送るわけですから。アセンブル工場だけを向こうに建てるのですから。しかも、日本が東南アジアにやつた援助というのはみんな消費財でしょ。そういうところにやはり基本的な問題がある。ですから、反感を買つておるわけですよ。

ましてもそういう条件の吟味は絶えず加えられておるわけでございまして、私どもは、そういう国際的なものですから申しまして、日本はできるだけですから、その国が経済の発展のできるようなくつけその国際的なクライテリアよりきびしくなるようなことのないように心がけてまいらなければならぬと考えております。

それに関連いたしまして、そろする以上やはり政府ペースの援助を多くするということでなければならぬわけでございます。民間ペースの援助といふのはどうしても条件が重くなるわけでございまして、予算編成面におきましてもその点に特に留意いたしていかなければなりませんし、相手

の立場を考えてまいるように現に努力いたしておるわけでございますが、そういう方向に努力を積み重ねてまいりて、受益國側の信頼と期待にこたえなければならぬと考えております。

○多賀谷委員 きわめて思想的なかつ具体性のないお話をあります。しかし、時間がありませんからあまり追及しませんけれども、たとえば周恩来首相が八原則と言つた。きわめて簡明ですね。それが八原則と言つた。きわめて具体的ですよ。なぜ日本はこういうものを出し得ないのか。たとえば、これはとても日本では無理でしょうけれども、被援助国に派遣した専門家は、その国の専門家と同様によくわかる。きわめて具体的ですよ。なぜ日本はこういうものを出し得ないのか。たとえば、これはとても日本では無理でしょうけれども、被援助国に派遣した専門家は、その国の専門家と同様によくわかる。きわめて具体的ですよ。なぜ日本はこういうものを出し得ないのか。たとえば、

昭和三十年以来石炭鉱業合理化事業団によりまして、いまお話をあつた六千二百万トン買いつぶして整理いたしました。炭鉱数は八百八十七、その生産規模は約六千二百トンでございます。

○山形政府委員 お答え申し上げます。

昭和三十年以来石炭鉱業合理化事業団によりまして、いまお話をあつた六千二百万トン買いつぶして整理いたしました。炭鉱数は八百八十七、その生産規模は約六千二百トンでございます。

○多賀谷委員 実は日本の炭鉱は二百一億トン埋藏量があると昭和三十一年に発表した。そうちて、いまお話をあつた六千二百万トン買いつぶして整理いたしました。炭鉱数は八百八十七、その生産規模は約六千二百トンでございます。

○中曾根国務大臣 そのとおりでございます。

○多賀谷委員 ですから、日本の石炭資源が少ないと、いとも、政府自身が計算をして金を払つた

埋藏量が六十二億トンあるんですよ。買いつぶしてそのトン数を買ひ上げた埋藏量が六十二億トンある。それは間違いないですか。

○山形政府委員 そのとおりでございます。

○多賀谷委員 ですから、日本の石炭資源が少ないと、いとも、政府自身が計算をして金を払つた

埋藏量が六十二億トンあるんですよ。買いつぶしてそのトン数を買ひ上げた埋藏量が六十二億トンある。それは間違いないですか。

○中曾根国務大臣 これは、一面において世界的なエネルギー事情の変化がありまして、コストの面から見て安い大量の石油が中東その他に現出しだ、そういうところから経済効率を考えて産業構造が変化してきた。そういうふうに考えるわけであります。しかし、別の面から長期的に見ますと、資源の活用という面において、それは今日の反省におきましては必ずしも十全ではなかつたのではないかとも考えられます。

○多賀谷委員 世界的なエネルギー革命の傾向だとおっしゃいますけれども、イギリスにおいてもまだ一億二千万トン以上掘つていますよ。ドイツにおいても一億トン以上掘つています。日本よりも

質度の悪いフランスだって現在三千万トン掘つてゐるのです。この資源のない日本がなぜこんなに炭鉱をつぶしたのか。これは単なる世界的傾向ではないんですよ。そういうことに便乗をした日本の政府及び財界がつぶしてしまつたのです。現実にイギリスでは、今日、電力用炭に七千二百万トン使つていますよ。西ドイツだって三千三百万トンぐらい使つてゐるのです。日本は一体幾ら使つてゐるのですか、通産大臣。

○中曾根国務大臣 約八百万トン弱だと記憶しております。

○多賀谷委員 私が非常に残念に思いましたのは、第五次石炭政策を審議をする際に、需要側、

すなわち鉄鋼、ガス、電力に、一体需要想定は幾

らであるかと出したところが、驚くなられ、九電力で二百二十万トンしか出さなかつた。昭和五十年には三百二十万トンですと出してきた。それ以

つ水没事故が起つたかわからぬ。炭鉱の坑内が満水して満タンになつておるわけです。ですから、そういうところをいかげんに掘つていくと出水事故が起つた。ですから、全部とは言いませんけれども、少なくとも六十二億トンの埋藏量といふものは永遠にほんと死んでおる、こう残念ながら言わざるを得ない。これは一体だれの責任であるかですね。ひとつ通産大臣からお答え願いたい。

○中曾根国務大臣 これは、一面において世界的なエネルギー事情の変化がありまして、コストの面から見て安い大量の石油が中東その他に現出しだ、そういうところから経済効率を考えて産業構造が変化してきた。そういうふうに考えるわけであります。しかし、別の面から長期的に見ますと、資源の活用という面において、それは今日の反省におきましては必ずしも十全ではなかつたのではないかとも考えられます。

○多賀谷委員 世界的なエネルギー革命の傾向だとおっしゃいますけれども、イギリスにおいてもまだ一億二千万トン以上掘つていますよ。ドイツにおいても一億トン以上掘つています。日本よりも

質度の悪いフランスだって現在三千万トン掘つてゐるのです。この資源のない日本がなぜこんなに炭鉱をつぶしたのか。これは単なる世界的傾向ではないんですよ。そういうことに便乗をした日本の政府及び財界がつぶしてしまつたのです。現実にイギリスでは、今日、電力用炭に七千二百万トン使つていますよ。西ドイツだって三千三百万トンぐらい使つてゐるのです。日本は一体幾ら使つてゐるのですか、通産大臣。

○中曾根国務大臣 約八百万トン弱だと記憶しております。

○多賀谷委員 私が非常に残念に思いましたのは、第五次石炭政策を審議をする際に、需要側、

すなわち鉄鋼、ガス、電力に、一体需要想定は幾

らであるかと出したところが、驚くなられ、九電力で二百二十万トンしか出さなかつた。昭和五十年には三百二十万トンですと出してきた。それ以

あぶなくて、とても掘れなんと言えませんよ。いりますから、石炭について話をしてみたいと思い

外に要りませんと、こう言う。これを出されますと、やはり日本の炭鉱の業者も、石炭をやるうといふ人はいませんよ。それはたった二百二十万トンしか電力に使わない。電力以外に使えといふのは、若干の暖房炭それから原料炭。一般炭においては、この煙の出る石炭を使えといふはうが今日無理でしょう。しかし電気ならできる。その電気

うのがいままでの線でありましたが、それより
もっと積極的に、その上さらなどの程度がさ上げ
するかということを策定中なので、大体審議会の
大かたの意向は、二百万トンないし二百五十五万ト
ン程度は確保するということが意見のようであり
ます。

価格が据え置かれておったわけでござりますが、その間、諸物価の高騰もございましたし、人件費のアップもございまして、二十年の間いろいろコストアップ要因を合理化で吸収してまいりました。価格構成の中ににおける燃料の問題は、御指摘の点があるわけでございますけれど

○中曾根国務大臣 わりあいに手つとり早い方法は、産炭地である北海道あるいは九州に石炭の需要を起こす、たとえば、石炭車焼火力を思い切って大規模に推進をしていく、こういうことが需要も起こし、合理的な方法ではないかと思ひます。

○中曾根國務大臣 第五次答申におきましては、二千万トンを下らざるという答申が出ておりまして、政府としても、その線は堅持すべくいままで政策を進めてきたところでございます。今度の石油危機の状況にかんがみまして、この二千万トンを下らざるといふところをどの程度さらになさ上げしていくか、いま検討させております。しかし、ともかく二千万トンを下らざるといふ線はそのときから明示されておりまして、われわれはこれを至上命令として実行しているつもりであります。

○多賀谷委員 二千万トンといいますが、いま日本とのこのエネルギー騒ぎが起こっているときに、たった二千万トン堅持するというので済みますか、通産大臣。いまの一般炭は電力に使うのが一番いいのですよ。ところが、なぜ使えなかつたか。それは公害問題もありますよ。ですから、私は東京のまん中で、あるいは関西やあるいは京葉で発電所に石炭を使えとは言つてないのです。しかし、北海道や九州、少なくともそのところは石炭を使うべきじゃないですか。

○中曾根國務大臣 十二月七日に石炭鉱業審議会の中間答申が出まして、そして今度の石油危機の情勢にかんがみて、国内資源である石炭を活用すべきであるという答申が出ました。それで、いま申しあげましたように、二千万トンを下らざるとい

○多賀谷委員 先般関西電力が値上げをしました。これは昭和二十九年から初めてだというのです。四国電力も値上げをしました。ところが、この関西電力が昭和二十九年、重油の値段、石炭の値段を料金の中に算定したのは、重油が一トン当たり八千八百三十五円、それから石炭が四千六百五十円です。そこで、石炭界は、何とかして重油の八千八百円に合わせようとして千二百円引きをしました。ところが、四十七年までに残念ながら石炭はまだ値段がもとに復していないのです。その間に油はどうしたかといいますと、八千八百三十五円の関西電力は、昭和三十六年には六千六百円の油を使っている。三十七年には六千八百八十一円、さらに四十年には五千九百円、四十一年には五千八百九円、さらに四十二年とまだ下がっているのですよ。ものすごい益金が出ておるわけですね。消費者には還元しなかつたわけですよ。電力料金を下げなかつたわけですから。石炭についても、四千二百九十九円あるいは昭和三十八年には三千九百九十九円、料金の算定の中に入つておつたけれども、さらに石炭をぐっと下げた。油は八千八百円を、実際入つていくのが五千九百円で入れておる。こういう時代を経てきておるわけです。ですから、この際に何とか手の打ちようがあつたのではないか。だから私が言うのは、油は油、石炭は石炭だと幾ら言つてもこれは解決できない。安い油が入ってくるときには少しぐらい高い石炭を使つても、少なくとも料金の算定の基礎になつている程度の石炭を使つても困らないでしよう。それが総合エネルギー政策ですよ。それをなぜやらなかつたのかですね。泣かすだけ泣かしたということですよ。これについてどう考えられるか。

○多賀谷委員 その問題は、いま北海道電力買っている石炭は四千九百カロリーで、二千九六円です。石炭が二千円台なんですよ。これで買おるわけです。ですから、北海道が一般電力をしても採算が合わない。そしてカロリー当たると見ると、五十九円三十銭ですね。ところが、油は八十六円九十銭、こうなつておる。ですから、これはやはり政策なんですよ。九州だって同じです。ところが、残念ながら北海道と九州の電力料金を見ると、九州が一番高いです。今度の関西電力の、あるいは四国電力の値上げを除きますと前の時点でいいますと北海道がその次です。北海道と九州の電力料金が一番高い。それはコストかかる、送電費がかかる、だから北電は上げられない、こう言う。しかし、日本全体から見るとエネルギーが足らない。そうすると、その石炭をざわざ東京まで運んできたのでは非常にコストかかる。これは一体どうするつもりですか。これは政策をやれば簡単に解決できるでしょう。しかし、いまのような九電力そのままの会計にして、いまのよろな九電力そのままの会計にして、石炭を上げて使え使えといつても、これは無理でしょ。しかし、国全体としてはエネルギーが足らぬ。これは一体どういうように通産大臣は解決近の事情も織り込んで価格の改定に踏み切ったう石炭産業の維持のためにこれを行使するつもりでございます。先般も本年度の引き取り価格にきまして改定をさせまして、トントン二千五百円上さしたわけでございます。

○多賀谷委員 それは、石炭事業の火力をつくっても、買あうほうは北海道電力と九州電力が買あうわけでしょう。いまの炭価では石炭を掘れない、こうはり全体的に何か料金のブル的なものを考えて、そろして保険料的なものを日本経済としては考えるべきですよ。大体、借金をして家を建てて、火災保険に入つてなくて、火事が起つてびっくりして騒いでおるというのがいまの日本経済で、保険料を支払わないで、そらして火災になつたからといって困つた困つたといつておるのですよ。ですから、いまや石炭なんていふのはもう保険料を考えなければ、私はいまから大陸だなの話をいたしますが、やはり国内及び周辺の大陸だなどというのは保険料のように考えなければ現実に解決できないと私は思うのです。そういう考え方でなければならぬ。これを重油と競争させたら無理です。また、現在のような九電力の状態にして、それを料金も全部別々にして行なうといふことも無理です。ですから、石炭を使った電力料金については何らかの形で重油とブルをするという、こういう政策をとらない以上はこの問題は解決しない、こういうように思いますが、どうですか。

○中曾根国務大臣 それも検討に値する一案であると思っております。

○多賀谷委員 これはよっぽど政治力を發揮しておやりにならないと、かつて、産廃地で発電して関西に送るという、これは技術重視は全部賛成したのですよ。しかし、社長会は全部反対した。これは将来の統合につながる、こう言う。ですかね。検討をするならば勇気を持つて——これはかつて火力と水力の調整金というのがありました。

第一類第九号(附屬の一)

商工委員会 物価問題等に関する特別委員会 地方行政委員会 外務委員会 大蔵委員会
社会労働委員会 農林水産委員会 運輸委員会 建設委員会 科学技術振興対策等特別委員会
別委員会 石炭対策特別委員会 公害対策並びに環境保全特別委員会連合審査会議録

第一号 昭和四十八年十一月十五日

価格が据え置かれておったわけでござりますが、その間、諸物価の高騰もございましたし、人件費のアップもございまして、二十年の間いろいろなコストアップ要因を合理化で吸収してまいつたわ最近の事情も織り込んで価格の改定に踏み切つたわけでございます。価格構成の中ににおける燃料の問題は、御指摘の点があるわけでございますけれども、全体の原価構成の点から見まして、先般、最近の石炭の引き取り価格につきましては、より一そく石炭産業の維持のためにこれを行使するつもりでございます。先般も本年度の引き取り価格につきまして改定をさせまして、トン二千五百円上げましたわけでございます。

○多賀谷委員 その問題は、いま北海道電力が買っている石炭は四千九百カロリーで、一千九百六円です。石炭が二千円台なんですよ。これで買つておるわけです。ですから、北海道が一般炭を出しても採算が合わない。そうしてカロリー当たりで見ると、五十九円三十銭ですね。ところが、重油は八十六円九十銭、こうなつておる。ですから、これはやはり政策なんですよ。九州だって同じであります。ところが、残念ながら北海道と九州の電力料金を見ると、九州が一番高いです。今度の関西電力の、あるいは四国電力の値上げを除きますと、前の時点でいいますと北海道がその次です。北海道と九州の電力料金が一番高い。それはコストがかかる、送電費がかかる、だから北電は上げられない、こう言う。しかし、日本全体から見るとエネルギーが足らない。そうすると、その石炭をわざわざ東京まで運んできたのでは非常にコストがかかる。これは一体どうするつもりですか。これは政策をやれば簡単に解決できるでしょ。しかし、いまのような九電力そのままの会計にして、そうして一番コストの高い九州、北海道に、石炭を上げて使え使えといつても、これは無理でしょ。しかし、国全体としてはエネルギーが足らなく。これは一体どういうように通産大臣は解決す

○中曾根國務大臣 わりあいに手つとり早い方法で大規模に推進をしていく。こういうことが需要も起こし、合理的な方法ではないかと思います。

○多賀谷委員 それは、石炭専焼火力を思い切って、火災保険に入つてなくて、火事が起つて、そろして保険料的なものを日本経済としても、買つほうは北海道電力と九州電力が買つわけでしょう。いまの炭価では石炭を掘れない。こう炭鉱はいつているでしょ。ですから、これはやはり全体的に何か料金のブルー的なものを考えて、そろして保険料的なものを日本経済になつたからといって困つた困つたといつておるのですよ。ですから、いまや石炭なんていうのはもう保険料を考えなければ、私はいまから大陸だなの話をいたしますが、やはり国内及び周辺の大話題だなというのは保険料のように考えなければ現実に解决できないと私は思つのです。そういうふうで、保険料を支払わないで、そろして火災に遭つたからといって困つた困つたといつておるの話をいたしますが、やはり國內及び周辺の大話題だなというのは保険料のように考えなければ現実に解决できないと私は思つのです。そういう考え方でなければならぬ。これを重油と競争させたら無理です。また、現在のような九電力の状態にして、それを料金も全部別々にして行なうといふことも無理です。ですから、石炭を使った電力料金については何らかの形で重油とブルーをするという、こういう政策をとらない以上はこの問題は解决しない。こういふように思ひますが、どうですか。

○中曾根國務大臣 それも検討に値する一案であると思つております。

○多賀谷委員 これはよっぽど政治力を発揮しておやりにならないと、かつて、産炭地で発電して関西に送るという、これは技術重視は全部賛成したのですよ。しかし、社長会は全部反対した。これは将来の統合につながる、こう言う。ですかねは将来の統合につながる、これは勇気を持つて——これはかつて火力と水力の調整金というのがありました。

私はやはり重油と石炭、あるいは国内から出る天然ガスあるいは石油、あるいは将来の大陸だににおける国産の石油資源、こういふものはブール的にものを考へておかなければ、大陸だなも、私はいまのような私企業の姿でやらしておつたらやがて放棄をしてしまう、こういふように考へざるを得ない。これは通産大臣よろしいですか。

○中曾根國務大臣 すでに原油関税というやり方によって年間約一千億円ぐらいの金が石炭の安定補給金その他に動いて、油と石炭の調整はその線でもある程度すでに行なわれておるところであります。そういうような思想の根はすでにあります。そういう発想はまさに検討に値する、そういうふうに考えております。

○多賀谷委員 私は、電力会社における油と石炭、あるいはその油の中においても将来における大陸だ等に出る石油、これはまあ石油の質にもありますけれども、そういうものは当然各社ブル的に扱わないと、料金差が出てとてもやつていけない、こういふことになるとと思うのです。第一、いまの炭鉱の労働者の賃金を見てごらんなさい。これで掘れといふのが無理です。いま掘らなければ、人は少ないので、賃金は十一月で八万四千円ぐらいです。ボーナスも、この十一月のボーナスが十九万円ですよ。炭鉱夫に十九万円のボーナスで掘れといふのが無理でしょう。だからやはり相当な労働条件の整備と、それから制度的に合はうようにしてやらないとできない。言ふならば、炭鉱をやつたものがもう炭鉱はいやだ、こう言う。とても私企業ではやれませんよといふのがみんなの意見ですよ。だから現実に炭鉱会社はどうしたですか。三井鉱山をはじめ、三菱鉱業も、みんな炭鉱会社を別会社にしたでしよう。三井鉱山株式会社には炭鉱会社はないのですよ。三菱セメント株式会社には炭鉱はないのですよ。太平洋興発にもないのであります。しかし、そ

の系列下には炭鉱を持っているわけです。本社は販売だけしておるのであります。いつ倒れても本体にかかるリスクが大きいようだ逃げ腰の政策をしているのですよ。これで一体、日本のエネルギー政策がいかがつかないような、逃げ腰の政策をしてしまったのであります。田中総理大臣の対抗馬補給金その他に動いて、油と石炭の調整はその線でもある程度すでに行なわれておるところであります。そういうような思想の根はすでにあります。そういう発想はまさに検討に値する、そういうふうに考えております。

○中曾根國務大臣 すでに原油関税といふのが無理です。そういうふうに思われるかもしれません。でも、さきから見ますと、石炭の発展あるいはさらなる大陸だの開発といふ面においても、そういう発想はまさに検討に値する、そういうふうに考えております。

○多賀谷委員 私は、電力会社における油と石炭、あるいはその油の中においても将来における大陸だ等に出る石油、これはまあ石油の質にもありますけれども、そういうものは当然各社ブル的に扱わないと、料金差が出てとてもやつていけない、こういふことになるとと思うのです。第一、いまの炭鉱の労働者の賃金を見てごらんなさい。これで掘れといふのが無理です。いま掘らなければ、人は少ないので、賃金は十一月で八万四千円ぐらいです。ボーナスも、この十一月のボーナスが十九万円ですよ。炭鉱夫に十九万円のボーナスで掘れといふのが無理でしょう。だからやはり相当な労働条件の整備と、それから制度的に合はうようにしてやらないとできない。言ふならば、炭鉱をやつたものがもう炭鉱はいやだ、こう言う。とても私企業ではやれませんよといふのがみんなの意見ですよ。だから現実に炭鉱会社はどうしたですか。三井鉱山をはじめ、三菱鉱業も、みんな炭鉱会社を別会社にしたでしよう。三井鉱山株式会社には炭鉱会社はないのですよ。三菱セメント株式会社には炭鉱はないのですよ。太平洋興発にもないのであります。しかし、そ

の系列下には炭鉱を持っているわけです。本社は販売だけしておるのであります。いつ倒れても本体にかかるリスクが大きいようだ逃げ腰の政策をしてしまったのであります。田中総理大臣の対抗馬補給金その他に動いて、油と石炭の調整はその線でもある程度すでに行なわれておるところであります。そういうような思想の根はすでにあります。そういう発想はまさに検討に値する、そういうふうに考えております。

○中曾根國務大臣 すでに原油関税といふのが無理です。そういうふうに思われるかもしれません。でも、さきから見ますと、石炭の発展あるいはさらなる大陸だの開発といふ面においても、そういう発想はまさに検討に値する、そういうふうに考えております。

○多賀谷委員 私は、電力会社における油と石炭、あるいはその油の中においても将来における大陸だ等に出る石油、これはまあ石油の質にもありますけれども、そういうものは当然各社ブル的に扱わないと、料金差が出てとてもやつていけない、こういふことになるとと思うのです。第一、いまの炭鉱の労働者の賃金を見てごらんなさい。これで掘れといふのが無理です。いま掘らなければ、人は少ないので、賃金は十一月で八万四千円ぐらいです。ボーナスも、この十一月のボーナスが十九万円ですよ。炭鉱夫に十九万円のボーナスで掘れといふのが無理でしょう。だからやはり相当な労働条件の整備と、それから制度的に合はうようにしてやらないとできない。言ふならば、炭鉱をやつたものがもう炭鉱はいやだ、こう言う。とても私企業ではやれませんよといふのがみんなの意見ですよ。だから現実に炭鉱会社はどうしたですか。三井鉱山をはじめ、三菱鉱業も、みんな炭鉱会社を別会社にしたでしよう。三井鉱山株式会社には炭鉱会社はないのですよ。三菱セメント株式会社には炭鉱はないのですよ。太平洋興発にもないのであります。しかし、そ

の系列下には炭鉱を持っているわけです。本社は販売だけしておるのであります。いつ倒れても本体にかかるリスクが大きいようだ逃げ腰の政策をしてしまったのであります。田中総理大臣の対抗馬補給金その他に動いて、油と石炭の調整はその線でもある程度すでに行なわれておるところであります。そういうような思想の根はすでにあります。そういう発想はまさに検討に値する、そういうふうに考えております。

○中曾根國務大臣 すでに原油関税といふのが無理です。そういうふうに思われるかもしれません。でも、さきから見ますと、石炭の発展あるいはさらなる大陸だの開発といふ面においても、そういう発想はまさに検討に値する、そういうふうに考えております。

○多賀谷委員 私は、電力会社における油と石炭、あるいはその油の中においても将来における大陸だ等に出る石油、これはまあ石油の質にもありますけれども、そういうものは当然各社ブル的に扱わないと、料金差が出ててもやつていけない、こういふことになるとと思うのです。第一、いまの炭鉱の労働者の賃金を見てごらんなさい。これで掘れといふのが無理です。いま掘らなければ、人は少ないので、賃金は十一月で八万四千円ぐらいです。ボーナスも、この十一月のボーナスが十九万円ですよ。炭鉱夫に十九万円のボーナスで掘れといふのが無理でしょう。だからやはり相当な労働条件の整備と、それから制度的に合はうようにしてやらないとできない。言ふならば、炭鉱をやつたものがもう炭鉱はいやだ、こう言う。とても私企業ではやれませんよといふのがみんなの意見ですよ。だから現実に炭鉱会社はどうしたですか。三井鉱山をはじめ、三菱鉱業も、みんな炭鉱会社を別会社にしたでしよう。三井鉱山株式会社には炭鉱会社はないのですよ。三菱セメント株式会社には炭鉱はないのですよ。太平洋興発にもないのであります。しかし、そ

の系列下には炭鉱を持っているわけです。本社は販売だけしておるのであります。いつ倒れても本体にかかるリスクが大きいようだ逃げ腰の政策をしてしまったのであります。田中総理大臣の対抗馬補給金その他に動いて、油と石炭の調整はその線でもある程度すでに行なわれておるところであります。そういうような思想の根はすでにあります。そういう発想はまさに検討に値する、そういうふうに考えております。

○中曾根國務大臣 すでに原油関税といふのが無理です。そういうふうに思われるかもしれません。でも、さきから見ますと、石炭の発展あるいはさらなる大陸だの開発といふ面においても、そういう発想はまさに検討に値する、そういうふうに考えております。

○多賀谷委員 私は、電力会社における油と石炭、あるいはその油の中においても将来における大陸だ等に出る石油、これはまあ石油の質にもありますけれども、そういうものは当然各社ブル的に扱わないと、料金差が出ててもやつていけない、こういふことになるとと思うのです。第一、いまの炭鉱の労働者の賃金を見てごらんなさい。これで掘れといふのが無理です。いま掘らなければ、人は少ないので、賃金は十一月で八万四千円ぐらいです。ボーナスも、この十一月のボーナスが十九万円ですよ。炭鉱夫に十九万円のボーナスで掘れといふのが無理でしょう。だからやはり相当な労働条件の整備と、それから制度的に合はうようにしてやらないとできない。言ふならば、炭鉱をやつたものがもう炭鉱はいやだ、こう言う。とても私企業ではやれませんよといふのがみんなの意見ですよ。だから現実に炭鉱会社はどうしたですか。三井鉱山をはじめ、三菱鉱業も、みんな炭鉱会社を別会社にしたでしよう。三井鉱山株式会社には炭鉱会社はないのですよ。三菱セメント株式会社には炭鉱はないのですよ。太平洋興発にもないのであります。しかし、そ

の系列下には炭鉱を持っているわけです。本社は販売だけしておるのであります。いつ倒れても本体にかかるリスクが大きいようだ逃げ腰の政策をしてしまったのであります。田中総理大臣の対抗馬補給金その他に動いて、油と石炭の調整はその線でもある程度すでに行なわれておるところであります。そういうような思想の根はすでにあります。そういう発想はまさに検討に値する、そういうふうに考えております。

○中曾根國務大臣 すでに原油関税といふのが無理です。そういうふうに思われるかもしれません。でも、さきから見ますと、石炭の発展あるいはさらなる大陸だの開発といふ面においても、そういう発想はまさに検討に値する、そういうふうに考えております。

○多賀谷委員 私は、電力会社における油と石炭、あるいはその油の中においても将来における大陸だ等に出る石油、これはまあ石油の質にもありますけれども、そういうものは当然各社ブル的に扱わないと、料金差が出ててもやつていけない、こういふことになるとと思うのです。第一、いまの炭鉱の労働者の賃金を見てごらんなさい。これで掘れといふのが無理です。いま掘らなければ、人は少ないので、賃金は十一月で八万四千円ぐらいです。ボーナスも、この十一月のボーナスが十九万円ですよ。炭鉱夫に十九万円のボーナスで掘れといふのが無理でしょう。だからやはり相当な労働条件の整備と、それから制度的に合はうようにしてやらないとできない。言ふならば、炭鉱をやつたものがもう炭鉱はいやだ、こう言う。とても私企業ではやれませんよといふのがみんなの意見ですよ。だから現実に炭鉱会社はどうしたですか。三井鉱山をはじめ、三菱鉱業も、みんな炭鉱会社を別会社にしたでしよう。三井鉱山株式会社には炭鉱会社はないのですよ。三菱セメント株式会社には炭鉱はないのですよ。太平洋興発にもないのであります。しかし、そ

のは、今日の事態ではほとんど間に合わなくなっているんですよ。十一條前の処置は、そして現実に行政指導でおやになつてることは、もう十二条に入り込んでいます。そうでしょう。

○中曾根国務大臣 十一條を発動する前に、十二条でやらなければできないようなことでも、行政指導でやれるだけやる、そういうので、十二条までの条文があるので、現在、いろいろあつちに融通するとかこつちに増強するとか、そういうような手当てはこの法律以前のさらに行政府にそういう権限が与えられれば、政府の立場はかなり強くなりますから、業界を指導するにも、びりっと有効に動くだろうと思うのです。われわれはまずそれを期待しておるわけあります。

○多賀谷委員 私は、事態の認識が通産大臣は甘いと思うのです。もし通産大臣の答弁が、ほんとうにそういう認識をされておるならば甘い。そういう状態ではないでしょ、石油に関していえば。ですから私は、もう十二条発動の時期がきておる。それならば、十二条を中心として法案をさらに整備をすべきである。単なる政令に全部白紙これだけ申し上げまして質問を終わります。

(拍手)

○濱野委員長 石野久男君。

○石野委員 私は、いま審議に入つております二

法案について、特にただいま多賀谷委員からも質問がありました石油の事情は、まさに法案の第十二条の適用ということを前提にしなければならないような事情にもう入つているというふうに考えております。そういうたてまえから法案の審議を度やり直しがせにやならぬじやないかといふような観点で質問をいたしますが、最初に、きょうの新聞によりますと、企画庁長官、大蔵大臣、通産大臣それから官房長官は、石油の来年度の見通し

について、大体本年度の輸入の量を横ばいの状態で維持できるといふような観点に立つてゐるといふに報じられておりますが、それについて特に問題になつておりますアラブ石油等についての見通し、どういう観点からこういう横ばいの見通しを立てておるのかといふことをひとつお聞きしたいと思います。

○中曾根国務大臣 横ばいではございませんで、減るという想定のもとに立つておきます。ことは当初は三億一千万キロリットルぐらい入るといふ予定で進んできたのですが、今度の中近東の紛争が起りましてから逐次それが減るという方向に向きました。それでいまの情勢では二億七千三百万キロリットルぐらいが年間として確保されるであろう、あるいはそれをもう少し割るかもしれないが大体その辺であろうといふのが現在の見通しです。来年度は三大臣でいろいろ検討をいたしました。そこで、通産省の基礎資料等も勉強いたしまして、大体二億六千五百万キロリットルから二億七千万キロリットルぐらいの間ではないか、そういう想定でものを考えております。

○内田国務大臣 私は正直に申しまして、昭和四十八年、本年度のこの間改定をいたしました実績経済成長率といふものはどのように考えられますか。

○石野委員 そのような想定によると、来年度の経済成長率といふものはどのように考えられますか。

○中曾根国務大臣 電力につきましては、いまの見通しより高くなるはずはないし、もちろんそれよりも実質的には下になるだろう、改定見通しというのは、これはもう御承知のとおり、当初は見通しより高くなるはずはないし、もちろんそれは、これは十一月の下旬の数字を見ますと、一八%は資本金一億円以上、従業員三百人以上の中堅企業約八千社に対して石油一〇%自肅、節減を求めてきたわけです。それでわりあいに電力のほうは、この十一月の下旬の数字を見ますと、一八%ぐらいのときの情勢では協力してくれておりましたが、石油のほうは著しく悪い。そういう情勢が、それを私が就任直後、六・四%という実質成長に改定をいたしたわけであります。しかし、それがよりも少なく見積もることが現実的であると定してみますと、やはり正月以降は、電力について電気事業法を発動して節減をお願いしなきやつております。しかし、これはお尋ねがないからここで私が解説はいたしませんが、ことしの実績見

N.P.といふものは必ずしも物の生産ばかりを表現するものではなくて、人間のサービス等の量をも表現をいたしておることはもちろんでございます

ので、六・四が二・五に縮まりました。その物資の供給の内容なりサービスの供給の内容といふものを、国民生活に最も必要で、そして国民生

活が安心して運営できる方面に集中していくことによって、国民に大きな打撃を与えないで済ませるようやるべきだ。こういうことをあわせて私は、これはお尋ねにございませんでしたが、申し上げるものでござります。

○石野委員 その場合に、日本の必要とする総エネルギーの中でも特に電力が受け持つべき問題は、石油といふのはほとんど電力で、約七五%を火力

の場合は占めておるわけですから、そういうようないふもの確保といふのは、成長率等との見合いで石油で大体まかないきれるという考え方方に立つておるのか、それともエネルギーの不足分をどういう形で完全に補完していくかというふうな観点に立つておるのか、こういう点についてひとつ通産大臣の所見を聞きたい。

○山形政府委員 電力の重要性は当然でござります。しかし、いまお話しのとおり、火力の比率が非常に高いものでござりますので、当面は石油のカットに応じまして電力もカットせざるを得ないと考えております。

ただし、水力が発電量の大体二割ぐらいございますが、これにつきましては包蔵水力は非常にあ

るわけでござりますので、現在鋭意検討しておりますけれども、火力発電所とのコスト、いわゆる設備をつくりますときのコストでございますが、それが若干火力よりも高くてこれを続行したらどうかということで、現在寄り寄り、三百五十万キロワットぐらいはすぐでも手をつけようという案を検討中でござります。

しかし、当面何はともあれ急場といたしましては、石油カットに応じまして電力のカットもやめざるを得ないとということで、できる限り一般家庭電灯等に影響のないようなかつこうで、バランスよく、産業間でどういうカットができるか、いま検討の最中でござります。

○石野委員 水力に力点を指向するということはわかりますが、予算委員会の席上でしばしば總理あるいは科学技術庁長官も通産大臣も、この次は、電力の補給は原子力だということを盛んに宣

N.P.といふものは必ずしも物の生産ばかりを表現するものではなくて、人間のサービス等の量をも表現をいたしておることはもちろんでございます

ので、六・四が二・五に縮まりました。その物資の供給の内容なりサービスの供給の内容といふものを、国民生活に最も必要で、そして国民生

活が安心して運営できる方面に集中していくことによって、国民に大きな打撃を与えないで済ませるようやるべきだ。こういうことをあわせて私は、これはお尋ねにございませんでしたが、申し上げるものでござります。

○石野委員 その場合に、日本の必要とする総エネルギーの中でも特に電力が受け持つべき問題は、石油といふのはほとんど電力で、約七五%を火力

の場合は占めておるわけですから、そういうようないふもの確保といふのは、成長率等との見合いで石油で大体まかないきれるという考え方方に立つておるのか、それともエネルギーの不足分をどういう形で完全に補完していくかというふうな観点に立つておるのか、こういう点についてひとつ通産大臣の所見を聞きたい。

○山形政府委員 電力の重要性は当然でござります。しかし、いまお話しのとおり、火力の比率が非常に高いものでござりますので、当面は石油のカットに応じまして電力もカットせざるを得ない

と考えております。

たゞ、

で、この法案が成立いたしましたら、いろんな行政指導による条項を発動いたしまして、できるだけ節減を有効ならしむる措置を講じなければならぬ、そう思いまして、まあ二〇%ぐらい節減せざるを得ないんではないか、そう踏んでおります。

○石野委員 その場合に、日本の必要とする総エネルギーの中でも特に電力が受け持つべき問題は、石油といふのはほとんど電力で、約七五%を火力

の場合は占めておるわけですから、そういうよう

ないふもの確保といふのは、成長率等との見合いで石油で大体まかないきれるという考え方方に立つておるのか、それともエネルギーの不足分をどう

いう形で完全に補完していくかというふうな観点に立つておるのか、こういう点についてひとつ通産

大臣の所見を聞きたい。

○山形政府委員 電力の重要性は当然でございま

す。しかし、いまお話しのとおり、火力の比率が

非常に高いものでござりますので、当面は石油の

カットに応じまして電力もカットせざるを得ない

と考えております。

たゞ、

水力が発電量の大体二割ぐらいございま

すが、これにつきましては包蔵水力は非常にあ

るわけでござりますので、現在鋭意検討してお

りますけれども、火力発電所とのコスト、いわゆる

設備をつくりますときのコストでございますが、

それが若干火力よりも高くてこれを続行したら

どうかということで、現在寄り寄り、三百五十万

キロワットぐらいはすぐでも手をつけようとい

う案を検討中でござります。

しかし、当面何はともあれ急場といたしましては、石油カットに応じまして電力のカットもやめざるを得ないとということで、できる限り一般家庭電灯等に影響のないようなかつこうで、バランスよく、産業間でどういうカットができるか、いま検討の最中でござります。

○石野委員 水力に力点を指向するということは

わかりますが、予算委員会の席上でしばしば總理

あるいは科学技術庁長官も通産大臣も、この次

は、電力の補給は原子力だということを盛んに宣

伝をしておるわけですが、原子力についてはどういうような見方をしておりますか。これは科学技

術庁長官からひとつ……。

○森山國務大臣 これは石野先生御案内のとおり、原子力委員会の長期計画、昭和五十五年三千二百万キロワット、昭和六十年六千万キロワットの発電と、もうすでに長期計画ができるのが現状でございます。もっとも実際にはいま動いておりますのは五基、百八十万キロワット、しかし本年度じゅうに二基できますから七基で三百万キロワットちょっととというようなことに相なるうかと思つております。

○石野委員 これは通産大臣あるいは企画庁長官におきましては、そういう长期計画を持つております。すでに原子力委員会においては、そういう长期計画を持つておられにいたしまして、すでに原子力委員会におきましては、そういう长期計画を持つております。もう少し詳しくお話ししますが、その排水の取り扱い、つまり知りません。多少、日本の場合でも、炉から出でる問題といつよりも、その排水の取り扱いが怠慢であったとか、バルブを締め忘れたとか、そういう程度のものはござりますけれども、炉物理あるいは炉の実験等からきた結果といつもの正確に守られておつて、原子力発電が危険であるという考えは間違いであります。私は思つております。石野さんも私も一緒に原子力をやつてきた関係ですから、そういう点は石野さんも御理解いただいておるんではないかと私は思います。

○石野委員 それで、原子力に対する期待といつものは、政府は非常に持つております。この際、思い切って原子力を強化すべきであるという点においては

政府は一致しております。それで、六十年に六千

万キロワットという目標を立てておりますが、そ

の際のエネルギーにおける原子力の占める割合は

二五%ぐらいであります。そのときに原子力以外、油関係からくるものが約五十何%ぐらいで

す。そういうような考え方から見ても、原子力発電を推進することは国益にも沿いますし、資源の多様化という面からも沿つて、私は非常なホープであると考えておるわけであります。

○石野委員 原子力が安全だということについては、その考え方には非常に異議がある。それどころか、今度は原子力だ、何でもかんでも原子力をやらなければいけないかのだとたいへんな意気込みでした

が、この原子力に対するものの考え方といふのは、やはり私たちとの間にたいへん違いがあります。しかし、原子力問題についての政府の、総理

あるいは通産大臣、企画庁長官の答弁から見る

と、あくまでもそれは原子力でまかなえるようにな聞かれるんだが、実質的にこれが補完できると

ある年次をどういうふうに見ておられますか。通産大臣、ひとつ。

○中曾根國務大臣 原子力発電は安全であり、甚

く、そういう不安な事件ではございません。世界じゅうで原子力発電が相当稼働しています。

○森山國務大臣 これは昭和五十五年にはまだ。この種の事故はもう数多く出でておるわけです。

○中曾根國務大臣 それが三千二百万千瓦の発電と、もうすぐでござりますが、これは企

業が意慢であつたとか、バルブを締め忘れたとか、そういう程度のものはござりますけれども、炉物

理あるいは炉の実験等からきた結果といつもの

正確に守られておつて、原子力発電が危険であるという考えは間違いであります。

○石野委員 それで、原子力に対する期待といつものは、政

府は非常に持つております。この際、思い切

て原子力を強化すべきであるという点においては

政府は一致しております。それで、六十年に六千

万キロワットといつ目標を立てておりますが、そ

の際のエネルギーにおける原子力の占める割合は

二五%ぐらいであります。そのときに原子力以外、油関係からくるものが約五十何%ぐらいで

す。そういうような考え方から見ても、原子力発電を推進することは国益にも沿いますし、資源の多

様化という面からも沿つて、私は非常なホープであると考えておるわけであります。

○石野委員 原子力が安全だといふことについて

現状はそうではありません。むしろ、たとえば関西

電力美浜の一号炉などといふのは、設計能力三十

万キロワットの発電炉でありますけれども、現

実には二十万キロワットしか出でていない。これは

もう中曾根さんよく知つておるはずであります。

○石野委員 これは通産大臣、企画庁長官の答弁から見る

と、あくまでもそれは原子力でまかなえるようにな聞かれるんだが、実質的にこれが補完できると

ある年次をどういうふうに見ておられますか。通産大臣、ひとつ。

次の定期検査に入れれば、おそらくこの残った六千本の中からまた同じような事故が出てくるはずだ。この種の事故はもう数多く出でておるわけです。

○中曾根國務大臣 私は三千二百万千瓦の発電予想をし

ます。世界じゅうで原子力発電が相当稼働していま

すが、爆発事故とかあるいは放射能による被害と

か、そういう不安の事件が起きたという例を私あ

まり知りません。多少、日本の場合でも、炉から

出でる問題といつよりも、その排水の取り扱い、

それが怠慢であったとか、バルブを締め忘れたとか、

そういう程度のものはござりますけれども、炉物

理あるいは炉の実験等からきた結果といつものは

正確に守られておつて、原子力発電が危険である

という考えは間違いであります。

○森山國務大臣 石野先生御案内のとおり、現在

までの原子力発電の進行状態は、先ほど申し上げ

ましたように、現に動いている五基、それに今年

度じゅうに完成する二基、それに十五基につきま

してはすでに建設について許可を得て仕事が始

まりますから、昭和五十二年、三年ごろにいま予

想されますのは千六百万キロワット、およそ半分

までおるという段階、いろいろ問題はございま

すが、しかし、これが完成するのに五年ぐらいか

かりますから、昭和五十二年、三年ごろにいま予

算されることは千六百万キロワット、およそ半分

までおるという段階、いろいろ問題はございま

ます。このままではなかなか容易じゃない。あと二年ぐらいの間に残りの千六百万キロワットをひとつ手配することができれば五十五年度にまいります。そういうふうに見ておられます。

○石野委員 原子力の設備がいま中曾根さんと言

われたように、昭和六十年度二兆三千六百万キロ

ワットのうちの六千万キロワット、約二五%を原

子力で補給をするという点は、もうすでにくずれ

ております。そこへ今度は火力のほうにおける

石油問題が非常に困難になつてしまりますると、

六十年代に二兆三千六百万キロワットといつ発電

計画といふのは非常に無理だ、こういうふうに私

は思ひます。そういう点では、エネルギー計画の

長期計画を一定のやはり現状に即応するような形

での見直しをしなくちやならない段階にきてお

る、こういうふうに私は思ひますが、これは企

業長官、いかがでございましょうか。

○内田國務大臣 これは石野さん御承知のとおり、経済企画庁におきましては経済社会基本計画

といふものを今年の初めにつくりました。しかし

正直に申しまして、そのころの事態は、今日のよ

うな流体エネルギーにこうした事情が生ずるよう

なことは必ずしも想定をいたしておりませんでし

たので、一般的にエネルギー多使用産業とか、資

源多使用産業といふものを省エネルギー、省資源

産業に切りかえた経済構造をつくるべきだといふ

ところまではこの基本計画の中でうたつておるわ

けでありますけれども、火力発電を原子力発電に

置きかえるべきであるといふような具体的な計画

まで取り入れておりません。しかし、これは当然

のことでありますと同時に、その計画におきまし

ても、新しいエネルギー源といつしまして、水素

エネルギーの問題とかあるいは原子力のような核

分裂エネルギーばかりでなしに、核融合エネル

ギーといふようなもののアプローチにつきまして

もう、この際極力取り入れるべきであるという考

方は持つておる次第でござります。

応見直さなければいけないわけでしょう。従うではなくて、見直すといふことが非常に大事なんですね。そういうふうにとつていいんでしょか。

○内田国務大臣 たとえば温排水の問題でありますとか、あるいは放射性廃棄物の処理の問題でありますとか、あるいは放射性の影響とかいう技術的に解決できる問題を解決するということでありまして、原子力そのものについては危険性が当然に付随するのであるから、いまの何千万キロワットの計画そのものを後退させるということに私は必ずしもつながらないと思ひます。

○石野委員 長官はいま後退されることにはつな

がらないと言ふけれども、森山長官は、五十五年の段階で三千二百万キロワットは現状では非常に困難だ、こう言つているのですよ。事實上そなうんですよ。そういう点から言えども、それはもう見直さなければしようがないんじゃないですか。

○内田国務大臣 これは科学技術庁長官からお答えいただいたほうがいいわけであります。私が援用をいたしました経済社会基本計画におきましては、五十五年、六十年というようなその時点を対象としたエネルギーの数量的、計量的な基準は実は示しておりませんことは、先ほども申したところです。ものの考え方といたしまして、石油を火力炉とする火力発電だけでいくべきではないんだということを企画庁としては取り上げております。具体的な措置につきましては、科学技術庁長官を中心として処理をいたしてまいりたいと思います。

○石野委員 問題は、考え方はどうであっても、

られない。私はこういうことを言つてはいるんだから、簡単でいいから、そのところだけはつきりしてください。

○森山国務大臣 石野先生御案内のとおりの事情ではござります。しかし、予定の五十五年三千二百万キロワットを達成するためには、あと二年間

ぐらの間に事が急速に進めば、またこれは別でございます。これも先生の御案内のとおりでござ

います。

問題は、なぜ原子力発電が進まないかといふと、一つは、安全性の問題でいろいろ問題がある

わけで、地元の御理解等を得るための努力等が、必ずしも今まで十分でございませんでした。でござりますから、かねてより石野先生おっしゃっておられるような安全問題に、たとえば安全審査の要員を量質ともに充実するとか、それも急速にや

る。あるいはまた、安全研究の足らざる面について、これまで、こういふ財政難のおりではあるけれども、相当予算的にも配慮して、そのほうに

も力こぶを入れる。あるいはどうも電気は、発電所を設けたのはいいが、地元にはちつともいいと

こないわといふようなことでもいかぬわけでござりますから、やはり地元にもそれなりに利益が還

元するような方法というものを具体的に考えていかなければいけない。そんなことを先生方とよく御相談をいたしまして進めてまいりますれば、必

ずしも昭和五十五年三千二百万キロワットも、これまでの夢ではないと私は思つております。

ただ、いままでのようなことでやつておつてしまふ意味で先ほど申し上げたわけですよ。

○石野委員 長官からそういう御依頼を受けると

いうことは非常に光榮ですけれども、実際には原

子力というのは、地域住民が理解をしてくれると

いうその前提が非常に重要なことで、やはり安全性

の問題について国民のコンセンサスが得られなければ

れは進まないということは、長官よくおわかりのとおりです。ところが、原子力といふものは、車

の線をもう一歩見直しすること、それからもう一つには、安全性研究のために国がもつと力を入

れることが大切だ、こう思います。企画庁がいま

の大型化といふものは、いまの段階では非常に危険性が多い。中曾根さんがかねてから言われるよ

うに、実をいうと私たちは、原子力について、もしそれが安全性を可能にするということであるな

らば大賛成なんです。しかし、そこには問題が多くあります。安全審査の問題、安全研究の問題、

はごく微々たるものだと思います。私はそういう

問題について、安全研究の問題と長期計画

に対する見直しの問題について、森山長官からも

う一ぺんひとつ所見を聞かしてもらいたい。

○森山国務大臣 安全性の問題、中身はいろいろ

ございます。安全審査の問題、安全研究の問題、

あるいは先生がおっしゃられる廃棄物の処理の問題、いろいろあるわけでござりますし、また地元

に利益を還元するような方法もいろいろございま

す。これらの問題につきましては、非常に財政難

のおりからでもござりますけれども、私どもは具

体的に追加要求をして、先生の御要望におこたえ

いたしたいといふふうにいま考えております。

実はこの問題、参議院の予算委員会でも問題に

なりました。そして、きょうはお見えになりませ

んが、田中総理が安全性の問題については政府の

責任において事に当たるということを明言をして

おられますから、先生の憂慮されている御心配

になつてゐる面については、今回は相当の成果を

あげられるものだと私は期待をいたしておる次第

でございます。

ただここで、ちょっと一言、よけいなことかも

しませんが、原子力発電があぶないといふこと

について、これはどの程度をもつてあぶないと言

うのかが問題でございますけれども、先ほど中曾

根通産大臣が言わされましたように、やはり軍事研

究の初期においてはいろいろ問題があつたようで

ございますが、平和研究に入りましたから、わが

国においても、世界的にも、原子力発電は原則的

には安全だ。けれども、わが国のような特殊事

情、広島とか長崎とかそういう経験もございます

ので、原子力については、必要以上に、これに特

に力こぶを入れてやらなければならないといふ意

味で、私どもは同感をいたしていいる次第でござります。

○石野委員 原子力が安全だということについては、安全性の確立をした上であれば、安全なんですよ。まだ安全性の問題については問題がある。特に、あなた方がそういうことを強調するなら、この一、二年の間にどんなに事故が起きているか、ということを一つ二つだけ話してみましょうか。

まず、関西電力の美浜一号炉の問題では、いま言つたように、八千八百五十二本のうち二千九本の事故があつて、めくらせん等の工事をやつた。そのため、三十万キロワットが二十万――おそらくこれは十五、六万キロワットくらいしかいません。事故ではないかと私は思つていますが、そういう事故があつたし、関西電力の美浜二号炉は、一次冷却水のポンプの電気回路の故障で、送電中止をしているような事故が前にあつた。あるいはまた、原子力発電の敦賀炉の場合、これはAECからのGE社の沸騰水型の出力制限令、これに連じて出力低下を現在行なつていて、それによつて、めくらせん等の工事をやつた。

また、島根の炉は、炉心制御棒三七%，三十六本がミス製品であることを発見して、そして大騒ぎをしたんですね。

それから、東京電力では本年の六月に、放射能の廃液の屋外流出の事故があつて、大騒ぎをしていました。あるいはまた、東京電力の第二号炉は、制御棒の百三十七本のうち三十二本のミス製品が発見され、問題が起きている。その他いろいろありますよ。そういうよろくな問題を具体的になくしてから、いまは安全性の研究に努力すべきです。

ところが、科学技術庁の四十九年度の予算要求の線を見ますと、その中で原子力開発利用推進としてこの前要求したのが、債務負担行為のものを含めて約八百十三億ぐらいのものなんですよ。その中で安全性の研究のためにどれだけのものを

使つてあるかといふと、ここで出しているのは、反応炉事故実験装置と、それから冷却材喪失事故の研究のために使つてある金が、二十一億六千百万円ですよ。それで、それは比率として見ますと、〇・〇二四八%なんんですよ。そういうものなんですよ。微々たるものですよ。原子力の開発利用という側面は、予算のうちの九九、何%も盛つてあるけれども、安全性のための研究費なんといふやうなのは、〇・〇二四八%しかないんですよ。こういうことでは、とても安全性に対する研究なんかできつこないし、地域住民がそれによって安全性に対する信頼感を持つことはできないと思うのです。これはやはり予算措置の上できわめて重要なことでは、どうしても安全性に対する研究なんかできつこないし、地域住民がそれによって安全性をつけるべきだ、また大蔵大臣もそれに対しここにたえるべきだ。こういうふうに思つておりますが、特に科学技術庁長官は、来年度予算はどういうような措置をされるか、ひとつ聞かしてもらいたい。

○森山国務大臣 石野先生からたいへん強い御激励を受けて、まことに感激にたえないところでございます。先ほどいろいろおあげになつた事故につきましては、私どもは、これはもうそういう故障はないほうがいいでござりますけれども、やはり機械でござりますから、全くないといふわけにはおません。しかし、原子力の設備は、そのまわりに、かりに新幹線の何分の一、何百分の一の故障が起きましたが、公衆に大きな影響を与えるといふに思つてゐる。なぜ立地問題がむずかしいことになつてゐるかといふと、私は二つあると思う。一つは安全性の問題、一つは受け入れ体制の問題、この二つの面だと思います。

それで安全性につきましては、通産大臣から心配ありませんといふふうに申し上げておるわけで、私もそう思ひますけれども、幾らそう申しましても、これだけは万一のことと許さぬ、こういうことがありますので、これはもう国民からほんとうに真から安全について御信頼う体制は確立しなければならぬ、こういうふうに考えておるのです。いま森山大臣から、ことしは五十一億円予算をそのために使つておるといふ話です。それは昨年の倍に相当するわけあります。安全性といふことは非常に大事な問題でありますので、四十九年度につきましてもそいう頭で、森山大臣とよく話し合つてみたい、こういふうに考えます。

の方が多かつたわけでござりますから、これを常勤の人を入れるとか、数をふやすとかいうことを考へておられます。私どもわりあり自由な立場で放言すれば、百人ぐらいふやしたいなんて言うのことは、ゆめ言ふべきことではないと思ふ。

そこなことをやつたら、かえつて逆に地域におけるところの住民は激怒しまして、ますますその実行ができないなくなるだらうと思うのです。こういうふうに思つたいたい。

また、安全研究にしましても、あなたは五十億少ないとおっしゃるが、ことしは五十億、去年は二十五億だったのです。倍になつたのです。それをまたうんとふやそうといふわけでござりますから、一生懸命にやつておるというところだけはお認め願つて、ひとつ今後ともよろしく御指導をお願いいたしたいといふふうに思つております。

そのほかいろいろたくさんあります、先生の持ち時間がなくならないよう、これで……。

○濱野委員長 予算はどうしたか。

○福田国務大臣 石野さんが原子力発電の成り行きが心配だ、こういうお話をですが、私も心配しております。これはもう金の問題よりはむしろ立地の問題、これが見通しを妨げている、こういふうに思つてゐる。なぜ立地問題がむずかしいことになつてゐるかといふと、私は二つあると思う。

一つは安全性の問題、一つは受け入れ体制の問題、この二つの面だと思います。

それで安全性につきましては、通産大臣から心配ありませんといふふうに申し上げておるわけで、私もそう思ひますけれども、幾らそう申しましても、これだけは万一のことと許さぬ、こういうことがありますので、これはもう国民からほんとうに真から安全について御信頼う体制は確立しなければならぬ、こういうふうに考えておるのです。いま森山大臣から、ことしは五十一億円予算をそのために使つておるといふ話です。それは昨年の倍に相当するわけあります。安全性といふことは非常に大事な問題でありますので、四十九年度につきましてもそいう頭で、森山大臣とよく話し合つてみたい、こういふうに考えます。

○石野委員 原子力は、とにかく安全性の確立がない限り、安易に石油にかわるべきものだなんといふことは、ゆめ言ふべきことではないと思ふ。

そこなことをやつたら、かえつて逆に地域におけるところの住民は激怒しまして、ますますその実行ができないなくなるだらうと思うのです。こういうふうに思つたいたい。

私は、やはり日本の現在の実情からいいますと、安全性や公害排除が科学的に、また安易に確立し得ると見られる火力発電あるいは水力に依存することが賢明だと思います。そのためには、やはり企業の側で利潤の減少を惜しませなければ、石油は、石炭は十分使えるのです。あるいは石油も重油もうんと使えるのです。だから、重油の場合は、あれば脱硫装置、あるいは石炭の場合であれば脱硫装置、あるいは石炭の場合は何といつても火力が重点になります。やはり当面は何といつても火力が重点になると思います。から、火力が重点になるとすれば、それをおこして、約七割五分が石油などといふことになりますと、石油の確保といふことがやはり非常に大事だと思うのです。これでなければ日本エネルギーを確保にすることはできません。

そこで、石油の問題について、きょうあたりの新聞によりますと、三木特使がいよいよカイロに入られるようでござりますが、私は、石油外交といふ問題について外務大臣にお聞きしたいのですが、アラブの石油といふものを今後日本が確実に購入するようとすれば、この外交問題は非常に重要だと思います。十一月二十二日に中東問題について、政府は官房長官の談話を発表しました。これは私どもとしては、内容のいかんにかかわらず、そういう方向をきめたことは非常にいいと思います。

そこで私は、この中東問題に対する政府の見解について、政府は官房長官の談話を発表しました。これは私どもとしては、内容のいかんにかかわらず、そういう方向をきめたことは非常にいいと思います。

についてお聞きしたいのですが、政府の出しておられまする方針はいろいろあります。特にその中で一番中東問題を解決するために重要だと思うこと、アラブ外交について重要なことでペレスチナ問題があります。ペレスチナ問題についてどういうような考え方でおられるか、ちょっと外務大臣から聞いてみたい。

○大平國務大臣 パレスチナ人の自決権は尊重されなければならないということが、今度の和平にあたりまして守るべき原則であると考えております。それがいかように実現されてまいるかということをございますが、まさにそのことは、十八日から予定されておりまする和平会談におきまして、当事者の間において討議され、解決されるべき問題であると心得ております。

○石野委員 政府が十一月二十二日に官房長官談話

話を発表された。その中で、いま大臣からまし

た、パレスチナ人の国連憲章に基づく正当な権利が承認され、尊重されなければならないということについて、この意味するものはどういうこと

なのですか。それを具体的にちょっと構想を聞か

していただきたい。

○大平國務大臣 第一に御理解いただきたいの

は、その政府の談話は、全体として、パッケージ

としてお読みいただきたいということをございま

す。

○大平國務大臣 第一におきまして、イスラエル軍は

一九六七年の戦争によって生じた全占領地から撤

退されなければならぬということがうたわれてあ

るわけござります。そういうことが行なわれ

て、撤退後どういう事態がそこに現出されなけれ

ばならないかということについては具体的に触れ

ていいわけでございまして、そこにはその地域

における各々の独立と主権が尊重されなければ

ならない、あるいはパレスチナ人の国連憲章に基

づく正当な権利が尊重されねばならぬという原則

をうたつたことなどでござります。それはいま私が申

し上げましたように、和平会談で当事者がテーブ

ルにつきまして、それをどのように解いてまいる

かということがこれから行なわれるわけでござりますが、それが行なわれるにあたりまして、そういう原則によって行なわれなければならないといふのが日本政府の見解であると御承知願いたいと存います。

○石野委員 それでは、大臣の見解では、ペレスチナの独立問題について政府は積極的に協力するといふふうに私は理解いたします。ところが、そのペレスチナ人に対するわが国の従来の態度といふのは、非常に非友好的であったと私は思うのです。このペレスチナの独立問題なりあるいはこれの主権を尊重する、ペレスチナ人の国連憲章に基づく正当な権利を尊重するということについて欠けているものがある。だから、日常の友好運動の中でもそれを確立するということのための努力が、たなごとばかりでなくやられなくちゃいけないんじやないだろうか。そういう友好運動をするということの意味で、本年の四月に、ペレスチナ人でちょうどいまPLOの機関紙の編集長をしておりますアヌアル・アブデル・ラーマンといふ人が日本におりました。この人は約一年半ほどおつたのですが、この人を追放しておりますね。おつたのですが、この人を追放しておきますね。

○大平國務大臣 パレスチナ人に對しまして日本は冷淡でないかといふ御指摘ござりますが、そ

うではございません。一九七一年以来国連におきましては再三パレスチナ自決権の尊重決議が行な

われておるわけでございます。日本は終始賛成の

投票をいたしております。念のために申し上げま

すが、アメリカは反対、スペイン、ギリシアは賛成、その他西欧諸国は棄権をいたしております。

それから、パレスチナ難民に対する救済決議でござりますが、これも終始わがほうは賛成いたし

ておりますし、わが国といたしましては、遠隔

の地でござりますけれども、相当の財政的寄与を間断なく続けておりますことは、石野さん

御承知のとおりでござります。

それから、いま特定の人の再入国問題という御

指摘がございましたが、その案件につきましては、私、事實をよく承知いたしておりませんの

で、承りまして検討させていただきます。

それから、イスラエルに対する弾薬を日本は輸出をしたじゃないか、そういうことをある方面で

指摘しておるじゃないかといふ御指摘でございま

すが、そういうことはございませんで、そういう

いわれなきルーマーにつきましては、どうぞあなたのお立場からもお打ち消しを願いたいと思います。

○石野委員 最後の質問をいたします。

これは文部大臣にひとつお尋ねしておきたいの

ですが、パレスチナの青年諸君、これはアラブの

オニストだとまで言っているのですね。それから

中東戦争に対しては、ナーベル弾をイスラエルに

供給してイスラエルを助けておるとか、あるいは

また一九五八年にはイスラエル大使館に武官を受

け入れるようなことをしておるなどといふことが

書いてあります。私はこの事実はわかりませんけ

れども、もし日本がイスラエルに対してナーベル

弾などといふようなものを供給しているといふよ

うな事実があるとするならば、幾ら十一月二十二日の政府声明などといふものがあつても、これは意味をなさないと思うのです。だから、そういうのが日本政府の見解であると御承知願いたいと存ります。

○奥野國務大臣 発展途上国への協力の一つの方

法として、人材を育成するということで協力をす

ることは、たいへん有意義なことだと考えており

ます。アラブ諸国からも国費留学生を受け入れて

いるわけでござりますけれども、御指摘の問題に

つきましては、外務省、文部省が協議してきめる

ことになつて、いるわけでござりますけれども、十

分配慮してまいりたいと思います。

○石野委員 これで終わります。

○濱野委員長 庄司幸助君。

○庄司委員 この石油需給適正化法案あるいは生

活安定法案については、あとから伺いますが、そ

の前に、この法律ができる以前に緊急な状態が農

林漁業の中で生まれているわけです。この緊急な

状態について、農林大臣がどういう御認識をな

すつっているのか、これを伺いたいのであります

が、われわれが北海道から九州まで調査した事例

を若干申し上げて、ひとつ御認識を深めていただ

きたいと思うわけです。

たとえば、農業関係で見ますと、ことしは例年

ない非常にきびしい冬を迎えて、そういう

中でハウスをやつしている農家が、重油が足りな

い、あるいは灯油が足りない、ということで塗炭の

苦しみをして、いるわけです。たとえば、これは宮

城県の塗炭農協という事例であります、これは

農林省の指導で第二次構造改善をやつて大型ハウ

スをつくった、約二億円かけています。トマト、

キュウリの生産予定をして、いるわけですが、石油

が実績配分のために、ことしの三月から始めたも

ので実績がない。そのため油が入る見通しが全

然ないのでですね。借金をかかえて、困り切ってい

る、こういう事態もあります。それから千葉県の

一宮あるいは白子あるいは千葉市、こういうところ

ではメロンをつくったり、あるいはトマト、

キュウリ、こういうもののハウスを大規模にやつ

ているわけですが、これも油がなくて、農協の職員がもうほとんど徹夜のようにして油の確保に走り回っている、こういう事態があるわけです。農協のA重油の在庫を見ますと、大体一つの農協で二キロリットル。一晩に大体ドラムかんで二本、三本たくことになると、これをとめちゃつたらもう苗を殺さなくちゃならない、こういう深刻な事態にあるわけです。農協職員はもうほとんど夜も寝ないで油をさがしに歩いている。しかも、油の値段がどんどん上がって、一時期四千円ぐらいたつたやつが、もういまでは五千円、六千円でないと手に入らない、こういうかつこうなんです。

それから、宮城県の吉田農協という事例ですが、苗は植えたものの、いつ加温をやつたらい

が、油がない。加温を中断すれば、これは苗を殺しちゃう。これでもって多額の借金をかかえてやつてあるわけです。しかも、こういう定植をおくらすと出荷の時期が延びて、今度は価格に影響する、こういう心配もしているわけです。

それから一方、漁業の問題ですが、松島湾、ここはノリ業者が非常に多いところですね。あるいは七ヶ浜、こういうところではほとんど油がない

て、一万円にノリ二十じょうづけてやつと一かん買つてきた。こういう事例まで出ているわけです。

それから有明海ですが、これは一万二千戸ぐら

い大体ノリ業者がおりますが、ここでももう五千円、六千円の油をさがして歩いている。

それから沿岸漁業の面で申し上げますと、こういう事例もあつたのです。青森県の小泊という港

がありますが、ここはイカが、いわゆる三百トン型の漁船で産卵場を荒らされて、なかなかイカの回遊がなかつた。最近日本海に、目の前に大量の

イカが回遊してきた。ところが油がなくて船が出せない、みすみす逃がさざるを得ない。それから北海道の岩内あるいは江差、こういうところのタラ漁のトロール船が出せない、こういう事態もあります。

それから遠洋のマグロ、カツオについては、すぐ立たなくて、大体百五十から二百隻ぐらいハイイ沖あるいはケープタウンのあたりで船がとまつて、それで日經連ではしかたがなくて船をチャーターしてそこへ油を届けよう、こういう深刻な事態にあるわけです。そうしますと、日本国民のたん白資源がまさに危機に直面している、こういう事態になるのではないかと思うのです。

これからもう一つ、市民にとってたいへん心配の種は、こういう状態ではお正月用の魚がものすごい値段になるのではないか、こういう魚価の問題もあるわけです。

こういう緊急事態に対しても、これまでとてこのられた政府の施策というのは、まさにくつの上

から足をかくようなもどかしさを感じるような状況にあると思うのです。今度農林省は、少しは本気になったとみえまして、緊急対策要綱なんか出されたようです。そして十七日から何があつせん

所を全国各県につくる。これは通産のエネルギー

あるいは中小企業庁がおやりになるそうですが、一体これでいま農民や漁民がほんとうに血眼になつて夜も寝ないで油を求めてさがし回つてい

るという事態が解決できるとお考へなのかどうか、これをひとつ農林大臣と通産大臣からお答え願いたいと思います。

○金石國務大臣 国民の食糧でござりますので、農産物並びに魚介類等につきましては一日もゆる

がせにするわけにいきませんので、この油の問題が出てまいりましてから、緊密に通産省とも連携をいたしまして、いまお話をの中にありましたよ

うつせん所、これは通産では地方の通産局に全部置かれるわけであります。それとちょうど同じ場所にあります地方農政局、ここにも同じような対策本部を設けまして、いままでに緊密にやつてお

るわけであります。

ただいまいろいろな点を御指摘になりました。

それから遠洋のマグロ、カツオについて、事務的な打ち合わせをいたしております次第であります。

○中曾根國務大臣 いま農林大臣がお答えしまして、たいへん抽象的な御答弁で、地方の実態の認識があまり深くないようですね。私、さつき

お話を中にございましたハウス園芸、これはもちろん電力それから油を直接に使うところもありますし、私どもとしては、時節柄それを合理的に

なるべく節約してうまくやついただきたい。たとえば一日のうちでも、朝のうちはちょっと上げて、昼は落とし、夜も大体少しだけでも

かなりペーセントageが違うようありますので、そういうようなことにも力を入れてもらうよ

うに、ことにハウス園芸は最近だんだんその占めるシェアがふえてまいりまして、最近は園芸生産物の中でハウス園芸の占める割合がたいへん伸びてきました。したがつて、時期でもありますし、そ

ういうことについて当局と通産省と万全のことをやろうということで、先般も通産大臣からお話をございましたけれども、両省で詳細な打ち合わせをいたしまして、それに基づいてわがほうで入り用な石油を確保する、こういうことでございま

す。

それから漁業関係でございますが、これに要する油量もすでによく計算されておりますが、こと

に遠洋へ出でるものの、これに海上補給するといふよなこと、それぞの関係業界と話をし

て、それぞの対策をやつておりますが、お話をございましたように、マグロ関係では、前々から

自分でタンカーを持つておりますし、そして至るところで海上補給をいたしておりますが、そういう

うよなものの所要量というものは、一年でおよそきまつておるわけですから、その量の確

費者の代表なんか一つも入っていない。漁連、漁

万漏洩なきを期するように、事務的な打ち合わせをいたしております。

○庄司委員 いま両大臣から御答弁いただきまし

たが、たいへん抽象的な御答弁で、地方の実態の認識があまり深くないようですね。私、さつき

簡単に申し上げましたが、たとえばノリの場合にはもう躊躇しておるんですよ。腐らしておるのに対する

ごとくあります。

○庄司委員 いま両大臣から御答弁いただきまし

たが、たいへん抽象的な御答弁で、地方の実態の認識があまり深くないようですね。私、さつき

簡単に申し上げましたが、たとえばノリの場合にはもう躊躇しておるんですよ。腐らしておるのに対する

ごとくあります。

○中曾根國務大臣 いま農林大臣がお答えしまして、たよりに、通産当局と農林当局と事務的にも緊密な連絡を中心並びに地方においてもやらせまして、遺憾な事態が起きないように手配しておると

ころでございます。

○中曾根國務大臣 いま農林大臣がお答えしまして、たよりに、通産当局と農林当局と事務的にも緊密な連絡を中心並びに地方においてもやらせまして、遺憾な事態が起きないように手配しておると

ころでございます。

協あるいは中小企業、病院、こういうものは入っておりません。それから、これは地方公共団体のメンバーも入っておりません。それから、やはり審査の基準が問題なんです。削減を受けた、供給停止を受けた証明書をつけるとか、こういうことがある。それから数量の問題では、A重油や灯油や軽油、こういものは一ヶ月一戸当たり二キロリットルです。C重油だけは十キロです。それから受付の期間ですね、これがあつせん所の都合によります。毎月初めあつせん所が定めた一定期間内にやせる。これはおそらく発動するのは来月からでしょう。一月から、これがあつせん所の都合に合わせてやる。今月間に合わせたのです。それから価格の問題については、業者と申請人で協議して決定する。ところが、強いのは業者ですから、やはり業者まかせになる可能性があるわけです。これはもつと改善してやつてもらいう必要があるのですが、当面この十二月、こちらにどうなさるのか、少し具体的に御答弁願いたいと思うのです。これは農林大臣一一通産大臣に關係があるとすれば、通産からもひとつお願いします。

○倉石國務大臣 先ほど申し上げました私どもの

やり方は、たとえばノリの乾燥用、これは一年に

十万キロリットルぐらいの油を要するといわれて

いるわけであります。そのようにして私どもの

ほうでは、ハウスなどのくらい、漁業用にどのく

らい、その漁業用の中でもカツオ、マグロにはど

のくらい、その他のトロールにはどのくらいとい

うふうにずっと数字はあるわけですが、た

とえばノリのお話にいたしましても、ことしほた

いへん増産される見込みでござります。したがつ

て、大事な時期でありますので、石油の供給業者

と、それからノリの生産業者が協議会を開きまし

して、各地の状況、要望を——いまあつせん所と

いうものは地方通産局単位でござましたけれど

も、それと同じような仕組みが地方農政局にでき

ておりますので、そういうところとこちらもちろん生

産者団体はいつでも連絡があるわけでありますの

で、そういうことに對して状況をつぶさに報告し

ております。そこで、それに対応するように即座に手を打つことがありますよと、こういふことをいま指導いたしておるわけであります。その他のことにつきましても、状況を知らせていただき、それにできるだけの措置を講じていくよう現在地方に指令をいたしてあります。地方の農政局といたしましてはたいへん大忙わで今までこの油の問題について対処いたしておるわけであります。だから、それは、今までなく、ハウス園芸に至ってもそうでありますし、それから現にそういう園芸関係だけではなくて、たとえば必要な米の運搬等についても、御指導を待つ時節柄でありますので、私どもとしてはそういうことについて万全の対策を講ずるように、役所の人々も非常にお氣の毒なほど時間をかけて一生懸命でやつておる次第であります。

○庄司委員 実はその点で需要量調査、これは農

林省でおやりになっているようですが、この締め切りは十一月二十日までですね。だいぶ前から

やつていて十二月二十日締め切り、これでは、二

十日に大体需要量をつかんでやつたところで、も

ういまから一週間ぐらい空白が出る。だから私が

言っているのは、もっと緊急な問題として、市町

村長、これは確かにいろいろ奔走するでしょうね。

しかし、油を持っておりません。だから、その点

で油を確保して、市町村長に苦情が行つたらすぐ

出してやる。こういう措置をとつていただきたい

のですが、その辺どうですか。

○倉石國務大臣 そういうふうに親切にいたすよ

うに指導いたしたいと思いますし、大体いま私ど

ものところに各地方から報告のきておりますもの

ですが、農政局に窓口をつくる、これは本当に大

きなことです。ハウスの場合には、ほんとうに一晩

あれば枯れちゃう、こういう危険性があるので

す。そういう緊急なものに、あの輸血のための血

液銀行みたいに緊急に手配するような、これは全

部小口ですから、そういう体制をつくられる、あ

るいは農林省が通産とよく協議なつた上で、や

あれば枯れちゃう、こういう危険性があるので

す。そういう体制はとれませんか。

○倉石國務大臣 先ほどのお答えにも申し上げま

したように、現実に大体ハウスをやつているところ

は全国そう全部ぢやありませんので、そういう

地域は町村役場と十分に連絡がつくところであり

ますから、同時にまた農協も、この人々の組合も

あるわけでありますので、先ほど申しましたよ

う組合がね、ハウス園芸をやつていらっしゃるところ

は、そこそこ緊急なところにはすぐ送つてやる、こう

いう体制はとれませんか。

○庄司委員 先ほどのお答えにも申し上げま

したように、現実に大体ハウスをやつしているところ

は全国そう全部ぢやありませんので、そういう

組合がね、ハウス園芸をやつていらっしゃるところ

は、そこそこ緊急なところにはすぐ送つてやる、こう

いうことここでございます。

○庄司委員 そうすると、地方の農政局へ行けば

油をもらえるのですね。

○倉石國務大臣 新聞にもありましたように、

あつせん所というのは通産局単位で通産ではおつ

くりいただいたようありますし、通産大臣から

私特に、やはり国民食糧にとって重要なものを

預かっておられる農林省はちょうど同じようなど

あつせん所は県単位につくらせております。それ

から油につきましては、御承知のように農業団体

であります全農と全石連とが石油の話をいたして

おりますので、ハウス園芸等については、そういう

関係で十分に実情を把握してやつてまいります

ります。

○庄司委員 それで、法案のほうへ入りたいので

すが、いままで質問、答弁をやつたわけですが、

この二つの法案で私、感ずるのは、政府の責務と

して、一般家庭であるとか、あるいは病院である

とか学校であるとか、農林漁業とか中小企業と

か、あるいは公共交通機関であるとか、そういう

協あるいは中小企業、病院、こういうものは入つておりません。それから、これは地方公共団体のメンバーも入つておりません。それから、やは

るわけであります。その他のことにつきましても、状況を知らせていただき、それにできるだけの措置を講じていくよう現在地方に指令をいたしてあります。地方の農政局といたしましてはたいへん大忙わで今までこの油の問題について対

処いたしておるわけであります。だから私が言っているのは、もっと緊急な問題として、市町

村長、これは確かにいろいろ奔走するでしょうね。

しかし、油を持っておりません。だから、その点はどうですか。

どうぞいます。

○庄司委員 時間がないのであります。これはひとつ通産大臣にも伺つておきますが、どうも農

林大臣の答弁では、今月中、あつせん所が開設す

ますまでの間の油がどうも心もとない。その点、ひ

とつ通産も考えていただいて、農政の窓口ある

いいまから一週間ぐらい空白が出る。だから私が

やつていて十二月二十日締め切り、これでは、二

十日に大体需要量をつかんでやつたところで、も

ういまから一週間ぐらい空白が出る。だから私が

ものは政府の責任で油を確保いたしました、そして在庫の調査もして情報も提供いたしますと、こういう条文ですね。やはり政府の責任として明確にしないと、国民は納得しないと思うのですよ。そういうお考えをひとつしていただきたいと思うのですが、通産大臣、どうですかその点。

○中曾根国務大臣 この法案が通りましたら、行政指導を行なうについても非常に力をいただくわけでございますから、そういう力をバックにいたしまして御聴旨に沿うようにいたしたいと思つております。

○庄司委員 問題は、こういうものを具体的に、農林漁業であるとか中小企業とか、病院とか学校とか、法律の中に明示して、これは政府の責任で確保するという点を明確にしていただきたいといふのが私の趣旨なんです。政令にまかせてもらつて、あとはおれたちにまかせろといふのでなくて、法律に明示してもらいたい。そういう修正に応ずるつもりがあるかどうか、これを伺つておきます。

○中曾根国務大臣 第十条に「あつせん」というと

ころがありまして、その中に、中小企業、農漁業、鉄道、通信、そのほか公益事業あるいは活動、そ

ういうふうに書いてあります。それで、そう

時間がありまんからこれでやめます。

○庄司委員 私は、政府の責任といつ項目を設けろということを言つているわけですが、これは

それからもう一つお伺いしたいのは、削減率の

問題ですね。これは農協、漁協あるいは農民、漁

民ずっと調べました。調べてみたら、閣議決定で

は、一〇%条項からはずす、こう明確になつてお

ります。それからその後、次官会議の決定で

あります。これは松島湾沿岸でノリが相当とれる

ところです。この七ヶ浜の要害といふところに昭

和石油が石油基地をつくってくれと町に申請を

出しております。ところが、これが町議会の公

表対策審議会によつて反対されて、否決されたん

ては五〇%削られておる。これは至るところで出

てゐるわけです。その点で農協でも漁協でも言つてゐることは、大企業のほうは一〇%条項を適用され一〇%の削減を受けている。しかしあの連中は、大体たっぷり油をもらつて、大洋漁業、日魯漁業は今度のあれでびくともしていな、こう言つています。ところが、一〇%条項からはずされているいろいろ農民、漁民が三〇%、四〇%、五〇%、こういう削減が現実に行なわれて、その点で大企業本位をやめてくれといふことを農民、漁民がだいぶ言つているのです。農協の幹部でさえ、これは言つておるのです。その辺、通産大臣、いわゆる大企業の削減率と比べて、こういう末端の農民、漁民がこういう削減を受けている問題ですね、これを是正なさるお考があるのかどうか。

○中曾根国務大臣 大企業を優遇しているわけじゃありません。やはり大企業は政府の指示に基づいて、法律に明示してもらいたい。それで、中小企業あるいは農漁業については優先するといふ政府の方針をきめておるわけであります。多少、地方によって混乱があるかもしませんが、そういうものはできるだけ早く片づけて、ひとしく皆さんが安心して農業ができるような体制を農林省と緊密に連絡して実行してまいります。

○庄司委員 これは地方によって混乱があるんじやなくて、全国的にそういう混乱があるので名前は出しませんが、海に面した大石油基地をかえたある県です。ここで県と石油基地のメーカーとの間で折衝が行なわれたや聞いております。それから、これは差し合わせがありますので名前は出しませんが、海に面した大石油基地をかかれたある県です。ここで県と石油基地のメーカーとの間で折衝が行なわれたや聞いております。反対しないでくれといふ。

それから、これは差し合わせありますので名前は出しませんが、海に面した大石油基地をかかれたある県です。ここで県と石油基地のメーカーとの間で折衝が行なわれたや聞いております。反対しないでくれといふ。

○庄司委員 最後に二、三伺いますが、補償の問題です。農林大臣、遠洋をやつている漁船に油を届けなくちゃならないという事態が起こつてゐるのです。しかも、これは防衛庁長官にも聞いても

○庄司委員 最後に二、三伺いますが、補償の問題です。農林大臣、遠洋をやつている漁船に油を届けなくちゃならないという事態が起こつてゐるのです。しかも、これは防衛庁長官ですが、あの松島の漁民ですね、

松島の航空自衛隊の飛行機が頭の上をどんどん飛んでいるのです。ノリ漁民が、あの飛行機一機で五千リットルから六千リットルの油を使つています。しかも、その点では、そういう遠洋に油を届けるといつた場合、やはりチャーチー料であるとかある

いは若干の補償をやる必要があるんじやないか。それからハウスでもし油がなくて被害を受けた場合、これに対する損害補償ですね、これをやつてあげる。ノリ漁民に対してもやはり同じような措置をとる。

それともう一つは、農協、漁協、これは備蓄の大企業、メーカーの在庫、それから系列の元売り

の在庫、これを政府が立ち入り調査をして発表する、あるいは国会の権限で立ち入り調査して発表する、これを提起しているわけです。その辺、通産大臣、こういうことをやつている石油メーカーは断固として規制する必要があるのじやないかと私は思うのです。それから在庫の問題ですね。公表させる必要があると思うのですが、その点どうですか。

○中曾根国務大臣 油の不足にまぎれ込んでそういふ強者の立場が利用されるというようなことは、フェアではありません。そういうことがないようわれわれも指導いたしたいと思います。

それから、在庫調査は、この法律が通れば、われわれが権限をもつてできるはずになつております。一日も早くこの法律を成立させて、的確に在庫量を調査し、国民の期待に沿うような公正な石油行政をやれるようにお願いいたしたいと思います。

○庄司委員 最後に二、三伺いますが、補償の問題です。農林大臣、遠洋をやつている漁船に油を届けなくちゃならないという事態が起こつてゐるのです。しかも、これは防衛庁長官ですが、あの松島の漁民ですね、

松島の航空自衛隊の飛行機が頭の上をどんどん飛んでいるのです。ノリ漁民が、あの飛行機一機で五千リットルから六千リットルの油を使つています。しかも、その点では、そういう遠洋に油を届けるといつた場合、やはりチャーチー料であるとかある

いは若干の補償をやる必要があるんじやないか。それからハウスでもし油がなくて被害を受けた場合、これに対する損害補償ですね、これをやつてあげる。ノリ漁民に対してもやはり同じような措

の装置をつくるならなくちやならない。いまのタンクでは小さいといふ問題もあるのです。これは全国の農協の組合長からも要請が参っておりますが、この備蓄に必要な資金、これをやはり農林省で手当てる、こういうことが必要じゃないかと思うのですよ。その点ひとつ農林大臣から、それから先ほどの自衛隊機の演習の問題については防衛庁長官から、ひとつお答え願いたいと思います。

○倉石国務大臣 農協、漁協がそれぞれ正當なお仕事をおやりになるには、それぞれの法に基づいて補助を差し上げることができるようになつておることは御承知のとおりであります。

検討も指示もいたしておりましたし、さしあたり十二月は一〇%に当たる六千キロットを節約するという方針で、それぞれの部隊の演習を含めて削減することにいたしております。

○庄司委員 最後にハワイの問題です。これは外務大臣、ハワイ沖で油が給油

ましても、自発的に節減措置を講じておる旨の通知がございました。しかしながら、石油危機はますます深刻でございます。これに対しまして先方の理解を求めてまいりましたが、先方も、私どもの立場に対して全幅の理解を持つております。ただいま日米間におきましてこういう問題は協議いたしておりますが、私は所期の目的は達成し得るものと考えております。

○庄司委員 終わります。

○濱野委員長 一時三十分から連合審査会を開くこととし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十七分休憩

——これを浮かしておくわけにはさせんの
で、油を補給してあげて帰れるようにするとい
うことで、いまそのほうに全力をあげているわけで
あります。

○大平國務大臣　わが国は諸外国とおつき合いを通じまして、航空機でござりますとか、商船でござりますとか、あるいは漁船であるとか、いろんな形におきましてわが国からも供給し、わが国もまた諸外国で供給を受けておるという、いわば四五枚手の筋肉にあるつたゞごどゝます。ほこ

「この問題はなし」と云ふ。それでやがて、
すが、なるほど漁民の方は、自分たちが操業して
いる上をジエット機が飛ぶ、その燃料を自分たち
に回してくれれば自分の船は動けるのだというそ
ういう考え方は、私は否定できないと思うので
す。しかし、これはあなた方の党と私たち自民
党、いわゆる私たちの立場の政府とは見解を異に
いたしますが、われわれは国家の行動としての自

○大平国務大臣 わが国は、諸外国とおつき合いを通じまして、航空機でござりますとか、商船でござりますとか、あるいは漁船であるとか、いろんな形におきましてわが国からも供給し、わが国もまた諸外国で供給を受けておるという、いわば相互依存の問題にあるわけでございます。したがつて、わが国としても、諸外国に対しましてそれ相当の供給を覚悟せなければなりませんが、同時に、外国におきましても、わが国のそれらの油の需要に対しましては供給に応じていただかなければならぬという立場に立つておるわけでございまして、そういう体制をつくるべく、いま各省と御相談を申し上げておるわけでござります。

衛行為としての一定範囲の油というものは必要であるし、使用せざるを得ませんし、これを、たゞえは何ヵ月か休んでそして突如それに対応しようと、いつても、防衛力といふものは瞬時の中断も許さないということがありますから、私どもは、いわゆる国民に、あるいは官府自体が節約をするその姿勢を目指す自体というものが、これは防衛圧縮全体を含めて自分たちでもってそれに対してもう一度まで節約し、協力し、そしてその余力といふものですが、国民全體のすべての供給の面に私たちが貢献できるかという問題に對して取り組むことが必要であると考えます。したがつて、それに対してもう一度みずからどのように節約するかについて具体的な方針を

○大平國務大臣　わが国は、諸外国とおつき合いを通じまして、航空機でござりますとか、商船でござりますとか、あるいは漁船であるとか、いろんな形におきましてわが国からも供給し、わが国もまた諸外国で供給を受けておるという、いわば相互依存の関係にあるわけでございます。したがつて、わが国としても、諸外国に対しましてそれ相当の供給を覚悟せなければなりませんが、同時に、外国におきましても、わが国のそれらの油の需要に対しましては供給に応じていただきなければならぬという立場に立つておるわけでございまして、そういう体制をつくるべく、いま各省と御相談を申し上げておるわけでございます。

ただ、石油危機が起きてまいりましてから、とつその場合、各地におきましていま御指摘のように、寄港地におきまして油の供給を受けられないという事態が間々出てまいっておりまして、これはケース・バイ・ケース、現地自憲におきまして先方とかけ合いをいたしまして、供給を受けるよう努めをたいしておるところでございます。

それから在日米軍の油でございますが、これはたびたび国会におきまして御答弁申し上げているところでござります。すなわち、わが国におきまして石油緊急対策がとられるまでの段階におきまして、米軍に対しましてわがほうにおきまして問題提起いたしましたところ、アメリカ軍におきま

午後二時三十五分開議

○平林委員長 休憩前に引き続き連合審査会を開きます。

給適正化法案の第六条によりますと、石油の使用の制限が規定されております。タクシーの場合に例をとりましても、当該数量をどの線に引くかが問題だと思うわけでござります。生活を圧迫することのないように対処すべきだと思いますが、この基本的な方針を伺いたい、これが第一でござります。

○松本(忠)委員 国民生活安定緊急措置法案、石油需給適正化法案につきまして、運輸関係を中心といたしまして質問をいたしたいと思います。非常に短い時間でございますし、その間にいろいろと質問もござりますので、簡潔な答弁をお願いいたしたいと思うわけでございます。

法案の内容につきましては、条文等もそれぞれの各委員会におきまして熱心な討議が行なわれておられますので、私は、最も具体的な問題について質問をいたしたいと思うわけでございます。

御承知のように、今回の石油危機は日増しに深刻の度を深めておるわけでございますが、これが国民にたいへんな不安を与えておるわけでございます。こうした情勢の中で、先般十二月十日に、個人タクシーの新規開業を受けた者が、燃料確保策をしたという暗い事件さえ引き起こしておるわけでございまして、こうしたことは、政府の無策、失政を如実に示すものであると私は思うもの

の制限が規定されております。タクシーの場合に例をとりましても、当該数量をどの線に引くかが問題だと思うわけでございます。生活を圧迫することのないように対処すべきだと思いますが、この基本的な方針を伺いたい、これが第一でござります。

第二点は、LPGガスの問題につきまして、ここ一、二週間、運輸省も通産省も非常に熱心に、そしてまた業界もこれに参画をして討議が続けられまして、先ほど申し上げましたような昨日の夕刊の発表になつたわけでござります。

しかしながら、ここで我非常に遺憾に思いますのは、この石油需給適正化法案の審議中に、第十一条にあるこうした統制経済時代の切符配給制度と同じような制度を採用せざるを得なかつた。きわめて遺憾に思います。第十条の線がいわゆる第一段階で、第十一條は第二段階だと称していたわけであります。が、いきなりこの第十一條に入りましたとして、実質的に第二段階に突入してしまつた、こういう点を遺憾に思うわけでございます。東京を例にとりますと、法人が二、個人が一という割合で、法人は一日当たり五十リットル、個人についてでは二十五リットルというようでございますが、この基準の算出は何を根拠にしたか、これが第一点でございます。

それから第三点といつしましては、実施をしてみた上で、配分の比を訂正する必要があるかないか、この点疑問を持つものでございます。また、いけなければ当然のこと、訂正しなければならぬと思うわけでござりますけれども、この点についてどのようにお考えであるか、これが第三点。

次の問題は、LPGの配分につきまして、運輸、通産、いわゆる役所側と、それから業界側の希望によってこれが行なわれたわけと思ひますけれども、問題は、公平な配分といふことが一番重要な問題であろうと思います。そこで、末端におけるLPGガスの配分の問題でござりますが、これは新聞にも発表しておりますけれども、この点についての意見を申し上げておきたいわけでございます。

それからLPGガスの配分の問題でござりますが、これは新聞にも発表しておりますけれども、この点についての意見を申し上げておきたいわけでございます。

○松本(忠)委員 ただいま大臣の答弁に、実績をもつた上で、配分の比を訂正する必要があるかないか、この点疑問を持つものでございますが、四十七年当時の実績のない者、この四十七年当時の実績のない者に対しては、単に実績がないという理由のために配分を拒否するというようなことはないと思ふ。それからLPGの配分の問題でござりますが、これは新聞にも発表しておりますけれども、この点についての意見を申し上げておきたいわけでございます。

○中曾根国務大臣 石炭対策特別委員会連合審査会議録

クシーの問題については、十分御意見を聞いて配慮してまいりたいと思っております。それからなお燃料の節減等につきましても、いろいろ観光用とか、そういうようなバス等は御遠慮願うよう自らをお願いするような方向で指導をいたしましたが、これは新聞にも発表しておりますけれども、この点についての意見を申し上げておきたいわけでございます。

それからLPGガスの配分の問題でござりますが、これは新聞にも発表しておりますけれども、この点についての意見を申し上げておきたいわけでございます。

○松本(忠)委員 ただいま大臣の答弁に、実績をもつた上で、配分の比を訂正する必要があるかないか、この点疑問を持つものでございますが、四十七年当時の実績のない者、この四十七年当時の実績のない者に対しては、単に実績がないという理由のために配分を拒否するというようなことはないと思ふ。それからLPGガスの配分の問題でござりますが、これは新聞にも発表しておりますけれども、この点についての意見を申し上げておきたいわけでございます。

○中曾根国務大臣 石炭対策特別委員会連合審査会議録

クシーの問題については、十分御意見を聞いて配慮してまいりたいと思っております。それからなお燃料の節減等につきましても、いろいろ観光用とか、そういうようなバス等は御遠慮願うよう自らをお願いするような方向で指導をいたしましたが、これは新聞にも発表しておりますけれども、この点についての意見を申し上げておきたいわけでございます。

それからLPGガスの配分の問題でござりますが、これは新聞にも発表しておりますけれども、この点についての意見を申し上げておきたいわけでございます。

○松本(忠)委員 ただいま大臣の答弁に、実績をもつた上で、配分の比を訂正する必要があるかないか、この点疑問を持つものでございますが、四十七年当時の実績のない者、この四十七年当時の実績のない者に対しては、単に実績がないという理由のために配分を拒否するというようなことはないと思ふ。それからLPGガスの配分の問題でござりますが、これは新聞にも発表しておりますけれども、この点についての意見を申し上げておきたいわけでございます。

○中曾根国務大臣 石炭対策特別委員会連合審査会議録

クシーの問題については、十分御意見を聞いて配慮してまいりたいと思っております。それからなお燃料の節減等につきましても、いろいろ観光用とか、そういうようなバス等は御遠慮願うよう自らをお願いするような方向で指導をいたしましたが、これは新聞にも発表しておりますけれども、この点についての意見を申し上げておきたいわけでございます。

それからLPGガスの配分の問題でござりますが、これは新聞にも発表しておりますけれども、この点についての意見を申し上げておきたいわけでございます。

○松本(忠)委員 ただいま大臣の答弁に、実績をもつた上で、配分の比を訂正する必要があるかないか、この点疑問を持つものでございますが、四十七年当時の実績のない者、この四十七年当時の実績のない者に対しては、単に実績がないという理由のために配分を拒否するというようなことはないと思ふ。それからLPGガスの配分の問題でござりますが、これは新聞にも発表しておりますけれども、この点についての意見を申し上げておきたいわけでございます。

○中曾根国務大臣 石炭対策特別委員会連合審査会議録

クシーの問題については、十分御意見を聞いて配慮してまいりたいと思っております。それからなお燃料の節減等につきましても、いろいろ観光用とか、そういうようなバス等は御遠慮願うよう自らをお願いするような方向で指導をいたしましたが、これは新聞にも発表しておりますけれども、この点についての意見を申し上げておきたいわけでございます。

○中曾根国務大臣 石炭対策特別委員会連合審査会議録

場、こういうようなものはもちろん入っておりま
す。それから清掃につきまして、油の確保につ
きましては、心配のないようにいたしたいと思つ
ております。

○松本(忠)委員 心配のないようないふうにとい
うことには、私具体的な数字でお伺いしますが、一〇〇%
確保してやらせるという意味でありますか。

○中曾根國務大臣 業務遂行に支障のないよう
にという意味であります。

○松本(忠)委員 わかりました。それでは一〇〇%
の配給ができるということを理解をいたしてお
きます。

それから、この問題はLPGでござりますけれど
も、軽油の問題でござります。ごみの運搬車にも
都内で軽油を使つていてのが約三千三百台ござ
ります。この軽油につきましては同様のこと�이
ると思いますし、さらにまた、東京都の場合を例
にとりますと、重油を使用している屎尿、ごみ運
搬あるいは屎尿の海洋投棄船、こういったものの
引き船、これが約二百隻ございます。この燃料の
確保についても当然のことだらうと思ひますし、
さらに、ごみの焼却場におけるところの重油の使
用、この面についても当然のことと思ひますが、
御見解を伺つておきたい。

○中曾根國務大臣 もちろん当然のことであります
す。

○松本(忠)委員 さらに、もう一点伺いたいの
は、年末年始になりますと、いわゆる郵便物が相
当にふくそういたします。年賀状を含めましてた
思ひます、が、この点も同様に考えてよろしいかど
うか。

○中曾根國務大臣 条文の中にも鉄道、郵便とい
うふうに、郵便も入つておると思います。

○松本(忠)委員 それでは、次にお伺いしたいこ
とは、農林大臣——農林大臣いらつしやらなけれ
ばけつこうであります。経企庁長官に伺います。

最近燃料確保が非常に乱れてきた、こういうと
ころで長距離の路線トラックの燃料確保がむづか
しい状態になつております。したがいまして、生
産地にあるけれども都会地にはない、こういったこ
とが理由になりまして、またぞろ物価上昇を誘
発させている状況でござります。これに対しまし
て、経企庁長官としてはどのようにお考えにな
り、どのように対処されるかを伺つておきたい。

○内田国務大臣 年末物資等の輸送が油のために
渋滞するということになりますと、お説のとおり
の心配がござります。

そこで実は、両三日前に運輸省、通産省、経済
企画庁等の政務次官が集まりまして、そういうト
ラックが片道しか物を運べない、帰りの軽油がな
いとか、あるいはまた途中の油の中継基地に寄り
ましてももらえないということないように、そ
のこまかい明細の計算をいたしまして、その確保
について遺漏なき手配をした、こういう報告を私
は受けました。

○松本(忠)委員 年末は非常に物資の輸送もふく
そらしますし、特に生鮮食料品、正月用品、こう
いったものについてはたいへんな状態でございま
すので、この問題は、せひとも十分な配慮をして
解決をしなければならないと思うわけでございま
す。特に裏日本方面が現在雪害でありますと、非
常に交通が不円滑になつております。

それで、貨物が鉄道に流れる傾向でござります
けれども、私の調査によりますと、貨物運送が非常
に不円滑になつていて、こういうふうに思われま
す。これはストのあとといわゆる後遺症的な影響
もあるんじゃないかなうか、こう思ひますし、ま
た、北海道内の輸送の混亂も考えられます。青函

の航送力についても問題があると思いますけれど
も、特に裏日本の雪害によるところの貨車の滞留
が非常に大きな影響を及ぼしております。加え
て、その貨車輸送の両端を受け持つところの通運
事業者の集荷配達も、燃料手当が不十分で思ひ
ます。

○松本(忠)委員 通産大臣に伺いたいのですが、
実際問題として、あなたが確信を持って答えられ
ましたけれども、現在通運事業に対する油の配給
というのについては、まあまあ今月は何とかな
うかということを、荷主のほうにもいろいろ交渉
させていただいておる次第でござります。

なお、国鉄の輸送荷物等につきましては、不急
不要のものはなるだけ一月に回してもらえぬだろ
うかということを、荷主のほうにもいろいろ交渉
させていただいておる次第でござります。

○松本(忠)委員 通産大臣に伺いたいのですが、
実際問題として、あなたが確信を持って答えられ
ましたけれども、現在通運事業に対する油の配給
資料をちょうどいたしました。この資料により
まして見ますと、非常に順調な生産が行なわれ
ております。一方、東京都自動車タイヤ商業組合の
調査によつてみましても、八月二十日の価格と十

ついて、通産大臣はどのように考えられますか。
○中曾根國務大臣 アラブの削減がどういうふ
に進度が深まつてくるかといたしまして、そので
あります。こういった対策について、きびしくなる。で
すから、油の節減も、今までよりも少しお
願いしなければならぬことになるのであらう、そ
う思ひます。

○松本(忠)委員 これは特に通運事業に限つたこ
とはございません。あらゆる業態がいま非常に心
配をしておるわけでござります。通産大臣がひと
つかつた配慮をしていただきて、まだ、きょう
の新聞等によりますと、また中東を訪問されてそ
の確保に努力されるという話も伺つておりますけ
れども、ぜひひとつ十分の確保をしていただい
て、こういった生鮮食料品をはじめとして、必要
な物資の輸送については、十分の御配慮をひとつ
お願いいたしたいと思うわけでござります。

○松本(忠)委員 これから次に伺いたいことは、いわゆる物資輸
送について欠くことができないのは油でございま
す。同時にまた、いわゆる自動車の足であるとこ
ろのタイヤの問題でござります。

タイヤが、最近物価上昇につれまして、たいへ
んな問題を起こしていることを御存じだろうと思
うのです。特に私が指摘したいのは、自動車用タ
イヤの中でも大型車のタイヤです。いわゆる一〇
〇一二〇一四ブライといふような大型のバス
あるいはトラック、こういったものに対するタイ
ヤが非常に不足をしております。御承知と思いま
すけれども、タイヤ、チューイング、フランプでワン
セット大体四万円程度いま店頭でしております
が、これが全く姿を消しております。十月には六
千円、十一月には五千円も値上がりをした。異常
な値上がりをして消費者を苦しめているわけでござ
ります。

そこで私、十四日付で通産省の化学製品課から

二月七日の価格を比べてみると、五千三百円値上がりをしておるわけでございます。こういう状態は、この大型タイヤに限ったことでなく、スノータイヤにおいてもこの状態は同じようなものが見られるわけです。そこで、生活関連物資の買占め及び売却しみに対する緊急措置に関する法律施行令の物資の指定のワクをこれらのタイヤ類にも及ぼし、ワクを広げて第五条の立ち入り検査をする考え方があるかないか。これを通産大臣に伺つておきたい。

○内田国務大臣 法律の仕組みとしては私のほうの所管と考えますので、一応お答えを申し上げます。

タイヤ類は、いままでの生活関連物資買占め防止法では生活必需品、生活関連物資とは考えられませんが、今度、国民生活安定緊急措置法案の中で買占め防止法を改正いたしまして、国民经济に関連の深い基礎物資というものを追加することにして御審議をお願いいたしておりますので、その場合には、私は松本さんの御提案なされた物資も、そのものをいますぱりと指定することは申し上げにくいか、指定し得る範疇に入るものとして考えてまいりたいと思います。

○松本(忠)委員 これは企画庁長官、ぜひひとつ実態を掌握してもらいたいと思うのです。それからまた通産大臣も、生産はおれのほうだ、しかしその取り締まりについては経企庁長官だというようなことでなくて、生産の面を考えるならば、それがどのように流れているかといふようなことを聞いておきたいと思います。

それで、このタイヤ類についても、いまお話しのようにワクを広げて対象として考えてみたい、こういうお話をござりますので、ぜひそちらでもらわないと、非常にいま困っている状態であります。特に大型のタイヤにおいてはこの傾向が強い、こういう点から私はひとつ提案を申し上げておきます。これらの資料は全く最近の資料をもとにしたお話をござりますので、ぜひと

もこの点について十分の考え方と行動を示してもらいたいと思うわけでございます。

それから次の問題でございますが、海運関係におきましては、外航船の問題でござります。

特にタンカーの燃料確保につきまして、まださらにはコンテナ船のニューヨーク航路、こういうものは、従来外国の港、港でその補給を受けたものは、最近はできなくなつた。困難になつております。特にトランパーにおきましてはその傾向が顕著のようでございます。この問題に對しまして、どのように運輸大臣としてお考えになつておられますか。

○松本(忠)委員 内航船の問題について伺つておきますが、沖縄の諸島に対するところの物質の輸送でございます。

これは、御承知のように、沖縄航路運賃同盟といふのがございまして、そこに九社加盟しております。昨年度の実績を見ましても、往航が千七百三十九航路、二百三十三万一千トンに及ぶところの物資が輸送されております。こういった問題

きまして、日本石油連盟と日本船主協会の間で十二月の配船分については一応の話し合いができるようござりますけれども、これが各社別の割り当てという段階になりますと、今までの取引

関係が非常に複雑であつただけに、はたしてスマーズにいくかどうか、非常に疑問に思つております。

運輸省や通産省としまして、これらの点についてタッチする考えがあるのか、あるいはまた、これら二つの業界に自主的にやらせようとしているのか、どちらであるか、その辺のところについて伺つておきたいわけでございます。

○徳永国務大臣 いまお説のように、外航船に使つておる大体の油は二千六百万キロリットルでございます。そのうちの千三百萬キロリットルでございます。

これは、お説のように外國で補給を今までしておつたのでございます。なおまた、外國船が日本で補給しておきましたのが、大体七百三十万キロリットルと推定をいたしております。

この問題につきましては、いま御指摘がござい

ましたように、船主協会と石油連盟の間におきまして、十二月分の運航につきましてはまあまあございました。しかし、船主協会が、今後問題につきましては、いよいよ運賃を上げておきたいと思います。

○松本(忠)委員 最後にございますが、経企庁長官

するということではなくて、行政指導においてできる限りの確保をする。それと同時に、外国船の補給につきまして、国内においてこれが確保されますように、私どものほうからも要請しておる次第でございます。

○松本(忠)委員 内航船の問題について伺つておきますが、沖縄の諸島に対するところの物質の輸送でございます。

これは、御承知のように、沖縄航路運賃同盟といふのがございまして、そこに九社加盟しております。昨年の二月に現行運賃に値上げしたわけ

でございます。特にトランパーにおきましては、御承知のように、沖縄航路運賃同盟といふのがございまして、そこに九社加盟しております。これまでのように、私どものほうからも要請しておる次第でございます。

○松本(忠)委員 内航船の問題について伺つておきますが、沖縄の諸島に対するところの物質の輸送でございます。

これは、御承知のように、沖縄航路運賃同盟といふのがございまして、そこに九社加盟してお

ます。昨年の二月に現行運賃に値上げしたわけ

でございます。特にトランパーにおきましては、御承知のように、沖縄航路運賃同盟といふのがございまして、そこに九社加盟しておる次第でございます。

これは、御承知のように、沖縄航路運賃同盟といふのがございまして、そこに九社加盟しておる次第でございます。

これは、お説のように外國で補給を今までしておつたのでございます。なおまた、外國船が日本で補給しておきましたのが、大体七百三十万キロリットルでございます。

この問題につきましては、いま御指摘がござい

ましたように、船主協会と石油連盟の間におきまして、十二月分の運航につきましてはまあまあございました。しかし、船主協会が、今後問題につきましては、いよいよ運賃を上げておきたいと思います。

○松本(忠)委員 最後にございますが、経企庁長官

官と運輸大臣に伺いたいわけでございます。

第一点は、六大都市のタクシーの運賃でござい

ます。昨年の二月に現行運賃に値上げしたわけ

でございます。特にトランパーにおきましては、御承知のように、沖縄航路運賃同盟といふのがございまして、そこに九社加盟しておる次第でございます。

これは、御承知のように、沖縄航路運賃同盟といふのがございまして、そこに九社加盟しておる次第でございます。

あつてはならぬと私は思います。

そういう点からいって、ぜひこの問題については、もう少し、向こう三年間は上げない、こういうふうに言つておるわけでございますので、この点について、やはり国民生活を守る上から、物価抑制の見地からもこれは思ひとどまつてもらいたい、こう思います。その点、確言をひとついたいと思います。

○德永國務大臣 公共料金を上げないといふ基本的な態度は、政府全体として、基本的にはそういうことでござります。いろいろな事情もございましょうが、とにかく、私どもといひましたことは、この問題は、六大都市からも出ておりますし、その他のところからも出でておりますし、あるいは暫定運賃という形でも申請も出でておりますけれども、十分慎重に処理してまいりたいと思います。

○松本(忠)委員 暫定運賃でも、上げることは上げのまゝですから、この点は十分配慮しなければいかぬと思います。

○平林委員長 玉置一徳君、私は、石油二法案につきまして、経済企画庁長官、外務大臣並びに労働大臣に質疑を試みたいと思います。

そこで、まず、現下の石油の供給の不足からまいります基礎物資並びに生活関連物資、こういう問題につきまして、一番大事なことは、法的な根拠を政府に持たすとともに、需給のバランスをとることによりまして価格の安定をどうはかるか、これにつきましては、国民の皆さんの御協力を得なければできないことありますので、政府としても真実を広く国民に明らかにしますことによりまして、その協力を仰ぐという態度に出なければならぬ、こう思うのです。

そこで、まず経企庁長官にお伺いしたいので

すが、電力の需給の調整規則に基づきまして、法的にも二〇%のカットを要求せざるを得ないんじゃないだろうかという事態にきております。しかし、政府当局もそういう腹を固めておることも、きのうの答弁によりまして出てきたわけであります。しかば、電力の供給の二〇%カットによつて、基礎物資である鉄鋼、セメント等々、あるいは民需物資であります紙パルプその他の生産関連物資などのような影響を与えるか、推定をいたしまして、基礎物資であります紙パルプその他の生産は、しかば、電力の供給の二〇%カットによる影響を及ぼす影響でございますが、この際明らかにしていただきたいと思います。

○岸田政府委員 お答えをいたします。
電力削減の生産に及ぼす影響でございますが、先般一割削減の行政指導を行ないます際に、主要業種について調査をいたしました限りでは、大体電力の削減は、ほぼその物資の生産の削減に見合うよう感じではないかと思っております。ただ、現実の結果としましては、かなりの合理化努力が行なわれまして、それよりは低い影響ということになつてあらわれてくるのではないかと思いまます。

今後の問題でございますが、一月以降の削減率につきましては、石油の需給事情ともからみ合わませまして、いま最後の調整をいたしております。申しあげますと、一月につきましては、申し上げるまでもなく正月休みの問題がござりますので、この期間をどのように算定をすべきか、また、各企業におけるその後の合理化努力いかんといふようなことを考えながら、いま物資別に影響調査を進めておる段階でございまして、いま最後の調整をいたしております。したがつて、大口需給だと思われるうちの不急需要、もしくは相当な緊急度を持つておるもので、政府みずからがなし得るようなものは、思いつけて削減をすることによって需給のバランスをとらなければ、いかに法律ができましても、価格の上昇といふものは避け得れない、これが自由化の仕組みだと思うのです。こういう意味では、具体的な方法でもって需給のバランスをとるよう、つまり総需要の抑制を国みずからがやつしていくといふ姿勢に立つように、この予算の編成を目前に控えました今日、どのような態度を經濟企画庁としてはお持ちになつておるかということがあります。

○玉置委員 私は、この段階になれば、政府はほんとうのことを国民に明らかにすることによって、その協力を仰ぐという態勢にならなければならぬじやないだらうか、きょうまではショックをなるべく避けるためにこういう方針でござれたこととも丁といたしますけれども、その場にならなければわからない、というようなことばかりではないじやないだらうかといふ感じがいたしました。

きょう国対で春日委員長が申しておいでになり

ましたが、友人がアメリカから羽田に着きましたが、電力の供給のバランスをとるといふことは、すなわち需要の側を調整する、これは現実的には需要を引き締めいく、總需要の抑制ということになります。

これは昨年政府が、たとえば国の予算の八%の繰り延べでありますとか、あるいはまた、公共事業の上期契約ベスの繰り下げでありますとか、そういうことをやつておりますことは御承知のとおりであります。明年度の予算の編成にあたりましては、思い切つてひとつ国が率先してやはり御質問をしておるわけですが、われわれ新聞その他雑誌等々を通じて見ますのに、電力の一割カットのときは大体一割くらいの減産でどどまるけれども、二割カットになつたときには大体三割ほど減産するということを承つております。

そこで、経済企画庁長官にお伺いしたいのは、この法律によりましていろんなことの手配はできるようになつておりますけれども、しょせん、価格を下げようと思えば需給のバランスをとる。したがつて、大口需給だと思われるうちの不急需要、もしくは相当な緊急度を持つておるもので、政府みずからがなし得るようなものは、思いつけて削減をすることによって需給のバランスをとらなければ、いかに法律ができましても、価格の上昇といふものは避け得れない、これが自由化の仕組みだと思うのです。こういう意味では、具体的な方法でもって需給のバランスをとるよう、つまり総需要の抑制を国みずからがやつしていくといふ姿勢に立つように、この予算の編成を目前に控えました今日、どのような態度を經濟企画庁としてはお持ちになつておるかということがあります。

また、何と申しましても、国民総需要の中で民間の直接投資の割合といふものは五二%ぐらいになります。また、その趣旨がいま御審議をいたしております。また、その趣旨がいま御審議をいたしております。また、その趣旨がいま御審議をいたしております。

私はいたしておるわけでございますが、需給のバランスをとるといふことは、すなわち需要の側を

調整する、これは現実的には需要を引き締めていく、總需要の抑制といふことになります。

これは昨年政府が、たとえば国の予算の八%の繰り延べでありますとか、あるいはまた、公共事業の上期契約ベスの繰り下げでありますとか、そういうことをやつておりますことは御承知のとおりであります。明年度の予算の編成にあたりましては、思い切つてひとつ国が率先してやはり御質問をしておるわけですが、われわれ新聞その他雑誌等々を通じて見ますのに、電力の一割カットのときは大体一割くらいの減産でどどまるけれども、二割カットになつたときには大体三割ほど減産するということを承つております。

そこで、経済企画庁長官にお伺いしたいのは、この法律によりましていろんなことの手配はできるようになつておりますけれども、しょせん、価格を下げようと思えば需給のバランスをとる。したがつて、大口需給だと思われるうちの不急需要、もしくは相当な緊急度を持つておるもので、政府みずからがなし得るようなものは、思いつけて削減をすることによって需給のバランスをとらなければ、いかに法律ができましても、価格の上昇といふものは避け得れない、これが自由化の仕組みだと思うのです。こういう意味では、具体的な方法でもって需給のバランスをとるよう、つまり総需要の抑制を国みずからがやつしていくといふ姿勢に立つように、この予算の編成を目前に控えました今日、どのような態度を經濟企画庁としてはお持ちになつておるかといふことがあります。

また、何と申しましても、国民総需要の中で民間の直接投資の割合といふものは五二%ぐらいになります。また、その趣旨がいま御審議をいたしております。また、その趣旨がいま御審議をいたしております。

また、何と申しましても、国民総需要の中で民間の直接投資の割合といふものは五二%ぐらいになります。また、その趣旨がいま御審議をいたしております。

は考えます。

また、不急不要の大規模な建物などにつきまして同じでございまして、これの需要調整につきましても、この法律の中に設備投資とともにうたつてありますことを御承知のとおりでござります。

しかし、そういう全体的な需要調整だけでは私はいまの事態は乗り切れないと考えますので、今回提案をいたしております国民生活安定緊急措置法は、一口に申しますと、個別的な物資の対策といふものがおもなねらいになっておりまして、一つづつの物資につきまして、それが国民生活上あるいは国民経済上重要なものにつきましては、標準価格とか特定標準価格とかいうものをつくりまして、そうして先急ぎの価格の引き上げとか、あるいは先急ぎの買あさりとかいうものがないようなら、輸入の繰り上げ指示もいたしますし、また、特別にエネルギー等も供給してその生産増加の指示もいたす、出荷の指示もいたす、また、地域的にアンバランスがありますときには、法律に書いてございますように、甲の地域から物資が不足する乙の地域に輸送をさせるというような、そういう供給面の増加調整もこの段階においては考えることが必要である。こういろいろな立場に立ちまして、玉置さんの御心配になるような風を何とかして克服していきたいという熱意を持つ次第でございます。

○五置委員 私は若干不満を申し上げますと、公

共事業の抑制についてはこういうことをする——よく大臣が新聞記者会見等々では各省ごとにいろいろなことをお話をなすつておいでになりまして、それはそれだけつこうなんですが、商工委員会その他各種の委員会でこういう緊急立法を、しかも、この法律は大きな包括委任を政府に渡すわけがありますが、その細部について質問をしますと、なるべくシヨックを与えないでおこう

という意味か、あるいは、いよいよ目前に迫ったために、言うたら問題が起つてはためにならぬというお考えか、全くいろいろなものを具体的に言わぬようになつちまつておる。非常に不満であります。そういう態度が官僚独走におちいるのではありません。まあ、いますぐ直ちにたいしたところをそこねることによってといふ懸念をされる方じやないかという心配をするのではないか。間違つたら間違つたで皆で訂正すればいいわけがありますから、そういう気持ちで今後とも最後までこの両法案の審議に当たつていただきたい、私はこう思ひのです。

そこで問題は、金融の引き締めその他他の方法と、それから民間の協力という方法と、法律の問題と、三つの方法でやらなければならないと思いまして、まず政府みずからがやれることを徹底的にやることによつて、民間の協力を仰ぐといふことになつてくると思うのです。そうして、需給を個人家庭の消費に御迷惑をかけないようにみんなで努力するという方式しか方法がないと思うのですが、こういう場合に、電力の不足、物資の不足によりまして、どうしても中小企業その他に非常な圧迫がくるし、倒産のやむを得ざるもの、休業のやむを得ざるものも出てくると思うのです。これが通産省のほうで別個に手当てをしておいては、甲の地域から物資が不足する乙の地域に輸送をさせるというやうな風を何とかして克服していきたいという熱意を持つ次第でございます。

○五置委員 私は若干不満を申し上げますと、公

共事業の抑制についてはこういうことをする——よく大臣が新聞記者会見等々では各省ごとにいろいろなことをお話をなすつておいでになりまして、それはそれだけつこうなんですが、商工委員会その他各種の委員会でこういう緊急立法を、しかも、この法律は大きな包括委任を政府に渡すわけがありますが、その細部について質問をしますと、なるべくシヨックを与えないでおこう

うなことに対する対策としては、私たちの立場としますと、万全の対策を立てたいと思って、各役所全部を通じて話として出てくるものがどういうふうに具体的にあらわれているか、情報を収集しているところです。まあ、いますぐ直ちにたいしたことではないのか。御承知のとおり、いま求人が二・三倍ぐらいある。非常に需給が逼迫がおりますから、それはなかなかうと思ひますもの不安はございます。

そこでこれは、玉置議員御承知のとおり、昭和三十六年あるいは四十六年の不況のときに、すでに労働省としてはいろいろ対策を練りました。ドル・ショックのときも練つて、いろいろの手当てをして、多少の効果を得たことは御承知のとおりです。まず政府みずからがやれることを徹底的にやることによつて、民間の協力を仰ぐといふことになつてくると思うのです。そうして、需給を個人家庭の消費に御迷惑をかけないようにみんなで努力するという方式しか方法がないと思うのですが、こういう場合に、電力の不足、物資の不足によりまして、どうしても中小企業その他に非常な圧迫がくるし、倒産のやむを得ざるもの、休業のやむを得ざるものも出てくると思うのです。これが通産省のほうで別個に手当てをしておいては、甲の地域から物資が不足する乙の地域に輸送をさせるというやうな風を何とかして克服していきたいという熱意を持つ次第でございます。

○五置委員 私は若干不満を申し上げますと、公

共事業の抑制についてはこういうことをする——よく大臣が新聞記者会見等々では各省ごとにいろいろなことをお話をなすつておいでになりますが、それはそれだけつこうなんですが、商工委員会その他各種の委員会でこういう緊急立法を、しかも、この法律は大きな包括委任を政府に渡すわけがありますが、その細部について質問をしますと、なるべくシヨックを与えないでおこう

うなことに対する対策としては、私たちの立場としますと、万全の対策を立てたいと思って、各役所全部を通じて話として出てくるものがどういうふうに具体的にあらわれているか、情報を収集しているところです。まあ、いますぐ直ちにたいしたことではないのか。御承知のとおり、いま求人が二・三倍ぐらいある。非常に需給が逼迫がおりますから、それはなかなかうと思ひますもの不安はございます。

私はこう思ひのです。イスラエルも日本までは非常に友好国であつたわけですが、そういう懸念なしに、今回の中東戦争によつて今度の問題が提起されたわけがありますが、戦略に使われたということは事実でございましょうけれども、世界じゅう平均して、現在の石油の採掘可能量は、寿命は二十年間だ、こういうようにも学説は大体一定しております。そろそば、向こうの国の立場に立てば、二十年間すればもとのもくあみのアラビア砂漠になるのだ、人間が豊富な生活をしえないようななものとあみの砂漠になるのだ。そうすれば、二十年のものを四十年になぎり、しかも、労働集約型のよくなじみのアラビア砂漠になるのだ、人間が豊富な生活をしえないようななものとあみの砂漠になるのだ。そうすれば、二十年のやつは八十年にその寿命を延ばすため、四十年のやつは八十年にその寿命を延ばすことによって、その間に工業立国なりあるいは農業立国なり、砂漠じやなしに、普通の人間が普通の間クウェートの国会議員諸君がおいでになりましたが、高年齢者には五百五歳以上の高齢者は三百日給付するとか、ある場合には六十歳以上の高齢者については労使の保険料を免除するとか、さらにはまた、高齢者雇用する事業主に対しては交付金を支給するとか、さらにはまだ、低額所得者に配慮した上のほうに薄く下のほうに厚くするような給付、こういうことなどを考えながら、いまその法案を審議会にかけて練ろうとしているところでございまして、ほんとうにこうしたときには、みんなでこの大事な危機を突破してやらなければならぬということで懸命にやつておりますので、途中でいろいろな御注意がありました。こうして休業のやむなきに至るもの、あるいは解雇等の望ましくない現象が起つたりする可能性を減しておるわけでありまして、まして、これがつきましたときには、率直に私たちにお聞かせいたさうたい、こう思つております。

○五置委員 外務大臣にお伺いいたします。

アラブ外交についてありますか、先般二階堂官房長官の談話がございましたとおりでございま

ますが、そこで日本は、自分の利益でせつば詰まつてきただどつちに向くかわからぬという不信もまた

外國にあるようになつてしまつておる。非常に不満であります。まあ、いますぐ直ちにたいしたことではないのか。御承知のとおり、いま求人が二・三倍ぐらいある。非常に需給が逼迫がおりますから、それはなかなかうと思ひますもの不安はございます。

私はこう思ひのです。イスラエルも日本までは非常に友好国であつたわけですが、そういう懸念なしに、今回の中東戦争によつて今度の問題が提起されたわけがありますが、戦略に使われたということは事実でございましょうけれども、世界じゅう平均して、現在の石油の採掘可能量は、寿命は二十年間だ、こういうようにも学説は大体一定しております。そろそば、向こうの国の立場に立てば、二十年間すればもとのもくあみのアラビア砂漠になるのだ、人間が豊富な生活をしえないようなものとあみの砂漠になるのだ。そうすれば、二十年のやつは八十年にその寿命を延ばすため、四十年のやつは八十年にその寿命を延ばすことによって、その間に工業立国なりあるいは農業立国なり、砂漠じやなしに、普通の人間が普通の間クウェートの国会議員諸君がおいでになりましたが、高年齢者には五百五歳以上の高齢者は三百日給付するとか、ある場合には六十歳以上の高齢者については労使の保険料を免除するとか、さらにはまた、高齢者雇用する事業主に対しては交付金を支給するとか、さらにはまだ、低額所得者に配慮した上のほうに薄く下のほうに厚くするような給付、こういうことなどを考えながら、いまその法案を審議会にかけて練ろうとしているところでございまして、ほんとうにこうしたときには、みんなでこの大事な危機を突破してやらなければならぬということで懸命にやつておりますので、途中でいろいろな御注意があつました。こうして休業のやむなきに至るもの、あるいは解雇等の望ましくない現象が起つたりする可能性を減しておるわけでありまして、まして、これがつきましたときには、率直に私たちにお聞かせいたさうたい、こう思つております。

○五置委員 外務大臣にお伺いいたします。

アラブ外交についてありますか、先般二階堂官房長官の談話がございましたとおりでございま

すが、そこで日本は、自分の利益でせつば詰まつてきただどつちに向くかわからぬという不信もまた

外國にあるようになつてしまつておる。非常に不満であります。まあ、いますぐ直ちにたいしたことではないのか。御承知のとおり、いま求人が二・三倍ぐらいある。非常に需給が逼迫がおりますから、それはなかなかうと思ひますもの不安はございます。

私はこう思ひのです。イスラエルも日本までは非常に友好国であつたわけですが、そういう懸念なしに、今回の中東戦争によつて今度の問題が提起されたわけがありますが、戦略に使われたということは事実でございましょうけれども、世界じゅう平均して、現在の石油の採掘可能量は、寿命は二十年間だ、こういうようにも学説は大体一定しております。そろそば、向こうの国の立場に立てば、二十年間すればもとのもくあみのアラビア砂漠になるのだ、人間が豊富な生活をしえないようなものとあみの砂漠になるのだ。そうすれば、二十年のやつは八十年にその寿命を延ばすため、四十年のやつは八十年にその寿命を延ばすことによって、その間に工業立国なりあるいは農業立国なり、砂漠じやなしに、普通の人間が普通の間クウェートの国会議員諸君がおいでになりましたが、高年齢者には五百五歳以上の高齢者は三百日給付するとか、ある場合には六十歳以上の高齢者については労使の保険料を免除するとか、さらにはまた、高齢者雇用する事業主に対しては交付金を支給するとか、さらにはまだ、低額所得者に配慮した上のほうに薄く下のほうに厚くするような給付、こういうことなどを考えながら、いまその法案を審議会にかけて練ろうとしているところでございまして、ほんとうにこうしたときには、みんなでこの大事な危機を突破してやらなければならぬということで懸命にやつておりますので、途中でいろいろな御注意があつました。こうして休業のやむなきに至るもの、あるいは解雇等の望ましくない現象が起つたりする可能性を減しておるわけでありまして、まして、これがつきましたときには、率直に私たちにお聞かせいたさうたい、こう思つております。

○五置委員 外務大臣にお伺いいたします。

アラブ外交についてありますか、先般二階堂官房長官の談話がございましたとおりでございま

すが、そこで日本は、自分の利益でせつば詰まつてきただどつちに向くかわからぬという不信もまた

もやつていけるような国になりたい、ましていわんや、二十年を四十年にも延ばすことによつて、その原油のほとんど半分以上の、あるいは全部でもいいのですが、何とかして製品まで持つていつて、それを世界に供給したいという彼らの願いを満たす気持ちでこれからやっていかなければ、それは石油がほしいから、もうせつぱ詰まつたからとか、イスラエルや何やらに申しわけがなかなかむずかしいということは要らないと思うのです。これが東南アジアの諸国その後進国に、あるいは南北問題といらものは、一貫してこういふ考え方でやつしていくならば、どこにも顧慮する必要はないんじゃないかな。アメリカにもイスラエルにも話は堂々と筋は通せるんじゃないだろうか、こういうように私は思ひますが、外務大臣どのようにお考えになりますか。

○大平國務大臣 アラブ、中近東政策と石油問題とは一応別な問題でございまして、中近東紛争が過去四回にわたつて戦われて、いまなお收拾を見ていません。したがつて、これは中東地域ばかりでなく、世界の不幸でございますので、これ自体の解決を、平和的なしかも永続をする解決をはからなければならぬ、公正な解決をはからなければならぬ、ということで、そのために一九六七年の戦争のあと、国連は二四二号の決議をいたしました。そして、この二四二号は、ほとんど溝場一致できました決議でございますが、この解釈をめぐりまして、いろいろの物議があつたわけでございます。今回政府が声明いたしましたものは、この二四二号の解釈をより明確にいたしましたと、いきまして、中東紛争解決に対する日本政府の態度を鮮明にいたしたものでございまして、石油問題とは一応関係がないことと御承知をいただきたいと思います。

それから第二に、石油問題でございますが、これは玉置さんがいみじくも御指摘のとおり、アラブ紛争が起こる前からありました問題でございまして、現にある問題でございまして、そしてあなたが御指摘のとおり、私は、アラブ、中東紛争

もやつていけるような国になりたい、ましていわんや、二十年を四十年にも延ばすことによつて、その原油のほとんど半分以上の、あるいは全部でもいいのですが、何とかして製品まで持つていつて、それを世界に供給したいという彼らの願いを満たす気持ちでこれからやっていかなければ、それは石油がほしいから、もうせつぱ詰まつたからとか、イスラエルや何やらに申しわけがなかなかむずかしいということは要らないと思うのです。これが東南アジアの諸国その後進国に、あるいは南北問題といらものは、一貫してこういふ考え方でやつしていくならば、どこにも顧慮する必要はないんじゃないかな。アメリカにもイスラエルにも話は堂々と筋は通せるんじゃないだろうか、こういうように私は思ひますが、外務大臣どのようにお考えになりますか。

○大平國務大臣 アラブ、中近東政策と石油問題とは一応別な問題でございまして、中近東紛争が過去四回にわたつて戦われて、いまなお收拾を見ていません。したがつて、これは中東地域ばかりでなく、世界の不幸でございますので、これ自体の解決を、平和的なしかも永続をする解決をはからなければならぬ、公正な解決をはからなければならぬ、ということで、そのために一九六七年の戦争のあと、国連は二四二号の決議をいたしました。そして、この二四二号は、ほとんどの溝場一致できました決議でございますが、この解釈をめぐりまして、いろいろの物議があつたわけでございます。今回政府が声明いたしましたものは、この二四二号の解釈をより明確にいたしましたと、いきまして、中東紛争解決に対する日本政府の態度を鮮明にいたしたものでございまして、石油問題とは一応関係がないことと御承知をいただきたいと思います。

それから第二に、石油問題でございますが、これは玉置さんがいみじくも御指摘のとおり、アラブ紛争が起こる前からありました問題でございまして、現にある問題でございまして、そしてあなたが御指摘のとおり、私は、アラブ、中東紛争

解釈のあとまでも残る問題である、長期的な問題であると考えております。しかも、通貨の危機が問われましてから、有限の資源を掘り出して、しかも不安定な価値を持つた通貨にかえるということに対しても、彼らが生産ないし増産に対しても、インセンティブをだんだん失っていくということは一応理解できますし、また、あなたが御指摘のように、みずからを、有限な資源を使い果たしてあとななるんだという憂慮をもつて、将来の国づくりのためにこれをいかように利用してますかといふことを産油国自身としてお考えになるとも、これまた当然の道行きであろうと思うのでございまして、それらの国々が将来の国づくりのために、みずからを産業の育成という問題に、われわれがどのように御協力を申し上げるかという問題が当然あるわけでございまして、この場合、われわれはその協力を押し売ります。したがいまして、あくまで先方の意思を尊重し、それに対して御協力を申し上げる態度でなければならぬと思うのであります。

各国におかれましても、わが国の進んだ技術を求めておられるわけでございまして、また、そういうプロジェクトも御相談をいたしておるわけでございまして、日本といたしましてもできる限りの御協力を申し上げて、そういう国々がそれぞれの国づくりをやってまいる上におきまして、日本が御協力を申し上げることができるという立場を貫くべきではないかという点につきましては、私は全くあなたと同意でございます。

○玉置委員 タイ国その他東南アジアの諸国に対しましても同じであります。しかし、日本が御協力を申し上げて、それがなまらぬと同感でございますが、中近東諸国に対しまして通計千五百六十名の研修生を受け入れてまいりました。それから三百七十名の専門家を派遣してまいりました。また、数々の使節団を派遣してまいりました。また、数々の使節団を派遣してまいりましたことは御案内のとおりでございます。しかし、この数は東北アジア、東南アジア等に比べまして決して多いとはいえないわけでございまして、なお一そく努力しなければなりませんが、言葉の障害あるいは社会慣習の隔離等がございまして、なかなか思うにまかせませんけれども、これ企業のような形で低開発国のはうへ進出する企業が多うございますが、そこで安い品物をつくることによって、アメリカ等々へ輸出をするという形だけでは、やはりぶつたりのような姿になりまして、いざれも、いつかは反感を買うち形になつておるのが今までの姿であります。したがつて

解釈のあとまでも残る問題である、長期的な問題であると考えております。しかも、通貨の危機が問われましてから、有限の資源を掘り出して、しかも不安定な価値を持つた通貨にかえるということに対しても、彼らが生産ないし増産に対しても、インセンティブをだんだん失っていくということは一応理解できますし、また、あなたが御指摘のように、みずからを、有限な資源を使い果たしてあとななるんだという憂慮をもつて、将来の国づくりのためにこれをいかように利用してますかといふことを産油国自身としてお考えになるとも、これまた当然の道行きであろうと思うのでございまして、それらの国々が将来の国づくりのために、みずからを産業の育成という問題に、われわれがどのように御協力を申し上げるかという問題が当然あるわけでございまして、この場合、われわれはその協力を押し売ります。したがいまして、あくまで先方の意思を尊重し、それに対して御協力を申し上げる態度でなければならぬと思うのであります。

○玉置委員 タイ国その他東南アジアの諸国に対しましても同じであります。しかし、日本が御協力を申し上げて、それがなまらぬと同感でございますが、中近東諸国に対しまして通計千五百六十名の研修生を受け入れてまいりました。それから三百七十名の専門家を派遣してまいりました。また、数々の使節団を派遣してまいりましたことは御案内のとおりでございます。しかし、この数は東北アジア、東南アジア等に比べまして決して多いとはいえないわけでございまして、なお一そく努力しなければなりませんが、言葉の障害あるいは社会慣習の隔離等がございまして、なかなか思うにまかせませんけれども、これ企業のような形で低開発国のはうへ進出する企業が多うございますが、そこで安い品物をつくることによって、アメリカ等々へ輸出をするという形だけでは、やはりぶつたりのような姿になりまして、いざれも、いつかは反感を買うち形になつておるのが今までの姿であります。したがつて

解釈のあとまでも残る問題である、長期的な問題であると考えております。しかも、通貨の危機が問われましてから、有限の資源を掘り出して、しかも不安定な価値を持つた通貨にかえるということに対しても、彼らが生産ないし増産に対しても、インセンティブをだんだん失っていくということは一応理解できますし、また、あなたが御指摘のように、みずからを、有限な資源を使い果たしてあとななるんだという憂慮をもつて、将来の国づくりのためにこれをいかように利用してますかといふことを産油国自身としてお考えになるとも、これまた当然の道行きであろうと思うのでございまして、それらの国々が将来の国づくりのために、みずからを産業の育成という問題に、われわれがどのように御協力を申し上げるかという問題が当然あるわけでございまして、この場合、われわれはその協力を押し売ります。したがいまして、あくまで先方の意思を尊重し、それに対して御協力を申し上げる態度でなければならぬと思うのであります。

○玉置委員 これはもう向こうを向いていかなければならぬということになると、日本の財界はまたかつての台湾、中国の問題のように、一拳に行けば、どちらかといふことになりますが、言葉の障害あるいは社会慣習の隔離等がございまして、なかなか思うにまかせませんけれども、これをあらかじめ御相談の上、おいでいただきたいわけでございまして、今後官民ともその点の意思の疎通を十分はかりまして、いささかも國際信用をそこねることのないようやつてまいらなければなりませんと私も考えております。

○玉置委員 これはもう向こうを向いていかなければならぬといふことになると、日本の財界はまたかつての台湾、中国の問題のように、一拳に行けば、どちらかといふことになりますが、言葉の障害あるいは社会慣習の隔離等がございまして、なかなか思うにまかせませんけれども、これをあらかじめ御相談の上、おいでいただきたいわけでございまして、今後官民ともその点の意思の疎通を十分はかりまして、いささかも國際信用をそこねることのないようやつてまいらなければなりませんと私も考えております。

それから調査団、使節団の派遣でございますが、すでに民間におきましても本年すでに二つのミッションが予定されておるわけでございまして、民間の方々が現地に行かれてつぶさに現地の

ちらにいたしまして、いままでタイ国、インドネシア等々に比べますと日本との接觸はある意味ではこちらも非常に力が足らなかつたということは事実だと思いますので、せいぜいこの際力を入れていただくよろしくお願い申し上げたいと思うのです。

次に、きょうの新聞にも明らかなように、リビアの原油の引き取りであります。メジャーとり比亚とは国有化の問題で争いがあるところでござりますので、この点、引き取りにつきまして、先方の政府が日本に原油を引き渡してもよろしいぞと、こうしたことについて、これはお行きになりました菅野さんからのおでございますが、国際入札を十九日に——もうすぐでございますが、そのときには適切な価格で落札をするようなことがありますれば、国としても応援をしていいんじゃないだろうかといふのが通産大臣のあれとして載っております。外務大臣としてはどのようにお考えになつておるか、この際、お伺いしたいと思います。

○大平國務大臣 いま御指摘の問題につきましては、仰せのように、通産省のほうから御相談を受けております。リビア原油につきましては係争問題のある油とそうでないものとあるようございまするし、その他検討すべきものもございますので、いませつかり検討させていただいておりますが、事は急ぎますので、なるべく早く結論を見出したいと考えております。

○玉置委員 踏み切る方向で御検討なつておいでなかなが問題がむずかしくてほんとうに慎重にお考えになつておるのか、どちらですか。

○大平國務大臣 通産省と協議いたしまして、できるだけ早く結論を出したいと考えております。

○玉置委員 私、この程度でとめまして、残りました時間をおのうの議員の時間のほうに加算をお願いいたします。

○平林委員長 井上泉君。

○井上(泉)委員 政治家といふものは国民の声をよく聞く耳を持たなくてはならないと思います。

そして、よく国民の生活を見なくてはならないと思ひます。そういう意味で、連日、国会の内輪におきまして、田中総理はいふん国民の痛い声を聞かされたので耳が悪くなつたのではないか、こういうことがちまたでわざをされておるわけであります。大臣各位は連日たいへん御苦勞なことだと思ひますけれども、国民の苦しみから見ればこれは比較にならない苦しみだと思いますので、ごしなばう願いたいと思います。

そこで、国民生活の関連物資ということでありますが、国民生活といふものは、関連物資ならば主體がなければならない。その主體といふのは衣、食、住、この三つの要素が国民生活の柱でなくてはならない。この衣、食、住を全うするためいろいろなことが行なわれて、初めて関連物資ということが位置づけられるわけであります。その肝心な柱の、たとえば衣にしても食にしても住にしても、これはもうたいへんなことだと思ひます。

そういうことで、まず生活の面で経済企画庁長官にお尋ねしたいと思ひますが、ことしの暮らしに関する十大ニュースのトップは何であつたか、ひとつここで説明していただきたい。

○内田國務大臣 それは私は読んでおりませんが、トップは物価の値上がり、それによる生活の圧迫ということでなければならぬ、そのはずだと思います。

○井上(泉)委員 まさに常識そのもので、これはあなたの経済企画庁の外郭団体の調査でありますから、あなたも、読んではいないけれども、やはり実感として物価が高いということがあなたはみながらつておるからわが国民もしんばうしてもらひますから、そういう正確な答弁ができると思います。正確な答弁ができたわけでもありますするが、今日でもその心境には交わりないですか。

○大平國務大臣 通産省と協議いたしまして、できるだけ早く結論を出したいと考えております。

○玉置委員 私、この程度でとめまして、残りました時間をおのうの議員の時間のほうに加算をお願いいたします。

○平林委員長 井上泉君。

○井上(泉)委員 政治家といふものは国民の声をよく聞く耳を持たなくてはならないと思います。

○内田國務大臣 そのとおりのことを申しておる

わけではなしに、私が常に感じておりますことは、物価を安定させたい、できれば引き下げてもらいたいということを消費者の側から望まれるばかりでなく、生産者があつての消費者でございましょうから、その生産者なり販売者のほうも、消費者と同じ立場において、物価を引き上げないであります。大臣各位は連日たいへん御苦勞なことだと思ひますけれども、国民の苦しみから見ればこれは比較にならない苦しみだと思いますので、ごしなばう願いたいと思います。

そこで、国民生活の関連物資といふことではありますが、国民生活といふものは、関連物資ならば主體がなければならない。その主體といふのは衣、食、住、この三つの要素が国民生活の柱でなくてはならない。この衣、食、住を全うするためいろいろなことが行なわれて、初めて関連物資といふものは需給できる。これはデマンドプロードというようなことはがござりますようだ、總需要が多ければそれだけ値段を引き上げますし、またコストブッシュといふことともありますように、コストが高くなればそれだけやはり物価も押し上げるわけであります。したがつて私は、これは需要の面と供給の面と両方から対策を講じなければならぬと思いますが、需要については申請すればそれがただけで値段を引き上げますし、またコストブッシュといふことともありますように、コストが高くなればそれだけやはり物価も押し上げるわけであります。したがつて私は、これ

は需要の面と供給の面と両方から対策を講じなければならぬと思いますが、需要については申請すればなるべく総需要の抑制、これは同じことを何べんも繰り返すことはいたしませんけれども、国の財政、公共団体の財政をはじめといたしまして、また企業の設備投資需要でありますとか、消費者一般の購買力による需要による物価の引き上げといふようなことに対しても、財政金融政策、それも国が率先しての財政金融政策をやることが、一般的には必ず必要だ。来年の予算編成においてもしっかりあるが、しかし今日の事態は、それだけの一般的な総需要抑制対策だけでは、物価対策上十分な対策とはいえない。どうしても個別的な対策をやる必要がある。個別的に標準価格をつくつて申しますが、その苦しみに対して、さきにあなたはみながらつておるからわが国民もしんばうしてもらひます場合には、余裕のあるところからないほうに金の凍結といふことは、閣議で田中総理が発言をして……。

○井上(泉)委員 それじゃ公共料金の凍結というのは何をさしておきめになつたのですか。公共料金の凍結といふことは、閣議で田中総理が発言をして申しますが、その苦しみに対して、さきにあなたはみながらつておるからわが国民もしんばうしてもらひますから、その中にはあつたから、そういう正確な答弁ができると思います。正確な答弁ができたわけでもありますするが、今日でもその心境には交わりないです。

○内田國務大臣 ただいまの段階では、総理大臣をも含めまして公共料金の凍結といふことは閣議でございません。私がいま申しましたように、抑制的な立場をもつて慎重に処理するという

○井上(泉)委員 私が誤りでありました。田中總理が參議院の予算委員会で凍結をするということを言われたのでありますから、あなたも田中内閣の閣僚の一人であるし、やはり總理大臣の発言をまともに受け取らぬと、總理大臣が言つたことを私は知らぬといった態度では、これは閣僚としてせつから御信任をいただいておるのに、その御信任にそむくと私は思うわけであります。だから物価の元締めである經濟企画庁長官としては、たとえば庶民生活にまさに第二の食管にも組み入れよと言われておるような牛乳の値段が上がるといふことは、毎朝サラリーマンが通勤の途上で牛乳を一ぱいぐつと飲む。それが今まで四十円が五十円になる。あるいは五十円が六十円になる。こいつらふうなたまらない気持ちというものをあなたはまだ感じる事がないから平然としておられるのではないか、こういうふうに思うわけですね。やはり物価の元締めであるあなたが、そういうことは農林大臣だから、あなたは物価の元締めであるから、あなたのほうで、これは農林大臣、十円も値上げすることはないかねぞよ、八円も値上げすることはいかねぞよ、こういうふうにせよと、こういう話をするのは、私はあなたとしての国民に対する責任だと思う。

それで公共料金凍結にいたしましても、何を凍結しようとしておるのか、このことを私はお聞きしたいわけでありますけれども、そのことがわかつておるわけではありませんけれども、そのことがあります。田中總理大臣 よくわかつておるわけでござります。新聞は、先般の總理大臣の參議院の予算委員会における公共料金についての発言を、新聞によつては凍結という文字を使ったところがあつたかどうか、私は見ていないのですが、總理大臣その人の発言は、これは三月でも半年でもできる限り公共料金の引き上げを延ばすようなくあうをしていきたい、こういふ発言をされておるわけでござります。これはまあ私の考え方と同じでございまして、私は、まことに總理大臣はいいことを言つ

てくれると実は思うわけでございます。

その他の物資につきましては、私は決して云ふことを言つておるわけではありませんで、こう物価が上がるることは、毎朝サラリーマンが通勤の途上で牛乳を一ぱいぐつと飲む。それが今まで四十円が五十五円になる。あるいは五十円が六十円になる。こいつらふうなたまらない気持ちというものをあなたはまだ感じる事がないから平然としておられるのではないか、こういうふうに思うわけですね。やはり物価の元締めであるあなたが、そういうことは農林大臣だから、あなたは物価の元締めであるから、あなたのほうで、これは農林大臣、十円も値上げすることはないかねぞよ、八円も値上げすることはいかねぞよ、こういうふうにせよと、こういう話をするのは、私はあなたとしての国民に対する責任だと思う。

○井上(泉)委員 全く同感であります。

○井上(泉)委員 まことに私も心強く思うわけであります。これは、日本海を荒らす韓國の船を解散するためにはじめかけのような憲法ではないか、こういうふうな勇ましい発言をなされたことを記憶をする私といたしましては、そういうふうな軍備よりも食糧の確保が何よりも安全だ、こういうふうなことを莊重な口調で申し上げられたことに対しまして非常な重みを感じるわけであります。

そこであなたにお尋ねをするわけであります。何よりも國民の食糧、つまりいろいろここで石油需給適正化法案にいたしましても、この法案にいたしましても、すべて國民生活に関連を有する重要なものとしてのこれは物に対する規制、いろいろな対策であります。しかし私が前段申し上げた食の問題で、食がいま直接この食糧の自給率、あるいは間接的なものを含めると、一体日本の食糧自給は幾らになつておるのか、そう農林大臣は自覺をしておるのか、そのことを承りたいと

思います。

○倉石國務大臣 しばしば農林省でも発表いたしております。昨年も長期見通しを発表いたしました中で、五十七年までには平均七七ないし七八%ぐらいの自給度を維持するようにすべての政策を進めてまいりたい、こういうことであります。そして、そういう方向に向かって進めてまいります。

○倉石國務大臣 その自給率を高めるために農林省が政策をとつてこられておることが四十八年度も実つて——四十八年度の統計が出ていませんけれども、けさの新聞によりましても自給率は低下の一途をたどつておる。こういう農林省の発表の記事を、ごらんになつたと思うわけですが、このことをいま内田經濟企画庁長官は、物価のバランスをとるために物資の需要のバランスをとることが大変だ、食糧の安定確保こそ何よりも安全保障大臣が、食糧の安定確保こそ何よりも安全保障だ、こういうことを言つたのですが、あなたは、その櫻内前農林大臣のそういう精神といいますか、けなげなそのお気持ちに対し同感であるのかどうか、まず承りたいと思います。

○倉石國務大臣 全く同感であります。

○井上(泉)委員 まことに私も心強く思うわけであります。これは、日本海を荒らす韓國の船を解散するためにはじめかけのような憲法ではないか、こういうふうな勇ましい発言をなされたことを記憶をする私といたしましては、そういうふうな軍備よりも食糧の確保が何よりも安全だ、こういうふうなことを莊重な口調で申し上げられたことに対しまして非常な重みを感じるわけであります。

そこであなたにお尋ねをするわけであります。何よりも國民の食糧、つまりいろいろここで石油需給適正化法案にいたしましても、この法

俗にいう総需要抑制ということばは、農林漁業振興の面からとらえるとそれは当たらないと思うわけですが、これについての農林大臣の見解を承りたいと思います。

○倉石國務大臣 お説を十分理解しておるかどうかわかりませんけれども、私どもいたしましては、國民の大重要な食糧を確保していくということは、これは全部が全部一〇〇%は困難、どこの国でもそうであります。そういう自給度をできるだけ維持していくために行なうたとえば圃場整備であるとか構造改善事業、そういうようなもの、これはもちろん國民の納税による税金を使つわけでありますから、きわめて合理的にやらなければいけませんが、そういうものを行なうにあらざれば生産を維持してまいることはできないのでありますから、私は総需要抑制といふ中止に、やはりそういう必要欠くべからざる大事な施設といふものは当然行なわれるべきものでなければならぬ、こう思つております。

○井上(泉)委員 そこで通産大臣にお伺いいたしま

ます。石油製品の用途別需要で、これは四十六年

年の統計で、農林水産の関係では、船舶を含めまして五・二%、そういう中で、これを規制の対象

に、やはりこの秋のものと同じように、農林水産業に對しての石油の規制をすべきとお考えになつておるのか。あるいは農林水産業は、そういう規

制をすべきでない、國民の安全保障に関する食糧

の確保に関するものであるから、これはわざか

くべきであります。しかし、この規制をすべきとお考えになつておられるのかどう

か、通産大臣の御見解を承りたいと思います。

○中曾根國務大臣 これは石油需給適正化法第十

条にも、中小企業と並んで農林漁業といふのが載せてあります。優先配慮すべきものであると思

います。

○井上(泉)委員 通産大臣もなかなかいいことを

言っておるわけで、石油がなかつたら自衛隊もだ

めだ、石油確保は自衛隊よりも大切だ、安全保障

を幾ら言うても石油を確保しないよより安全保

はだめだ、これがなかつたら、原油がひどく不足すれば国内でも奪い合いが起つて内乱状態になりかねない、軍備で国を守るどころの騒ぎでない、こういうことをある会でございさつをなさつておるといふことを聞いたわけですが、そのお氣持ちの上に立つて、国民の衣食住を確保するため、これに関連をする産業に対する原油を確保するため、この精神でやられておる、こう理解しておつてよろしいでしょうか。

○中曾根國務大臣 その精神でやつておると御理解願いたいと思います。

○井上(泉)委員 そういうことになりますと、勢い油の問題も、国民生活に不可欠なものについて具体的に申し上げますならば、この石油の法案に油は不自由でない、そう心配することはない、も書いてあるから、農林水産業に対しては心配はない、こう理解しておつてよろしいわけですね。

○中曾根國務大臣 ゼいたくや浪費はごかんべん願いたいけれども、必要最小限のものはわれわれのほうで一生懸命配当いたすうちにいたします。

○井上(泉)委員 それでは農林大臣にお尋ねしますが、いま農林水産業のそれぞれの関係の団体は、油の問題で非常に不安な毎日を送つておる。そしてハウス園芸農家にいたしましても、もうハ

ウスの中で、ハウスと一緒にハウスを見守つておらなければいかぬよう、そういううつせつない気持で作業をしておるわけですが、もうこらあたりで、日本の農林水産漁業に従事している人たちには、国民の大切な食糧をやつておるから決して心配はかけません、通産大臣もこう言っておりまことに、こうことで安心をさすよくな農林省としての見解を表明してやつたらどうですか。

○倉石國務大臣 石油の問題は、国際的な問題でございます。同時に、わが国にとっても非常に重大な問題でありますので、政府はそれぞれ最善の努力を尽くして、ただいま通産大臣のお答えもありましたように、農漁業についての油については優先的に確保することに努力をしていくんだ、こういうお話をあります。私どもいたしま

しては、もうすでにこういう問題がぼつぼつ必要であるという問題になつてくるであろうということを想定いたしまして、農林省では、全国の農政局をはじめ、あらゆる機関にそれぞれ手続をしまして、そうして農業関係でお使いになる油、漁業関係でお使いになる油、これはもう毎年およそ率がきまつておるわけでありますから、そういうことについて万遺憾なき期するために、どのように措置を講すべきであるかということについて、各省庁とも連絡をとりながら、できるだけの手当をいたしております。

しかも、今回通産省は、その石油に対するあつせん所を地方にも設けられた。私どもいたしましては、午前中も申し上げたのであります、地方農政局及びあつせん所、それにふさわしいちょうど同じ機構を地方に設けまして、そして地方の農業者と市町村団体、そういう人たちとも緊密な連絡をとりまして、それぞれたとえばハウス園芸その他のものについて、どういうふうにいまなつておるかという情報をとり、そしてお困りであるのはこういうふうにすぐに訴えてもらいたいといつたような、わりあいにきめのこまかい措置をいま団体とも提携をしてやつておる最中であります。

○井上(泉)委員 しかし現実には、いま農林水産の、いわゆる農産物の輸送とか、魚、野菜、くだもの輸送というものが、油の問題で非常に値上がりになつてきておるし、そして生産者にとりましても不安な毎日であることは、これはお認めになつておられると思います。だから、そうすると、こういうことで安心をさすよくな農林省としての見解を表明してやつたらどうですか。

○倉石國務大臣 石油の問題は、農業用の命のかたであるわけですけれども、そのエネルギーの状態の中においても、これは毎日の新聞に、産地では、北海道ではジャガイモが腐つて困つておる、送れない、あるいは四国方面からキャベツが送れない、あるいはピーマンが送れない、こういう状態というものが出ておるわけで、農業といふものはその土地でできるだけ役立つわけではなしに、いわゆる生産者がつくつたものが消費者へ

の手元まで届いてはじめて国民の食生活の安定といふものがあり得るわけです。そういう点で、生産地から消費地までの運送についての油といふもの、こういうものが一貫して確保されなくてはならないと思うわけですが、けさの新聞によりますと、農林省の政務次官と通産省の政務次官の間でいろいろ約束ごと、覚書を交換したとかいうことになっておりますけれども、しかしそれとても年内のこと——年内といいましても、もうあと半月足らずしかないわけですが、その間でもこんなにどんどん物は上がつておるわけです。林そのところ幸にして日本の農業の中には、農協といいう大団体が存在をしておるのですが、この大団体の農協を主軸としたところのいわゆる農産物の輸送が手ぎわよくできるような措置がこの法律ができるのを待たずして、私は打ち立てられなければならぬと思うわけですが、それについての農林省の処置を承りたいと思います。

○倉石國務大臣 いまも御報告申し上げましたように、年末年始にかけて食糧はかなり移動するわけがありますが、例年の例を調べておりますので、そういうことに対処をしますために北海道から九州に至るまでの間、それから途中で、たとえば大阪まで九州から持つてくるのにどこで中継をしておるか、その中継所でどれだけのガソリンが必要であるかというふうな計算がすべて出ておりますので、そういうものをきわめて詳細なデータをつくりまして、それに要する計画を農林省としても十分いたしております。したがって、おとと以前の前日か、政務次官会議で政務次官が発表をいたしておりますが、あそこには、ルートもいろいろお話をしましたが、品物別にも発表をいたしておられます。ああいうようなものについての確保は御心配をかけないようにいたしてあります。

○中曾根國務大臣 やはり節約や節減、第一にあげられるのはレジャーとかあるいはレジャーをやるためのマイカーとか、そういうふうなどどちらかといえば生活に緊切な面でないものだらうと思うのです。ただし、健全なスポーツとかそういうふうのものについては、われわれのほうも考えるところは考え方なければいかぬと思うのです。たとえばバスを利用するとかそういうような場合は、しかし、マイカーでゴルフに行くとか、あるいは温泉に行つて遊ぶとか、そういうことはまつ先に切らるべきことではないか、そういうように思います。

○井上(泉)委員 それは考え方としては私はそのとおりだと思います。ところが、実際通産省が打ち出している構想としては、それと逆な方向、たとえばきょうの新聞に載つておるわけですがけれども

も、揮発油つまりガソリンについては、これは幾ら値が上がりてももうつておく。つまり、高いものを見るのは、これはもう高いものを買ってそして走る者には走つてもらう。そうすると、たとえばゴルフへ行くお金持ちの方は、これはもう油が一キロリットルが百円しようが百五十円しようがどんどん入れるわけですけれども、今度サラリーマンが月曜から土曜日まで常々として働いて、それで日曜の日には家族ぐるみでおんぼる車でも乗つてこうか、そういう場合においても同じようにガソリン代が高い二百円、三百円だ。そういうふうなものは全部締め出す、こういうことであるならば、これはまた内田経済企画部長官でないけれども、みんな上がるからしんぼうする、みんながないからしんぼうするという理屈も当てはまるかもしれませんけれども、きょうのよくな揮発油、ガソリンの単価はどれくらい上がるが、それはもうおまかせだ、こういうふうな姿勢というものは、私は全く弱い者じめで、これは承知できないことだと思うのですが、これはどうですか。

○中曾根国務大臣 その新聞の記事は、通産省は何ら責任ありません。野方団にガソリンが上がるのをほつておくといふことは通産省は考えておりません。しかし、やはり生活に緊切な家庭の燃料代とか、そういうようなものをできるだけ安くしておくといふ方針のもとに、どちらかといふべきで、それに使われる量が多いというようなものは多少値が高くてもいいのではないか。業務用と遊び用、そういうものは差があつて出てきてもやむを得ないのじゃないかといふ私は気がしておるのです。だから、そういうものを規制してしまうといふ形が考えられるのではないか、そぞういうように思います。たとえばマイカーの規制とかそういうようなやり方も考えられます。

○井上(泉)委員 極めてお答えとしては、そういうお答

しては責任がないということは、そういう見解ではないということにならうと思うわけですが、も、実際そういう新聞も、どの新聞もこれはもうこのことは書いてありますので、まさか新聞社もこんな通産省の見解でないものを——これは山下通産事務次官が最近の記者会見で「百三十円ぐらいでそれほど消費は減らないが、二、三百円ともなれば急激に購買意欲はなくなるであろう」ということを言つておるのですから、これはあんな毎日接觸しておる次官が言つておるのですから、もうそれほど急激に購買意欲はなくなるであろう。このことは書いてありますけれども、やはり國もなれば急激に購買意欲はなくなるであろう。走れる者は、これはガソリンの消費規制といふことにはなるけれども、ほんのこく一部の人、つまり、ゴルフに行く人だけになるわけですから、こんなばかな価格の取り扱い方はしてはならないと思つたわけです。それで、こういうことはしない、こう明言ができるのかどうか、さらにお答えを願いたいと思います。

○中曾根国務大臣 ものには限度というものがありますして、やはり極端なことはやらぬほうがいいと思うのです。ですから、社会的、常識的にこういう線はこういう程度がいい、まだ、こういうことはこういう方法とこういう方法を合わせ持つてあります。しかし、やはり生活に緊切な家庭の燃料代とか、そういうような線をやつていこう、それがまあまああると考えるような線をやつていこう、そういうふうな気持ちはさらさらないわけですが、そこで農林大臣は、そういうふうな生産農家が飼料の値上がりその他によつてこれだけ逼迫をした生産費の中で、やつとある程度の値上げをかち得た。そしたら、それに何倍かするところの価格といふものが消費者へ渡るときには値上がりが加えられる、こういうような状態について矛盾を感じないのか、これを何とか合理化せねばならない、こういうお考えにならないのかどうか。それで当面、牛乳の値上げといふものを抑えるよう、そういう態度を私は打ち出すべきではないかと思うのですが、農林大臣の見解を承りたいと思います。

○金石国務大臣 乳牛につきましては、御存じの

ように、前は年に一ペん値上げが行なわれただけありますけれども、ことしは先般値上げが行なわれ、また、ただいまお話しのように、いまその問題が出ておつたわけであります。御存じのように、これがまた弱い者じめにならぬよう、そういう施策といふのは弱い者を保護する、こういうことがこの二つの法律の趣旨でなければならぬと私は思います。そういうものに対しての燃料関係については私は弱い者じめにならぬよう、そういう施策といふのは弱い者を保護する、こういうことをこの二つの法律の趣旨でなければならぬと私は思います。そういうものに対する話が返るわけではありませんけれども、やはり國民生活に不可欠な物を生産をする、物を運ぶ、それもなれば急激に購買意欲はなくなるであろう。走れる者は、これはガソリンの消費規制といふことにはなるけれども、ほんのこく一部の人、つまり、ゴルフに行く人だけになるわけですから、こんなばかな価格の取り扱い方はしてはならないと思つたわけです。それで、こういうことはしない、こう明言ができるのかどうか、さらにお答えを願いたいと思います。

○中曾根国務大臣 ものには限度というものがありますして、やはり極端なことはやらぬほうがいい

と思つたわけです。ですから、社会的、常識的にこういう線はこういう程度がいい、まだ、こういうことはこういう方法とこういう方法を合わせ持つてあります。しかし、やはり生活に緊切な家庭の燃料代とか、そういうような線をやつていこう、それがまあまああると考えるような線をやつていこう、そういうふうな気持ちはさらさらないわけですが、そこで農林大臣は、そういうふうな生産農家が飼料の値上がりその他によつてこれだけ逼迫をした生産費の中で、やつとある程度の値上げをかち得た。そしたら、それに何倍かするところの価格といふものが消費者へ渡るときには値上がりが加えられる、こういうような状態について矛盾を感じないのか、これを何とか合理化せねばならない、こういうお考えにならないのかどうか。それで当面、牛乳の値上げといふものを抑えるよう、そういう態度を私は打ち出すべきではないかと思うのですが、農林大臣の見解を承りたいと思います。

○金石国務大臣 乳牛につきましては、御存じの

ように、前は年に一ペん値上げが行なわれただけありますけれども、ことしは先般値上げが行なわれ、また、ただいまお話しのように、いまその問題が出ておつたわけであります。御存じのように、

えにならうと思うわけですねけれども、実際的に行なわれる面において、弱い者じめになるということは、これはもう今日までのあらゆる事件がこれでそれが证明をしておるわけですから、これはやはり弱い者じめにならぬよう、そういう施策といふのは弱い者を保護する、こういうことをこの二つの法律の趣旨でなければならぬと私は思います。そういうものに対する話が返るわけではありませんけれども、やはり國民生活に不可欠な物を生産をする、物を運ぶ、それもなれば急激に購買意欲はなくなるであろう。走れる者は、これはガソリンの消費規制といふことにはなるけれども、ほんのこく一部の人、つまり、ゴルフに行く人だけになるわけですから、こんなばかな価格の取り扱い方はしてはならないと思つたわけです。それで、こういうことはしない、こう明言ができるのかどうか、さらにお答えを願いたいと思います。

○中曾根国務大臣 ものには限度というものがありますして、やはり極端なことはやらぬほうがいい

と思つたわけです。ですから、社会的、常識的にこういう線はこういう程度がいい、まだ、こういうことはこういう方法とこういう方法を合わせ持つてあります。しかし、やはり生活に緊切な家庭の燃料代とか、そういうような線をやつていこう、それがまあまああると考えるような線をやつていこう、そういうふうな気持ちはさらさらないわけですが、そこで農林大臣は、そういうふうな生産農家が飼料の値上がりその他によつてこれだけ逼迫をした生産費の中で、やつとある程度の値上げをかち得た。そしたら、それに何倍かするところの価格といふものが消費者へ渡るときには値上がりが加えられる、こういうような状態について矛盾を感じないのか、これを何とか合理化せねばならない、こういうお考えにならないのかどうか。それで当面、牛乳の値上げといふものを抑えるよう、そういう態度を私は打ち出すべきではないかと思うのですが、農林大臣の見解を承りたいと思います。

○金石国務大臣 乳牛につきましては、御存じの

ように、前は年に一ペん値上げが行なわれただけありますけれども、ことしは先般値上げが行なわれ、また、ただいまお話しのように、いまその問題が出ておつたわけであります。御存じのように、

存じのようないいへん高くなりまして、妻が三倍以上も値段の高いやつを外国から輸入をしなければならないようになりますけれども、労働賃金も高くなりました。したがつて、原価が高くなつてしまいましたので、牛を飼つていらつしやる方々からメークーに要望されまして、初め十九円五十銭と値上げをしてもらいたい、こういうことになります。それで、その熱心な交渉の結果、十一月中旬に至りました。そこで、生産者乳価キロ当たり十五円の値上げといふことと、十二月六日から実施いたすことになりました。それからまた、メークーのほうでは、御存じのように牛を飼つていらつしやる方々はたくさんありますけれども、そういう乳牛の生産者は御自分がすべて販売できるようなものを持っていますから、それを販売できるわけではありません。そこで、メークーのほうでは、御存じのようにやはり労働賃金、諸物価が上がってまいりましたといふことで、一百円当たり四十円といふことと、関係者もみないろいろやつて心配しておつたようですが、そういう四十円といふ意向を伝えておるようあります。農林省といつしましては、この値上げを回避するといふことはとうてい不可能な状況にあると判断をしておりますが、値上げ幅等についても慎重にやつてもらいたい、こういうことを申しました。そういう考え方でいま指導をいたしております。そこで、そういう考え方でいま指導をいたおります。

○井上(泉)委員 牛乳といふものは、これはやはり米に次ぐ国民の主要食料になつておるわけですが、この牛乳、いわゆる乳製品の位置づけといふのを私はやはり國のほうでいま考え直さなくてはならない時期ではないかと思います。そういう点で、酪農といふものに対する姿勢と申しますが、酪農といふもの、國民の食生活の確保といふ面における点から、これについて農林省が姿勢

を転換しなければならぬのじゃないか、これは国民のために転換をしなければならぬと私は思うのです。つまり、これは第二の食管、いわゆる食管の中の、米に組み入れるべき性格のものに近いじゃないか、こういうように思うのですが、それについての農林大臣の見解を承りたいと思います。

○倉石國務大臣 国民の健康を増強しているためにも、牛乳はたいへんいいものであることは申しますまでございませんが、これは御存じのように、わが国の乳価というのは、非常に小規模な経営でありますし、大きな国から見ますとその生産原価では問題にならない、高くついておるわけであります。したがって、国民生活にとって大事なものはありますけれども、市乳はもちろんのこと、これはまあ自由な扱いでありますが、その後はかに乳製品等もかなりいま国民の間に消化されておりますが、これも外国から入ってきたのをそのままに放置しておくとすればおそらく日本の品物はコストにおいて太刀打ちができないであります。したがって、国民生活にとって大事なものを含めて混亂しておるわけでございます。したがって、経済企画庁に伺いたいのは、こういった面に対してもはうかということ、かなり地方自治体を含めて混亂しておるわけでございます。

○内田國務大臣 石油に関しては、今回石油需給適正化法が通産大臣御所管として提案をされておりますので、あるいは私からお答えすべきことは御存じのとおりであります。できるだけ私どもは、こういう酪農製品等についても自給度を維持するため、来年度予算においてもやはりえさ対策等について皆さんの御協力を得て、できるだけ飼料の国内生産が行なわれますように努力をしてまいり、こういつもりであります。

○井上(東)委員 食糧の自給体制の確立は安保体制よりも何よりも大切だ、石油も、安保よりも石油の確保こそ、自衛隊よりもまだ大切だ、こういふ相の御見解が実際的に政治の面で生かされるようになります。

○平林委員長 川俣健二郎君。

○川俣委員 私は、政府の答弁を伺っていますと、石油危機、絶対量が足りないことははつきりしておるわけですから、これはあえて経済企画庁長官にちょっと伺つておきたいと思うのです。

絶対量が足りないことははつきりしておるわけですが、問題は、先ほども弱い部分をどうするか、どうしても確保しなければならない面をどうするか、節約を大幅にやつていい面に対してもはうか、どうするか、その辺が国民が聞きたいところであるし、期待しておると思うのです。したがつて、私は非常に時間がありませんので、担当委員会でこの問題は何回も煮詰めておるわけですが、いわゆる老人ホーム、児童施設等のいわゆる社会施設、それからもう一つは病院、診療所の医療施設、それからもう一つは浴場、火葬場まで含む環境衛生施設、この三つの施設に対しても石油がどうなるであろうかということ、かなり地方自治体としては考えて、そして協力をしていただきたいと思っております。

○川俣委員 どうも的確な答弁にはならないようですが、大臣は中医協でどうしてもめだたさないといふこと、あるいは私がお答えすべき面に対しては、一応従来どおりの量も価格も確保していくという強い行政指導が底意にあるのかどうかといふことを含めておるわけでございます。

○内田國務大臣 石油に関しては、今回石油需給適正化法が通産大臣御所管として提案をされておりますので、あるいは私からお答えすべきことは御存じのとおりであります。できるだけ私どもは、厚生省から各都道府県知事あてに十一月十九日付でこういう文書を出しておる。「将来にわたりその適正な必要量の供給確保が確認されているので、厚生省から各都道府県知事あてに十一月十九日付で底に努め、今回の事態をめぐる不安の払拭を図らねたい。いわゆる安心せし、こう出しておる。これを家庭局長、社会局長その他関係局長から都道府県知事に出しておる。これは間違いないですね。

○石丸政府委員 お答えいたします。
社会局長等からそういう通牒を出しておることを存しております。

○川俣委員 ところが、各自治体はごたぶんに漏れず、こういう安心しろという一片の手紙では安心できないでいるわけだ。これは一々例をあげるが供給が不足になります場合には、それは一般的な供給の割り当てといふものはできるだけ受けたいただかなければならぬ部門といふようなもの、さらにはたまつた一これはまあ大ざっぱな言い方でござりますけれども、第三部門としては一般の部門よりもはるかに節減をして、なしで済ませておつたのが、いきなり十二月一日から二百リットル減の六百リットルになった、こういう事例です。それは県内の老人ホームで見る事例でございますので、昨日成立を見ました補正予算においては、老朽化した無数の老人ホームその他施設は、もうこれは想像以上だろう、こういうたしまして、たとえば設備投資にいたしましても

ある石油業界が、よし、それなら二千八百リットルをただでその施設に提供しよう、こういうことが出てきた。したがつて、これはどうも量も含め価格その他がどうなっているのだろうかといふことで、その県では、安心せいどころか、不安がつておる。こういうものに対する対して、政府はどうながっておる。だから厚生省のほうから資源産大臣が御説明のとおりでございますから、絶対必要なものについては、それは供給のあせんばかりでなしに、通産大臣命令をもつて確保するというようなこともやつていただきべきであると企画庁としては考えて、そして協力をしていただきたいと思っております。

○川俣委員 どうも的確な答弁にはならないようですが、大臣は中医協でどうしてもめだたさないといふこと、あるいは私がお答えすべき面に対しては、一応従来どおりの量も価格も確保しきるであろうかということ、かなり地方自治体としては考えて、そして協力をしていただきたいと思っております。

○中曾根國務大臣 そのような社会関係の施設に付けて考えるような気持ちは持ちまして、このグループについて、これは物資の供給を極力制約すべきものではない、また次の第二グループにつけては、これはエネルギーをはじめその他の物資が供給が不足になります場合には、それは一般的にそれを存しております。

○川俣委員 ところが、各自治体はごたぶんに漏れず、こういう安心しろという一片の手紙では安心できないでいるわけだ。これは一々例をあげるが供給が不足になります場合には、それは一般的な供給の割り当てといふものはできるだけ受けたいただかなければならぬ部門といふようなもの、さらにはたまつた一これはまあ大ざっぱな言い方でござりますけれども、第三部門としては一般の部門よりもはるかに節減をして、なしで済ませておつたのが、いきなり十二月一日から二百リットル減の六百リットルになつた、こういう事例でござりますけれども、それは県内の老人ホームで見る事例でございますので、昨日成立を見ました補正予算においては、老朽化した無数の老人ホームその他施設は、もうこれは想像以上だろう、こういうたしまして、たとえば設備投資にいたしましても

ある石油業界が、よし、それなら二千八百リットルをただでその施設に提供しよう、こういうことが出てきた。したがつて、これはどうも量も含め価格その他がどうなっているのだろうかといふことで、その県では、安心せいどころか、不安がつておる。こういうものに対する対して、政府はどうながっておる。だから厚生省のほうから資源産大臣が御説明のとおりでございますから、絶対必要なものについては、それは供給のあせんばかりでなしに、通産大臣命令をもつて確保するというようなこともやつていただきべきであると企画庁としては考えて、そして協力をしていただきたいと思っております。

○川俣委員 どうも的確な答弁にはならないようですが、大臣は中医協でどうしてもめだたさないといふこと、あるいは私がお答えすべき面に対しては、一応従来どおりの量も価格も確保しきるであろうかということ、かなり地方自治体としては考えて、そして協力をしていただきたいと思っております。

○中曾根國務大臣 そのような社会関係の施設に付けて考えるような気持ちは持ちまして、このグループについて、これは物資の供給を極力制約すべきものではない、また次の第二グループにつけては、これはエネルギーをはじめその他の物資が供給が不足になります場合には、それは一般的にそれを存しております。

○川俣委員 ところが、各自治体はごたぶんに漏れず、こういう安心しろという一片の手紙では安心できないでいるわけだ。これは一々例をあげるが供給が不足になります場合には、それは一般的な供給の割り当てといふものはできるだけ受けたいただかなければならぬ部門といふようなもの、さらにはたまつた一これはまあ大ざっぱな言い方でござりますけれども、第三部門としては一般の部門よりもはるかに節減をして、なしで済ませておつたのが、いきなり十二月一日から二百リットル減の六百リットルになつた、こういう事例でござりますけれども、それは県内の老人ホームで見る事例でございますので、昨日成立を見ました補正予算においては、老朽化した無数の老人ホームその他施設は、もうこれは想像以上だろう、こういうたしまして、たとえば設備投資にいたしましても

す。

なお、生活保護世帯の燃料費につきましては、年度当初一四%改定をいたし、さらに今回五%上りいたしておりますので、処置できるのではないかと存じます。

また、病院につきましては、これは診療収入でまかぬことがたてまえになつております。ただ、僻地の診療と公的医療施設に対しても、人件費の助成をすることになつておりますが、経費について助成する、燃料費について助成をするといふ道もございませんし、そのほうについては、そのようなことができないたでまえになつております。

○川俣委員 時間がないですから、二〇日の、今度は押えるほうの代表を申し上げますと、まず厚生省に伺いますが、風俗営業等取締法の第四条の四に「浴場業」云々と書いてある。「個室を設け、当該個室において異性の客に接觸する役務を提供する営業」等云々と書いてある。これは代表的なものは何をさしておるか。

○石丸政府委員 風俗営業等取締法は、これは警察庁の所管でございますが、私の知っている範囲でお答え申し上げますと、この風俗営業等取締法第四条の四の一號は、これは代表的なものといったしましてはトルコ浴ろかと存じます。

○川俣委員 あなたは警察庁と言つただけれども、許認可は厚生省だらう。どうなの、警察庁か、認可はどうちなの。

○右丸政府委員 これは二つの許可になつてゐるわけでございまして、浴場としての許可は厚生省のほうで行なっております。風俗営業等取締法の関係といつてしましては、警察庁のほうの許可となつております。

○川俣委員 それでは、時間がないですから、十一月十六日に閣議決定された対策要綱に基づいて

おたくが流した十一月十九日のこれに、バー、キャバレ、ボーリング場等が入つておる。なぜこのトルコを入れなかつたかということを聞きました。

○石丸政府委員 ただいま御指摘の通牒をちょっと記憶ございませんので……。

○川俣委員 その通達は「十一月十九日事務次官等會議申合せ」これが都道府県知事に流されておる。そこで、それは落ちておるけれども、当然トルコなどは入るべきだと思つておるのかどうか。

○石丸政府委員 ただいま石油の確保等につきまして、通産省のほうといろいろ連絡をとつておりますが、トルコぶるの使用いたします石油につきましては計算をいたしておりません。

○川俣委員 それじゃ、トルコの軒数は何軒あるんだ。

○石丸政府委員 ただいま石油の確保等につきまして、通産省のほうといろいろ連絡をとつておりますが、トルコぶるの使用いたします石油につきましては計算をいたしておりません。

○川俣委員 それから、あそこの重油は使いほうだい、水もお湯もしかりでしよう。こういった面に対し監督官庁の権限が全然ない、そういうことなんですね。こういう問題に、石油の問題から波及していくんじゃないかしら、どうでしよう。企画庁、どうです。

○内田国務大臣 でござりますから、私が一般の考え方としてここだけは確保すべき範疇と、それから一般的の、量が減る分だけはがまんしてもらう範疇と、最後の部分はそれはもう思い切つて減るけれどもやむを得ない、こういう範疇をつくつて、それにその業種分類をやるようなことで各省につきましていろいろ調査を行なつて、その石油の確保につとめているところでござります。

○川俣委員 私の聞きたいのは、抑制するほうと確保するほうと二つに分けるべきだという考え方でございまして、いわゆる石油のほうに限つて、その代表的なものだらう。その使用量をつかんでないというのは、これはどういうわけだろ

う。○川俣委員 あなたは企画庁と言つただけれども、許認可は厚生省だらう。どうなの、企画庁か、認可はどうちなの。

○右丸政府委員 これは二つの許可になつてゐるわけでございまして、浴場としての許可は厚生省のほうで行なっております。風俗営業等取締法の関係といつてしましては、警察庁のほうの許可となつております。

○川俣委員 それでは、時間がないですから、十一月十六日に閣議決定された対策要綱に基づいて

じゃないかと私は思つたら、企画庁長官はそのとおりだとおっしゃるでしよう。いまのあれはどうなるんです。

それから、この機会に申し上げておきますけれども、時間がありませんから、ほかの皆さん方に迷惑をかけますからあればですが、トルコぶるのあれは、許認可はちゃんと判こを押して認可しておる。ところが何軒あるものかな、いまあなたが言つた軒数は、これは違うのですよ。警察庁の軒数と違うのだよ。時間があればもっと言いたいのだけれどもね。

それから、あそこの重油は使いほうだい、水もお湯もしかりでしよう。こういった面に対し監督官庁の権限が全然ない、そういうことなんですね。そういう考え方で法案を出してよこしたつてこれはだめだと思う。どうですか、これは質問を終りますけれども、通産大臣どうです。

○中曾根国務大臣 この法律が通りましたら、的確にその数を確認いたしまして、所要の措置を講じたいと思います。

○川俣委員 終わります。

○平林委員長 三谷秀治君。

○三谷委員 建設資材の暴騰によりまして、地方自治体の緊急を要する事業の入札が不調になつております。この実情をたくさん描写するわけにはいきませんが、大阪市で言いますと、ことし建てる予定の市営住宅が四千七百戸あつたんですが、本年度中に建つ見通しは二十七戸しかない。これは一つの実例なんです。これにつきましては、建設資材の暴騰と、それから建設資材の品不足が原因になつておる。

そこで、建設資材の需給見通しについてまずお尋ねをしたい。

○橋本政府委員 私からはセメントについての需給見通しをお答え申し上げたいと思います。

セメントにつきましては、ことしの春の不足問題以降生産がかなり順調に伸びまして、この四一十月で四千六百万トン、これに対しまして出荷は四千四百八十四万トン、在庫は約三百二十万トンといふことでございまして、十月末時点におきまして、そういうところは配給割り当て等の影響はその第三分類に入れてもらうようにお願いをす

策を考える、考へるといつたつてもとの数字をつかんでいないということ、そういう団体を全然掌握していないということ。クリーニングとかあるいは理髪、パーク等は組合を通じて官庁にあるわけなんだ。ところでこういった面は全然野放しだといふことなんだ。そういうのが石油の使用量が非常に多い。そういうものを全然つかんでないで、抑えるほうは極力そういう対策を考えるといふ考え方、これはまことにずさんだと思いますね。そういう考え方で法案を出してよこしたつてこれはだめだと思う。どうですか、これは質問

あるいは需要の伸び等からいたしまして、統計がまだ確報が入っておりませんが、在庫は六、七十万トン減少しておるのはなからうか、かように考えております。十一月につきましても、重油との関連から数十万トンから百万トン前後減るのでなかろうか、かように考えておりまして、需給が次第に逼迫してくるというふうに考えております。

○三谷委員 価格の変動はどうです。

○橋本政府委員 これに伴いまして、価格のほうも上昇傾向を見せております。セメントにつきましては、地域性あるいは取引条件等によつていろいろと異なつておるわけでございますが、代表的なものといたしまして袋ものの小口につきましては、昨今では一袋五百五十円から六百円ぐらいになつておるんじやなからうか。それからバラものでございますが、七千円前後から昨今では八千二、三百円程度に上昇しておるのではないかと考えております。

○三谷委員 おっしゃるとおりたいへんな暴騰をしております。そこで、このセメントの価格の暴騰に伴つて生コン価格が大きく上がってきました。生コンは、十月の段階で平均六千五百円程度でありましたが、十二月に入りまして二五%，関西では三〇%になつております。こういう一齊の値上げをきめできました。そしてこれに反対する建設業界に出荷停止といふ強硬手段をとつてきました。ですから、価格は既契約分で八千円といつておる、それから新規契約分で一万三百円を要求している。それから新規契約分で一万三百円を要求している。六日以後におきましては納入中止という処置をとつてきた。これは事業組合がとつてきました。この全国生コン事業者団体連合会の行為といふことは、独禁法に違反しないのかどうか、これをお尋ねしたい。

○橋本政府委員 生コンにつきまして、御指摘のような価格上昇を來だし、一方におきまして建設業界との関係におきましていろいろ問題を起こしておつたということは非常に申しわけなく思つておられます。その出荷停止問題云々につきましてはいかがりますが、さつそく調査をいたしたいと

は、私たちいたしましては、公正取引委員会の調査にまちたいと思います。お求めがあれば資料等によつて全面的に協力してまいりたいと考えておりますが、われわれとしては実態を十分に判断しかねる段階にございます。

○三谷委員 公取委の方いらっしゃいますか。

○吉田(文)政府委員 お答え申し上げます。

生コンの価格協定あるいは出荷停止については、今まで地方におきましてはこれは事件としてやつた事例がございます。しかし、まだ全国に

○三谷委員 事実をつかまえていないというの

じや困るぢやないですか。調査をしていないわけですか。調査をする必要がないわけですか。

○吉田(文)政府委員 まだ違反であるかどうかの手がかりをつかんでいないということでおさいますが、調査をしておいたします。

○三谷委員 一定価格で一齊値上げをやっておる、出荷停止を共同でやつておる。共同行為をとつておられます。これが疑いが持たれないといふ根拠はどこにあるのですか。

○吉田(文)政府委員 もしそれが事実であればこれが疑いがござります。さつそく調査をいたしましたが、それが事実であれば

○三谷委員 指摘されてから調査じゃおそいじや

れは疑いがござります。さつそく調査をいたしましたが、それが事実であればこれが疑いがござります。

○三谷委員 一定価格で一齊値上げをやっておる、出荷停止を共同でやつておる。共同行為をとつておられます。これが疑いが持たれないといふ根拠はどこにあるのですか。

○吉田(文)政府委員 もしそれが事実であればこれが疑いがござります。さつそく調査をいたしましたが、それが事実であればこれが疑いがござります。

入しなければ買えないわけでござりますから、買えないと工事を進められないという状態でござりますので、両者で協議してそういう代金額を変更するという措置について、私ども、発注者の要望によりましてやみカルテルと疑われる行為について建設省が公認をする処置をとつたのはどういう根拠によるものか。

○三谷委員

ところが建設省は、十二月の六日に

この値上げを認める通達を出しておる、いわゆるインフレ条項の適用であります。このようにしましてやみカルテルと疑われる行為について建設省が公認をする処置をとつたのはどういう根拠によるものか。

○三谷委員

最近の建設資材の値上がり

の状況によりまして、各発注者におきまして、特に地方公共団体におきまして非常に不調が多くなっております。そのためにはんとうに必要な事

○三谷委員

このためにはんとうに必要な状況になつておられます。そこで、実際に施設ができないような状況になつておられます。そこで、当初に契約しましてその請負代金を物価に著しい変動を生じて請負代金が著しく不適当となつたという場合におきましては、発注者と請負者が協議いたしまして請負代金額を変更するものとするという規定があるわけでござります。これを発注者と請負者の間でいろいろきめるべきものといたしますが、請負代金を物価でござりますけれども、あまりまちまちでは困るという要望が非常に強うございまして、私どもといたしましてその協議の基準といふものを参考までに強うござります。そういうことと違うわけでござりますので、現在の流通市場におきまして購入しますその際の代金額といふもので契約を変更するといふことにいたした次第でございまして、その価格が不正か

○高橋(弘)政府委員

きめるにあたつて不正行為があつたかどうかといふことは関係なしに、実際の実勢価格で買わなければ買えないわけでござります。それは現在統制価格が何かございまして、その統制価格をやみで買ったということと違うわけでござりますので、

○三谷委員

いう見解なんですか。

○高橋(弘)政府委員

そういうことでその価格を

ございました。それで、その統制価格で買わなければ買えない契約でござります。

○三谷委員

それがいわゆる契約書に基づいて発効されたものでござります。

○三谷委員

現在の流通市場におきまして購入しますその際の代金額といふもので契約を変更するといふことにいたした次第でございまして、その価格が不正か

○三谷委員

いたした次第でございまして、その価格が不正か

○三谷委員

いたしましたが、あなたがおつしやつて

いる御趣旨ですか。

○高橋(弘)政府委員

先生の御質問の御趣旨が

ちょっとよくわかりませんが、私どもは先ほど申

し上げましたように、工事請負契約書の内容に基

づきましたが、公取委と通産省が結んだ覚書、それから公

建設省がやつたのだというだけのことなんだ、こ

ういう御趣旨ですか。

○三谷委員 その基準というものが生コン業者団体の要求している価格であり、そうしてそれが出荷停止という処置を通じて実現をかるうとしてきたというところに問題があると言つているのです。そのことを抜きにして、單に額面上の問題を言つてゐるわけじゃない。その価格を訂正しますのに、業者団体がどういう処置をとつてきたのか、それに対しても建設省がどういう判断をしたのかということ、この点をお尋ねしているんです。

○高橋(弘)政府委員 私どもいたしましては、建設資材の価格が著しく高騰することはまことに残念に思つておる次第でございます。しかしながら、実際問題といたしまして、価格が上昇をいたしましたと資材が購入できない、したがつて、せつかり契約いたしたものもできない、これからのがんばり生活上必要ないろいろな施設の整備もできないうといふことになりますので、そこは、設計を発注して、そのときの設計単価というものと著しく変更した流通価格でござりますならば、その価格でしか買えないわけでござりますから、いまの生コンの問題で、先生のいろいろな先ほどからの御指摘の問題、これは私どもも通産省にあつせんを依頼いたしまして、何とかこの話をまとまるようにいろいろ協議をいたした次第でござります。しかししながら、その結果一つの実勢価格というものがきまりますならば、それでしか買えないといふことになりますと、私どもはその価格で契約を変更しなければならないじゃないかというふうに考えてこういう措置をとつた次第でござります。

○三谷委員 そうしますと、業者が協定をして一定の価格をきめておられるが、それを実現するためには、公取委のほうに聞きますが、いま建設省があんなふうに言つておるが、いま建設省がなんらかの価格で契約変更できる基準をきめた次第でございます。したがつて、独占禁止法の関係は公取委のほうでいろいろ調査を願い、その御処置がとられるものと思います。

○三谷委員 独占禁止法の運用は公取委の関係に間違いがない。そこで、公取委のほうに聞きますが、いま建設省があんなふうに言つておるが、いま建設省があんなりして極力さよならぬことのないように努力いたしたいと思ひます。

○橋本政府委員 セメントにつきましては、生活必需品であるかどうかといふ判断の問題がございまして、現在投機防止法の指定対象になつております。ただし、行政指導等によりまして極力さよならぬことのないように努力いたしたいと思ひます。

○吉田(文)政府委員 私どもは、価格につきましては、業者間の話し合いがあれば共同行為になるおそれがあるというふうに考えております。

○三谷委員 いまの建設者の説明を聞きまして、おそれがあるといふふうに考えております。

○三谷委員 いまの建設者の説明を聞きまして、おそれがあるといふふうに考えております。

○吉田(文)政府委員 そのとおりであるとすれば、これはカルテルの疑いがあるといふふうに考えます。

○三谷委員 先ほどセメントの需給状況をお尋ねしましたが、三百八十万トンですか、在庫していよいよお話しになつてはしまつたが、つまり、物はあるというお話であります。つまり、物はあるといふふうに思ひますけれども、これは生活環境においてはありますけれども、これは生活環境におきましては重要な構成要素を占めていると思う。こういふものを指定商品にしなくてもいいということです。

○橋本政府委員 指定の問題につきましてはしばらくおもといたしまして、先生御指摘のよくなられる、こういうことがいつでも言われていた。物があるに物が出てこない。大阪でも建設業者がセメントがなくて建設につかれない、そういう事態が随所に出てきている。そうしますと、メーカーの出荷やあるいは生産が正常であるとしますと、物は一体どこにあるのかといふ問題、当然この問題が出てくるわけでございます。そうしますと、買い占め売り惜しみの状況がそこで明らかになつてゐるわけですが、それで、先般の物特の委員会でありますと、

備わつておるわけなんです。これに対して価格調査官を活用しました調査権の発動がされておりませんのはなぜかと、このことをお尋ねしたいと思います。したがつて、独占禁止法の関係は公取委のほうでいろいろ調査を願い、その御処置がとられるものと思います。

○三谷委員 独占禁止法の運用は公取委の関係に間違いがない。そこで、公取委のほうに聞きますが、いま建設省があんなふうに言つておるが、いま建設省があんなりして極力さよならぬことのないように努力いたしたいと思ひます。

○橋本政府委員 セメントにつきましては、生活必需品であるかどうかといふ判断の問題がございまして、現在投機防止法の指定対象になつております。ただし、行政指導等によりまして極力さよならぬことのないように努力いたしたいと思ひます。

○三谷委員 建設資材というものはおしなべて生生活必需品ではない、こういう御判断ですか。

○橋本政府委員 必ずしも総括的にさよろに考えておるわけじやございません。ケース・バイ・ケースによって、その品物によって判断すべきかと思ひます。たゞセメントにつきましては、どちらかといふは、基礎資材的な性格のほうが強いといふふうに解釈いたしております。

○三谷委員 セメントといふものが建設資材であることは間違ひありませんが、しかしこれの需給の逼迫といいますか、市場における払底といふものが、地方自治体の住民の生活環境に大きな影響を与えてきておる。ですから、これは食つたり飲んだりするものではありませんし、身につけるものではありませんけれども、これは生活環境におきましては重要な構成要素を占めていると思う。

○三谷委員 うしろ向きで検討なんといふことはあります。いまの地方自治体の一番大きな悩みはセメント、生コンの問題です。これがこれほど深刻になつておられますのに、あなたの方のほうではこれまで少しそれまで検討しよう、こういう態度であります。いつでも一筋おくれておる。こういう態度であります。ほんとうに物価問題の解決をお考えになつておられるとは考えられない、そういうことを痛感せざるを得ないわけです。

○橋本政府委員 それから、公取委にお尋ねしたいと思いますけれども、本年になりましてからも公取委の破棄勧告ですね、これが十八余り出でるようになります私は記憶しております。ところが、これは破棄勧告をしましても、上がりました物価は下がらない。ですから、これは協定の破棄を命じましても、実効がなかなかおこらないといつたしまして、先生御指摘のよくなられたまでは、需給の逼迫状況を見まして、この十二月の十日から小口需要者に対するあつせん所を拡充強化して再開いたしております。この数字は、十二月分といたしまして、とりあえず二百五十万袋を供給し得るよう準備いたしております。この数字は、この春のあつせん所を開設いたしました際の二ヵ月分の実績が四万五千袋でござりますので、大体五十数倍にのぼる量、とりあえずこれを

をます小口需要者向けに確保いたしたい。それが学校だとか病院だとかあるいは託児所、こういった必要不可欠のものにつきましては、不足する中においても優先的に供給を確保してまいりたい。また事実、そのように処置いたしておりま

公取の委員長が、独禁法七条の必要な措置の命令の中には、価格の引き下げ命令は含まれない、これは通説だと言つたのだ。それから、独禁法九十六条の規定も、行政事件について個人を告発することとは、慎重でなければならぬと言つたのだ。

そこで、通説とはどういう意味なのか。それから、国民の生活破壊につながります重要な行為を法に基づいて告発しますときに、慎重でなければならぬ。この意味はどういうことなのか、真意をお尋ねしたいと思う。

○吉田(文)政府委員 確かに、この前の物特で委員長はそう言われたと思います。

通説と申しますのは、その違反行為を排除するため、必要な措置の中に価格の引き下げ命令まで含めるのは、現行法の解釈としては無理ではなかろうかというのが大体の学者の意見、こういう意味でございます。

それから、告発の点でいま両罰規定がございまして、会社のほかに会社の責任者、これを罰する、会社だけを罰することはできない、というふうになつておりますが、その責任者は、たとえば社長が責任者であるのか、あるいは取締役あるいは下の部長、課長、どことが責任者かというの、これは一応証拠ではつきらさせる必要があると思ひますが、下のほうの、たとえば担当の部長が責任者であるという場合には、これは刑事被告人といふことになりますして、その本人にとつては酷な場合も出でてくるので、やはり会社と同時に、その個人に責任を負わせるという以上は、これは刑事罰を科するわけでございますから、その点において慎重にしなければいけないというふうに委員長が言われた。委員長の言われた趣旨は、そうじやないかと私は思います。

○三谷委員 そこに公取の政治姿勢が非常に明確に浮き上がつてきている。この通説と称するのは、価格の引き下げ命令というものは、一種の統制であつて、自由競争を前提にした独禁法の精神に反するといういわゆる脇村意見ですね。これをあげていらっしゃると思う。しかし、これに反す割りを忘れてしまつてある。これは現行法により

る定説も、法律学者や法曹界には広くあるといふこと、これは御承知だと思います。これについてはどういう御所見でしようか。

○吉田(文)政府委員 確かに、まあ両説ございま

して、いま先生おつしやったように、引き下げ命令可能であるというふうな意見の学者もございま

す。ただ、これは公正取引委員会としては一体どうかといふことは、やはりいままでは解釈を多

数の説に従つて、通説に従つてしまつたわけでございますが、しかし、これは今後独禁法の運用

上、運用を強化しなければならないという時点におきましては、やはり価格の引き下げ命令といふことをまで考えるべきじゃないか。現行法で無理といふのであれば、これは改正まで考えるべきではないかといふことで、独占禁止法研究会というのでただいま検討している段階でございます。

○三谷委員 その独禁法の会長というものが、この通説の主張者じゃないのですか。この価格の引き下げ命令といふのは、やはり価格を幾らにしろということを命ずるわけじゃない。ですから、不当な協定がなければこうだといふ状態に原状回復するの

がなければ効果を無効にするのことなんですよ。そのことを言つてゐるわけだ。ですから、自

由競争を前提にしました独禁法に反するものでは協定による効果を無効にするのことなんですよ。そのことを言つてゐるわけだ。ですから、自

ましても引き下げ命令はできる。何ぼにしると言つて、これは私どもの委員会でわなければいいわけだ。そういう研究をなさつて、これを実現する意思がおありかどうか、お尋ねしたい。

○吉田(文)政府委員 これは、私どもの委員会できめるべきことでございますので、私が意思があるとかいうことは軽々には申せませんけれども、お尋ねしたい。

○吉田(文)政府委員 例の日経の記事でございまして御期待に沿いたい。そう

かといふことは軽々には申せませんけれども、お尋ねしたい。

○吉田(文)政府委員 それは事実無根である。これが通産大臣もそう言っておられます。ただし、われわれはそういう協定行為があれば、これは違反としてびしびしやるということでございます。

○吉田(文)政府委員 それは事実無根であるということでございます。

○吉田(文)政府委員 そうしますと、値上げは認めていた

ありますから、御期待申し上げておきます。

○吉田(文)政府委員 それから、こういう政府や公取委の姿勢の必然

的結果としまして、生活安定法にいう「標準価格」というものは一体どうしたものか。標準的なコスト、標準的な利潤を加えて算定するといふ

けれども、そのコストや利潤は何を尺度にしてやついくのか、これをお尋ねしたい。

○小島政府委員 標準価格は、第一段階のいわゆる指導的な価格でございまして、マルクのよな

強制力を伴うものでございませんので、業界に対して行政庁が持つております行政指導上のいろいろな、何と申しますか、資料の収集といふような

ことができるわけでござりますから、そういう観点から、法律の上では確かにその生産費等、初めて段階ではとるようになつておりませんけれども、これは行政指導上任意的な提出を求めるこ

とも、これは行政指導上任意的な提出を求めるこ

とも、これは行政指導上任意的な提出を求めるこ

とも、これは行政指導上任意的な提出を求めるこ

とも、これは行政指導上任意的な提出を求めるこ

もう一つ、お尋ねしますけれども、プロパンの価格の値上げといふものが今度認められました。これも業者協定を基礎にしまして、四四%の値上げをおやりになつたそうです。これも共同行為の公認になつておるのはないか。これに対する

公取の見解をお尋ねしたい。

○吉田(文)政府委員 例の日経の記事でございまして御期待に沿いたい。そう

かといふことは軽々には申せませんけれども、お尋ねしたい。

○吉田(文)政府委員 それは事実無根である。これが通産大臣もそう言っておられます。ただし、われわれはそういう協定行為があれば、これは違

反としてびしびしやるということでございます。

○吉田(文)政府委員 それは事実無根であるということでございます。

○吉田(文)政府委員 そうしますと、値上げは認めていた

ありますから、御期待申し上げておきます。

○吉田(文)政府委員 そこまで考えて御期待に沿つておられるべきじやないか。現行法で無理と

いうふうにいたしたいというふうに思います。

○吉田(文)政府委員 例の日経の記事でございまして御期待に沿つておられるべきじやないか。現行法で無理と

いうふうにいたしたいというふうに思います。

○吉田(文)政府委員 例の日経の記事でございまして御期待に沿つておられるべきじやないか。現行法で無理と

いうふうにいたしたいというふうに思います。

○吉田(文)政府委員 例の日経の記事でございまして御期待に沿つておられるべきじやないか。現行法で無理と

いうふうにいたしたいというふうに思います。

○吉田(文)政府委員 例の日経の記事でございまして御期待に沿つておられるべきじやないか。現行法で無理と

いうふうにいたしたいというふうに思います。

うことで塩化ビニールとかあるいはポリプロピレン、それから石油連盟等については立ち入り検査をすでに実施をいたしております。

○三谷委員 実施されておりまして、引き下げ命令を出すという態度を明確にしない限り意味がない。それからこの値上げされました価格が標準価格を構成する基礎になりはしないかということです。引き下げをしない限り、協定を見直して勧告をしましても価格は残つてくるわけです。要するに高値追認を目ざします業者の対応策というものがいま非常に激しくなってきておる。これに対する対策はありますのかどうか。

○内田国務大臣 これは私からお答え申し上げておいたほうがよいと思います。

いまお尋ねのようない先取り価格といいますか、便乗かけ込み値上げのようなものは、かりにございましても、この法律が施行されるとき、標準価格をつくります場合には、私はすべて洗い直す、こういふ方針をもつて臨みます。その際には、公取が幾多の資料を持つておりますので、公取の指図を受けるつもりはございませんけれども、公取の資料なども十分活用いたしまして洗い直しの合理的な価格をつくる。このことは価格を形成される業者の方々にもここであなたの回答をよく聞いておいてもらいたい、いまごろかけ込み値上げを行ふないよに、私はそれを希望するものでございます。

○三谷委員 そうしますと、標準価格ですか、あるいは特定標準価格ですか、これを決定しますときには、いま便乗値上げなどが行なわれておるけれども、これは全然問題外にして価格の引き下げなどをを行なうもあり得る、政府がそれをやるんだという御意見なんですか、これに申しますと、便乗値上げによる価格といふものは、私どもが考えておる標準価格ではない、かつてな価格である場合も多うございますから、標準価格としては私どもが創設的につくつておるつもりであります。その

ことを業界でもよく心得ておけ、こういうことをすれば私は、きょうあすじゅうにも、より明らかにする方法をとりたいと考えております。

○三谷委員 それはどうぞ業界に十分にP.R.をする対策はありますのかどうか。

○内田国務大臣 これは私からお答え申し上げておいたほうがよいと思います。

いまお尋ねのようない先取り価格といいますか、便乗かけ込み値上げのようなものは、かりにございましても、この法律が施行されるとき、標準価格をつくります場合には、私はすべて洗い直す、こういふ方針をもつて臨みます。その際には、公取が幾多の資料を持つておりますので、公取の指図を受けるつもりはございませんけれども、公取の資料なども十分活用いたしまして洗い直しの合理的な価格をつくる。このことは価格を形成される業者の方々にもここであなたの回答をよく聞いておいてもらいたい、いまごろかけ込み値上げを行ふないよに、私はそれを希望するものでございます。

○阿部(助)委員 私は、民主主義を守る政治家の一人として、本法案にたいへん重大な不安を持たざるを得ないのであります。

本法案は、石油危機に便乗して経済政策の基本であります物資に関する全権を田中内閣の手に掌握しようとするものであります。本法案は、きわめて戦場当たり的に突如として提案され、当面国民が望んでいる物価凍結に無力であるばかりでなく、やみがやみを呼び、大企業と官僚による統制の支配が強まるだけではなく、歴史的に見れば政治理的影響する問題であります。本法案の形式はかつての国家総動員法と同じであります。かつてここで齊藤隆夫氏は、勅令への委任、議会無視に激しく反対をいたしました。鳩山一郎氏は、戦後、國家総動員法がはたせるかな政党政治の崩壊につながったと反省をしておるのであります。この法案審議に必要な政令、省令はいまもつて全くわれわれに示されておらず、国民党はただ安定という法律の名前だけが与えられて、議会は白紙委任が強要されているのであります。

私の質問に対し、政府は、物価振興については、いま取りつけ騒ぎにまで発展しておる国民の不安にこたえるとともに、民主主義をどうするかがかかるつていることに思いをいたされまして、具体的かつ明確にお答えを願いたいのであります。

さて、昭和四十六年ニクソン・ショック以来、

経済不況という、いわゆるつくられた不況が巻き起こりました。これは今日の政府の危機宣言とする方法をとりたいと考えております。

○三谷委員 それはどうぞ業界に十分にP.R.をしてください。

時間が来ましたから私はこれで終わりますが、私ども四党の共同修正案をすでに提示しております。これをよく研究をいたしまして、私どもが短い時間で断続的に指摘しました問題などもそこに依拠しておるわけでありますから、十分な御検討をいただきことを申し上げまして、質問を終わります。(拍手)

○平林委員長 阿部助設君。

○阿部(助)委員 私は、民主主義を守る政治家の一人として、本法案にたいへん重大な不安を持たざるを得ないのであります。

本法案は、石油危機に便乗して経済政策の基本であります物資に関する全権を田中内閣の手に掌握しようとするものであります。本法案は、きわめて戦場当たり的に突如として提案され、当面国民が望んでいる物価凍結に無力であるばかりでなく、やみがやみを呼び、大企業と官僚による統制の支配が強まるだけではなく、歴史的に見れば政治理的影響する問題であります。本法案の形式はかつての国家総動員法と同じであります。かつてここで齊藤隆夫氏は、勅令への委任、議会無視に激しく反対をいたしました。鳩山一郎氏は、戦後、國家総動員法がはたせるかな政党政治の崩壊につながったと反省をしておるのであります。この法案審議に必要な政令、省令はいまもつて全くわれわれに示されておらず、国民党はただ安定という法律の名前だけが与えられて、議会は白紙委任が強要されているのであります。

私の質問に対して、政府は、物価振興についても調べておりまして、操業の度合のあるいは生産物の価格の状況あるいは需給の関係等を見まして、カルテルを継続するのもやむを得ない、そういう情勢が違いますけれども、概していえばそういう状況であったのであります。したがつて、カルテルはそのまま認められておつたのであります。

○吉田(文)政府委員 今回、石油緊急二法案が制定されました場合のその実施に関しまして、確かに公取と通産それから経企と覚書を取りかわしたわけであります。これは石油危機による国民生活への影響等を最小限にとどめるためには、これらの法案に基づく政府の施策に対し業界の協力を求めるということも必要でございます。それから、その場合に業界が主務大臣の具体的な指示、監督に基づきまして行なう協力措置は独占法に抵触するものではない、民間の適法な協力の限界を示すという意味で、その旨を覚書で確認したわけでございます。しかし、この覚書はカルテルを認めた。

カルテルを認めたら、不況カルテルといふのは、独占禁止法の中に例外中の例外として認められておるのあります。その時点でこれは当然やめるべきものであつたと私は考えるであります。

この法案は、価格及び生産カルテルの形成を前提としたとして、カルテルを中核として運用するものであります。カルテルは独占資本の利潤確保の城であり、要塞であります。同時に、それこそ物価上昇の最大の要因であります。これはまさ

うでをして、今日のインフレの原因をつくったのあります。その代表的な例が鉄鋼、なかなか新日鐵であります。すなわち、昭和四十八年九月期半年間の経常利益が七百八十億円、実に一日四億三千万円の利益をあげておるのであります。昨年同期の七倍であります。

そこでお伺いしたいのですが、日銀は四十七年の五月からはすでに景気ははつきりと回復に転じた、こう発表したにかかわらず、政府はこの不況カルテルを十二月まで継続をいたしました。それによって四十八年三月期の生産は前の期に比べてたった二二%の増加にかかわらず、利益のほうはといえば四・九倍の利益をあげておるのであります。通産省は、なぜこの不況カルテルの存続、価格の引き上げを認めたのか、まず、私はこの法案に入る前に、その点から通産大臣にお伺いをしたいと思うのであります。

○中曾根国務大臣 当時は各業種別に経営の実態

に

に物価上昇の主犯であります。この法案の作成にあたって、実質的にはカルテルであるものを政府がカルテルでないと言えればカルテルでなくなる、ちょうど馬をシカと言わせるようなたぐいの覚書を取りかわしておられるのであります。

が、この覚書といふものは、私は、政府がはつきりと物価対策を放棄して、大企業の利潤確保のほうに軍配を上げてしまつた、こう判断せざるを得ないのであります。この十一月六日の覚書は撤回されましたが、この覚書といふものだと思ひますが、公取の方いかがであります。

そこでお伺いしたいのですが、公取の方いかがですか。

大体、大企業同士が徒党を組んで一方的に価格を引き上げる、消費者の権利と生活を脅かす、そこでおよそ民主主義といわれる國々においては、最低の防衛手段としてこの独占禁止法を制定しているのであります。それはもう御承知のとおりであります。それを政府は、今日のように、この覚書のように、カルテルでないと皆さんが言えればカルテルでなくなるようなことは、これは法律を無視するものであり、議会を無視するものだ、こう私は思うのであります。それを政府は、この覚書のように、カルテルでないと皆さんが言えればカルテルでなくなるようなことは、これは法律を無視するものであり、議会を無視するものだ、こう私は思うのであります。

私は思うのであります。

○吉田(文)政府委員 今回、石油緊急二法案が制定されました場合のその実施に関しまして、確かに公取と通産それから経企と覚書を取りかわしたわけであります。これは石油危機による国民生活への影響等を最小限にとどめるためには、これらの法案に基づく政府の施策に対し業界の協力を求めるということも必要でございます。それから、その場合に業界が主務大臣の具体的な指示、監督に基づきまして行なう協力措置は独占法に抵触するものではない、民間の適法な協力の限界を示すという意味で、その旨を覚書で確認したわけ

めるといふような趣旨のものは全くございません。

なお、両法案が制定されましても、これによつて独禁法の運用に影響することは何もないというふうに考えておりますし、独占禁止法はこれまでどおり厳正に運用してまいりますが、ございま

す。

○阿部(助)委員 私はあなたの答弁には納得できないのです。標準価格等 法律に基づいて主務大臣がきめるもの、そうすると、政府が指導してきめた価格といふものはいかなるものでもカルテルではない、こうおっしゃるのですか。

○吉田(文)政府委員 政府みずからが——資料等は業界から個々的に出させてきめる、あるいは業界の意見を参考にするということはございましょうけれども、業界にまず価格を出させて、ある程度の話し合いをさせて価格の原案みたいなものを出さして、それをきめる。それをそのままのむというようなことは好ましいことではございませんし、やはり標準価格というものは政府の責任で、これはある程度の資料の提出は求める必要はございましょうけれども、政府の責任であります。政府みずからがきめるということであれば、これはカルテルではないといふふうに思います。

○阿部(助)委員 この問題はあとでまたもう少しお伺いしますが、通産大臣、新日鉄の稻山会長は、またもメーカー間の横のカルテル形成だけではなしに、指定問屋制という縦のカルテルまで主張しておられる。これは新聞で拝見したのであります。こういう意見に対しても通産大臣はどういうような態度で臨まれるのか、御所見を承りたいのです。

○中曾根国務大臣 稲山さんがそういう主張を持つておることは私も聞いておりますが、その稻山さんの主張と今回の法案とは何ら関係がありません。今回の法案による指示行為といふのは、政府が行政権を持つて介入をして業者に協力を求めるという行為でありまして、私的独占といふような業者間の協定や談合によって価格の維持ある

いは高騰をはからうとするものではないからであります。稻山さんの考え方は、私が聞いた範囲でないのです。標準価格等 法律に基づいて、主務大臣がきめるもの、そうすると、政府が指導してきめた価格といふものはいかなるものでもカルテルではない、こうおっしゃるのですか。

○吉田(文)政府委員 政府みずからが——資料等は業界から個々的に出させてきめる、あるいは業界の意見を参考にするということはございましょうけれども、業界にまず価格を出させて、ある程度の話し合いをさせて価格の原案みたいなものを出さして、それをきめる。それをそのままのむというようなことは好ましいことではありませんし、やはり標準価格というものは政府の責任で、これはある程度の資料の提出は求める必要はございましょうけれども、政府の責任であります。政府みずからがきめるということであれば、これはカルテルではないといふふうに思います。

○阿部(助)委員 私に言わせれば、鐵鋼はある不況カルテル以来たいへんな利益をあげておる。先ほど申し上げたように、一年前の何倍という利益をあげ、この前の決算を見れば一日、実に四億三千万円、日曜祭日にかかわらず一日、四億三千萬円というべらぼうな利益をあげておるときに、また来年の四月から一〇%の値上げをするよな

張しておられます。これは新聞で拝見したのです。お伺いしますが、通産大臣、新日鉄の稻山会長は、またもメーカー間の横のカルテル形成だけではなくて、指定問屋制といふ縦のカルテルまで主張しておられる。これは新聞で拝見したのです。お伺いしますが、通産大臣、新日鉄の稻山会長は、またもメーカー間の横のカルテル形成だけではなくて、指定問屋制といふ縦のカルテルまで主張しておられる。これは新聞で拝見したのです。お伺いしますが、通産大臣、新日鉄の稻山会長は、またもメーカー間の横のカルテル形成だけではなくて、指定問屋制といふ縦のカルテルまで主張しておられる。これは新聞で拝見したのです。

○阿部(助)委員 私に言わせれば、鐵鋼はある不況カルテル以来たいへんな利益をあげておる。先ほど申し上げたように、一年前の何倍という利益をあげ、この前の決算を見れば一日、実に四億三千万円、日曜祭日にかかわらず一日、四億三千萬円というべらぼうな利益をあげておるときに、また来年の四月から一〇%の値上げをするよな

張しておられます。これは新聞で拝見したのです。お伺いしますが、通産大臣、新日鉄の稻山会長は、またもメーカー間の横のカルテル形成だけではなくて、指定問屋制といふ縦のカルテルまで主張しておられる。これは新聞で拝見したのです。お伺いしますが、通産大臣、新日鉄の稻山会長は、またもメーカー間の横のカルテル形成だけではなくて、指定問屋制といふ縦のカルテルまで主張しておられる。これは新聞で拝見したのです。

○阿部(助)委員 お答え申し上げます。

○中曾根国務大臣 値上げの話は聞いておりません。鐵鋼のようないわゆる基幹産業に関する価格はよほど安定させるためにわれわれ努力しなければならぬと思いますし、値上げといふものをわれわれが認めることについてはきわめて慎重でなければならぬと思います。

○阿部(助)委員 昨日、関税局からの石油の輸入は、これから入着が急激に減るという点があるわ

けでございます。これは数量の点でございます。

価格の点で申し上げますと、六月ころから原油価格は相当の値上がりは示しておますが、現時は、鐵鋼のような基幹産業物資が暴騰したり暴落するといふことは好ましくない、長期安定のため常に高過ぎる。鐵鋼その他でも四万五千円ぐらいで出たものが末端へいくと七万円ぐらいになつておる。そういうような流通過程を調整するためにカルテルによって適正利潤を確保しながら、その中間に思惑が起らないように暴騰、暴落を防ごう、そういう趣旨のものであると私は聞いておりま

す。言わんとするところはよくわかりますけれども、それがいわゆる業者間協定として価格を上昇させ、一般大衆や消費者に迷惑をかける危険性が必ずしもないと私は言えません。したがつて、そういうことについてはきわめて慎重であります。

○阿部(助)委員 私に言わせれば、鐵鋼はある不況カルテル以来たいへんな利益をあげておる。先ほど申し上げたように、一年前の何倍という利益をあげ、この前の決算を見れば一日、実に四億三千万円、日曜祭日にかかわらず一日、四億三千萬円といふべらぼうな利益をあげておるときに、また来年の四月から一〇%の値上げをするよな

張しておられます。これは新聞で拝見したのです。お伺いしますが、通産大臣、新日鉄の稻山会長は、またもメーカー間の横のカルテル形成だけではなくて、指定問屋制といふ縦のカルテルまで主張しておられる。これは新聞で拝見したのです。お伺いしますが、通産大臣、新日鉄の稻山会長は、またもメーカー間の横のカルテル形成だけではなくて、指定問屋制といふ縦のカルテルまで主張しておられる。これは新聞で拝見したのです。お伺いしますが、通産大臣、新日鉄の稻山会長は、またもメーカー間の横のカルテル形成だけではなくて、指定問屋制といふ縦のカルテルまで主張しておられる。これは新聞で拝見したのです。

○山形政府委員 お答え申し上げます。

○中曾根国務大臣 値上げの話は聞いておりません。鐵鋼のようないわゆる基幹産業に関する価格はよほど安定させるためにわれわれ努力しなければならぬと思いますし、値上げといふものをわれわれが認めることについてはきわめて慎重でなければならぬと思います。

○山形政府委員 私の表現が非常にまずいわけですが、現在までの油の入着は、先ほども

申し上げましたように、こういうことが起ると、いふことを前提にしておりませんでしたので、生産活動が非常に活発に、簡単に言えばそれを相当程度使っていきますまで推移してきましたわけでございます。そこへもつてきて、突如として数量のカットが行なわれたというものが現状でございまして、全体的に今後の予定しております生産は相当ダウンせざるを得ないという現状でございます。その中におきまして灯油、LPG等、民生に非常に直結いたしまして灯油につきましては、関係各省とも相談をいたしまして、主として数量でござりますが、それぞれさしあたり十一月分の数量を確保いたすような手当てをいたしております。

なお、灯油につきましては、特別の取り扱いで精製各社を奨励いたしまして、ほかの油種よりも在庫日数、在庫数量を約二倍持つようなかつこうにいたしまして、少なくとも三月までのこの寒い冬場は数量的に確保できるよう、末端までこれが円滑に届くように、いま全石油商連等との関連もつけながら対策を講じておるわけでございます。

○阿部(助)委員 どうも私の質問に答えてないようあります。とにかく最近の風潮は、石油問題を契機にして、何かみんなたいへんだ、たいへんなどいう形でやつておるけれども、いままで何も石油はたいへんではなかつたのです。これからどうなるかはわからぬけれども、今日までそういうのうちに発表したんだら、私はこう思うのですが、それでも手を打たない。

きょうの新聞で、この十一月の輸入量が大きく報道されておりますけれども——朝日新聞にてます。私は非常に意地悪くこれを勘ぐるならば、私にこの資料をとられたために、委員会でやられるのがいやさのために、おそらく大蔵省はき

らうありますが、それがいつまでたってもとりましても適用しないことを前提とする標準価格、しかしやや進みますと、課徴金等を徴収することによる特定標準価格、その他また物資を個別的に輸入を指示したり、出荷を指示したり、増産を指示したり、足りないところへ物のあるところから持つてくる輸送を指示したり、そういうこともとりまして、そして万策尽きたよな場合あるいは別個の大混乱でも起こりましたよな場合には、物統令をも援用いたしまして統制価格をつくる。これに反して、そろそろもとから持つてくる輸送を指示したり、そういうこともとりまして、そしておけば、国民のほうも安かつたんです。そうしておけば、国民のほうも安かっただろうと思うのです。それにかかるわらず、この資料をとられるや、あわてふためいて大蔵省は発表するなどいろいろことは、私はまさに行政のサボタージュだとと思う。こういうサボタージュをやつておるような政府に、しかも大企業にはあるよう

に、鉄鋼カルテルのように不況カルテルをつくつて、たいへん保護政策をとつておる。もしこの法案が成立し、今までのよな政治が、行政が行なわれたならば、私は、中小企業は倒産に、国民は物価高に、そして大企業だけが安定した利潤を確保してぬくぬくと太つていくことだけは間違いないと思うのであります。そういう点で、ます

れば物価安定のためになるよな宣伝が行なわれておりますけれども、私はかつての統制経済、総動員法、そういう体験の中からも、今まで述べてきたように、政府は必ずこれで大企業には手

厚い保護を行なう、国民のためには今までやるべきこともやらない。実際、洗剤の問題、私時間があればお伺いしますけれども、洗剤の問題にしては、生産もしておる、在庫もある。ただ、それをもう、生産もしておる、在庫もある。ただ、それをいう宣伝の中で国民大衆をこの買い出しにおあつて、そうして今度は値上げした段階で、ひどい品物は、洗剤は一日に四回も値上げをして正札をついたら飛ばしておるわけです。そういうところに政府は何も手を打たない。

きょうの新聞で、この十一月の輸入量が大きくなりますが、それならば、毎月毎月昨年の同月よりもよい輸入しておることをなぜ発表しなかったんですか。だからうとう思ふのです。それにかかるわらず、この

大蔵省は、私は繰り返し繰り返し申し上げますけれども、全く二条から二十七条まで全部といつていいほど、実体は政令あるいは省令、大臣の裁量にまかされておるのであります。これは実体のない法律であります。皆さんのが申されがきめられるだけに、国民の生活にたいへん重大な問題——これをわれわれ国会の審議から奪い取らうとするものでありますから、この重大な問題は、具体的な省令、政令といふものをここに提示をして、そしてこの審議をした上で本来通すべきものであります。実体のない——実体は全部あと回しにして、そして白紙委任状をよこせな

りまして、それを指導的な価格にしていくということから踏み出す。こういうつもりでおるわけだと思います。

○内田国務大臣 たゞいま阿部さんがお述べになつたよな大企業の共同行為による価格の先取り的値上げを前提とした標準価格をきめてまいりのうち宣伝の中で国民大衆をこの買い出しにおあつて、そういうよなことは、私はもうぜひしたくないという気持ちでことに立っておりますことだけは、阿部さんにもひとつそのことは頭に置いていただきたいと思います。

次に、標準価格のきめ方でございますが、これは、この法律というものが、阿部さんが最初に述べました、いきなり経済統制に入ることが必ずしも適当でないという私どもの考え方から、その統制経済ではないことを前提とする標準価格、しか

りまして、それを指導的な価格にしていくことから踏み出す。こういうつもりでおるわけだと思います。

○阿部(助)委員 私はもつと簡単に具体的にお伺いします。この三条の三項、第八条の三項にいう標準価格あるいは特定標準価格、これのきめ方はどういうふうにきめるんです。私は具体的にそろいうある例を出してくださいつてもいいです。あるいは鉄鋼ならどういう原価計算をしきめるのか。石油では灯油なら灯油。皆さんいま灯油を三百八十円ですか、きめておるならば、三百八十円の中にどういう労働賃金があり、利潤があり、償却費があるという形を具体的に出してください。

長官、この法律は、私は繰り返し繰り返し申し上げますけれども、全く二条から二十七条まで全部といつていいほど、実体は政令あるいは省令、大臣の裁量にまかされておるのであります。これは実体のない法律であります。皆さんのが申されがきめられるだけに、国民の生活にたいへん重大な問題——これをわれわれ国会の審議から奪い取らうとするものでありますから、この重大な問題は、具体的な省令、政令といふものをここに提示をして、そしてこの審議をした上で本来通すべきものであります。実体のない——実体は全部あと回しにして、そして白紙委任状をよこせな

りまして、それを指導的な価格にしていくことから踏み出す。こういうつもりでおるわけだと思います。

○内田国務大臣 まず第一に、この法律はほとんどの重要事項を政令に委託されていると言われます。これが決しておことばを返すわけではなく

がねくねくともうかるよなことを、もちろんいたしません。それは標準価格でござりますから、標準的な生産費をいろいろの資料に基づいてつく

いたしてみましたが、三つござります。

その一つは、たとえば物資の指定とかあるいは輸入をするべき者の指定とか、そういうようなものを各省がそれぞればらばらに自分の主管物資であるからといって自分でかつてにきめることがないようだ。それは経済企画庁が首頭とりで閣議ベースといいますか、政令できめるというそういうことの範疇が一つございます。これは私はそのほうが多いと思います。(阿部(助)委員)そんなことは聞いてない。具体的なものをしてください」と呼ぶ)具体的って、そうでしょう。それじゃ何をきめるかというと、通産省や厚生省がかつてにきましたじや、自分のいいようにきめるかもしれないから、どういうものをとるかということを私どもが中心となってきたといふその物資の指定が一つ。

その次は、いつも通常の法律にござりますように手続規定でございます。阿部さんが心配するよう中身の実体について一番大切なものが二十五条にございます。それは配給統制などをする場合のやり方について政令できめてあるといふ点は阿部さんが御指摘になられたとおりでございますが、これも阿部さんがこの法律を御検討くださつてよく御承知のとおり、私どもは配給統制といふのを初めからいきなりやるつもりはございませんので、幾多の段階を経た後に、やる必要があればやるという慎重さをもつて、いきなりこれをいかにもすぐ配給統制をやるような形できめてない。しかも、その配給統制をかりにやらなければならぬような事態が起こりましても、物資の種類によりまして、需給、物の流れ、配給機構等がそれ違いますから、これは一がいにはきめ得ないといふ意味で二十五条を政令できめてあるということございまして、他の法令に比して、総動員法のように政令ですべて政府が権限を握つて、それで国会無視でかつてなことをしようといふ考え方は毛頭ございませんことをぜひひとつ御理解をいただきたい。

その次に、標準価格のきめ方でございますが、

たびたび申ししておりますように、標準価格といふものはいわばソフトのものでございまして、統制価格ではありませんために、幾つかの物を指定物資いたしましても、その中から標準品目というものをきめまして、その標準品目につきまして標準的な生産費とかあるいは販売経費とかあるいはスといいますか、政令できめるというそういうことの範疇が一つございます。これは私はそのほうが多いと思います。(阿部(助)委員)そんなことは聞いてない。具体的なものを出してください」と呼ぶ)具体的って、そうでしょう。それじゃ何をきめるかというと、通産省や厚生省がかつてにきましたじや、自分のいいようにきめるかもしれないから、どういうものをとるかということを私どもが中心となってきたといふその物資の指定が一つ。

○阿部(助)委員 長官は標準的な云々と、こうおっしゃるけれども、一体それで課徴金まで取れるのですか。特定標準価格となれば課徴金まで取れるのですよ。それにはきちんとした計算がなければ、それは取れないじゃないですか。そして、統制といふものは一波は万波を呼び、統制は統制を呼ぶことは今日の事態になれば間違いない。全部業に関連しておる。総動員法の場合も、この法律はシナ事変には適用しませんといふはつきりした国会答弁をしておったにかかわらず、すぐここに詳しく述べて審議をしなければ、こればかりは特定標準価格を決定する場合、材料費もあるだろう、特別償却もあるだろう、利潤もあるだろう、当然労働賃金があるだろう。そうすればその労働賃金は皆さんの特定標準価格の中では政府決定の労働賃金ということにならざるを得ないのです。まさにこれは、皆さんが所得政策と言おうと言うまいと、所得政策以外の何のでもない。それを心配するからこそ、具体的に計算の方法を出してごらんなさい。こう私は要求しておるわけです。

○内田國務大臣 せつかく御審議をいただいておるわけでございますから阿部さんにおことばを返すことはいたしません。しかし、私は阿部さんと同じような情熱と正義心を持つてこの法律の運営に当たってまいりたいと思いますし、また、直ちにいまおつしやったような総動員法なりあるいは内閣の時代を招来した、むしろ元凶と言つてもいい。そういうときに皆さんは、私にまかしてください、標準的にきめますなんと言う。だれが一體標準的と判断をするのか。その判断は、国会がするならばまだ国民は納得するのであります。い

まの政府にその主觀的な判断をまかせたら、議会はもぬけのからになるということを私は心配をしておるから、それをやるならば具体的に計算方法を示しなさい、こう言つておる。原価計算の場合は、これは経営の専門的な学者が言うように、原価計算は学者によつて幾通りにもなる、千種類にもなる、こういわれておるのだ。一体どの原価計算が正しいのかなんというものはわからない。特に化学産業は、いまパイプからパイプにつながつておる産業で、一体原価計算ができるとあなたが思つておられるのです。できるはずがない。政府にかかるはすがない。できるはずがないとすれば、大企業のあてがいぶちの資料に皆さんはめくら判を押す以外に手がなくなるというのは当然なことです。そういう中で、標準価格、特定標準価格の決定がどのようにしてなされるかをもつとこに詳しく材料を出して審議をしなければ、こればかりは特定標準価格を決定する場合、材料費もあるだろう、特別償却もあるだろう、利潤もあるだろう、当然労働賃金があるだろう。そうすればその労働賃金は皆さんの特定標準価格の中では政府決定の労働賃金ということにならざるを得ないのです。まさにこれは、皆さんが所得政策とおっしゃつてはいるが、この法律が施行されましたならば、阿部さんのおっしゃったような点も重々私に留意をいたしまして、心に銘じて、そして正しい法律の運営をさしていただきことをお答えとして申し上げます。

○阿部(助)委員 私もあなたにととばを返すようでもたいへん恩寵なんですけれども、私はあなたの誠意を認めるといたしましても、あなたの誠意だけでは国民の不安を解消するわけにはいかぬのです。田中總理だって物価安定を言つてしまひました。佐藤總理も国会の本会議の施政演説のたびごとに、物価安定は當面する政治の最大の課題だとおっしゃつてまいりました。しかし、事態はこのように、まさにインフレの段階に突入しておるじゃないですか。私はあなたの誠意を疑つておるのに、物価安定は當面する政治の最大の課題だとおっしゃつてまいりました。しかし、事態はこのように、まさにインフレの段階に突入しておるじゃないですか。私はあなたの誠意を疑つておるのじゃない。あなたが幾ら誠意をもつてやろうとしても、皆さんの主觀でこれがきめられるところに問題があるということなんですね。だから、この法律は、この委任立法といふものは、法の形態からするならば、私は勅令委任したところの総動員法と全く軌を一にしておると思う。そういう点で、私はこの具体的な政令の内容あるいは省令の内容を要求したところが、皆さんこんなものをしておられた。これは項目だけであります。こんなものは私もちゃんとつくつてある。第何条は政令でござります、第何条は省令でござりますなんというの

れるカルテル的行為がある、それを公取だけにまかしておくということで済ませる事態でないものでござりますから、ここで標準価格のつくり方などにつきましてはいろいろ反論はいたしません。あなたのおっしゃるとおり原価計算をやろうと思えば、私も少しはそのほう勉強をいたしたものであります。三十も四十も原価計算方式といふただ算術的の計算でなしに、そのときの物の賣給の状況とかあるいは販売経費とかあるいは標準的な利潤というものを加えたものを、これも加えましてきめていく、こういうことでございまして、とどのつまりは、これも繰り返しますけれども、企業がカルテルなどによつてつくった先取りの引き上げ価格、便乗価格、便乗価格といふものをそのまま認めるつもりはないことをあらためて申し上げておきます。

○阿部(助)委員 長官は標準的な云々と、こうおっしゃるけれども、一体それで課徴金まで取れるのですよ。それにはきちんとした計算がなければ、それは取れないじゃないですか。そして、統制といふものは一波は万波を呼び、統制は統制を呼ぶことは今日の事態になれば間違いない。全部業に関連しておる。総動員法の場合も、この法律はシナ事変には適用しませんといふはつきりした国会答弁をしておったにかかわらず、すぐここに詳しく材料を出して審議をしなければ、こればかりは特定標準価格を決定する場合、材料費もあるだろう、特別償却もあるだろう、利潤もあるだろう、当然労働賃金があるだろう。そうすればその労働賃金は皆さんの特定標準価格の中では政府決定の労働賃金ということにならざるを得ないのです。まさにこれは、皆さんが所得政策とおっしゃつてはいるが、この法律が施行されましたならば、阿部さんのおっしゃったような点も重々私は留意をいたしまして、心に銘じて、そして正しい法律の運営をさしていただきことをお答えとして申し上げます。

○阿部(助)委員 私もあなたにととばを返すようでもたいへん恩寵なんですけれども、私はあなたの誠意を認めるといたしましても、あなたの誠意だけでは国民の不安を解消するわけにはいかぬのです。田中總理だって物価安定を言つてしまひました。佐藤總理も国会の本会議の施政演説のたびごとに、物価安定は當面する政治の最大の課題だとおっしゃつてまいりました。しかし、事態はこのように、まさにインフレの段階に突入しておるじゃないですか。私はあなたの誠意を疑つておるのに、物価安定は當面する政治の最大の課題だとおっしゃつてまいりました。しかし、事態はこのように、まさにインフレの段階に突入しておるんじゃないですか。私はあなたの誠意を疑つておるのじゃない。あなたが幾ら誠意をもつてやろうとしても、皆さんの主觀でこれがきめられるところに問題があるということなんですね。だから、この法律は、この委任立法といふものは、法の形態からするならば、私は勅令委任したところの総動員法と全く軌を一にしておると思う。そういう点で、私はこの具体的な政令の内容あるいは省令の内容を要求したところが、皆さんこんなものをしておられた。これは項目だけであります。こんなものは私もちゃんとつくつてある。第何条は政令でござります、第何条は省令でござりますなんというの

は、私は法文を全部調べてつくつてあるわけであります。こんなものでこの重大な経済の運営のはとんど全権を政府にまかしてくれといふには、あまりにも政府はわがまま過ぎる、準備不足過ぎる。

それならば聞きますけれども、一体この法律が通つたら、どの品目をまず適用しようとするのですか。

○内田國務大臣 第二条にござりますように、生活関連物資と国民経済に重要な関連性のある物資の中から選びますが、具体的にどれを選ぶかということを私が心組みで申しますと、今日の物価には卸売り物価と消費者物価とござりますが、消費者物価のほうはおよそ四、五百の、国民の家計支出の中からお金が出される対象となる品目が載せられております。食料品から始まりまして、住宅関連のものとかあるいは雑費とかいろいろございますが、その中からどれを選ばなければならないかということ、また国民経済に重要な関連物資につきましては、昨日も日本銀行から発表されましたあの卸売り物価を構成するようなものの中から、価格の値上がりが著しくて、こういうものについてはきめいかなければならないといふものを選択してまいりでございまして、ここでどれとどれということは申し上げませんけれども、そのような考え方で準備をさしたいと思っております。

○阿部(助)委員 たいへん私はわからぬ。おそらく国民が聞いてもおわかりにならぬだろうと思うのであります。しかし、その政令、省令がなければこの法律は一步も前進しないでしょう。どうです。

○内田國務大臣 先ほども申しましたように、物品の指定を各省かつてにまかしてない、それはやはり私どもが入りまして、そうして政令で物資を指定する、こういうことでござりますから、その物資の指定を政令でしない限り標準価格もつくれない、こういうことはおっしゃるとおりであります。法律が施行され次第、私どもはできる限

りすみやかに体制を整えて物資の指定、標準価格の決定をいたしてまいりたいと考えております。

○阿部(助)委員 物資の指定がなければ標準価格の品物がないのだから、標準価格をきめようがないのはあたりまえですよ。しかし、標準価格の算定の方針であるとか政令ぐらいいは出してなければ、この法律は実体が何もないでしょ。ただ、まさしくこれではあなた、議会はこれは全く白紙委任をするということなんです。それなくても議会は形骸化しつつあるといわれておる。その議会をさらに形骸化するならば、議会制民主主義などいうものはもうふつ飛んでしまうのですよ。一番冒頭に言つたように、鳩山一郎さんは、あの総動員法を全部勅令に委任した、それが政党政治をついて崩壊せしめたと言つて反省をしておられるのですよ。私は、いまほんとうに与野党の議員すべてが議会制民主主義を守るために、もう一へんこの認識を新たにして、この法案を検討すべきときだと思う。それすら出さずに、白紙委任状をちようだいと言うだけでは問題にならないじゃないですか。

委員長、私は、この法案はどうしても政令、省令を出していただいて審議を進めるべきものだ、こう思つてあります。しかし、委員長から御処置、また政府に勧告を願いたいと思うのですが、いかがでしょ。

○平林委員長 内田長官、政令はいつできるか、また指定品目を指定した場合に標準価格の検討については十分できているかどうか、そういうことについてひとつはつきりしたお答えをお願いします。

○内田國務大臣 政令は、一ぺんに出すべきものでないものがたくさんございます。たとえば、その二条の物資の指定からして、ここで全部をこれとこれとこれとこれといって指定すべきものではな

か、配給割り当て制というようなものを直ちにここで出発させるというたてまえにもなつております。

○内田國務大臣 いま与党的倉成理事からもお話をございまましたが、まず標準価格のきめ方でござりますが、これは第三条に書いてあります。これがもう御承知のとおりでございまして、これも非常に具体的に法律の中へうつたつてあるのであります。当然のことであります。議会制を尊重します。第一に时限立法であります。第二番目には、品目を非常に具体的に法律の中へうつたつてあるのであります。それも出さずに白紙委任をくれなどといふことは、議会無視もはなはだしいといわざるを得ないことがあります。私はこんなもの、審議するか。この法案の審議はできないじゃないですか。

委員長、私は、この法案はどうしても政令、省令を出していただいて審議を進めるべきものだ、こう思つてあります。しかし、委員長から御処置、また政府に勧告を願いたいと思うのですが、いかがであります。それすら出さずに、白紙委任状をちようだいと言つて、さいぜんからことばを尽くして阿部さんの御理解を得ておるわけであります。これ以上やりますと議論になつてしまいまして、それが主務大臣としてこれ以上申し上げることで、曲がつたことを言つておりますつもりでもございませんので、阿部さんにぜひ御理解をいただきたいと思う次第でございます。

○阿部(助)委員 審議をお願いしておると、こうおっしゃつて頭を下げられてみても、私も頭を下げるのにやぶさかじやありません。私の祖先も、代官所の石畳に頭から血が出るほどこすりつけてきたけれども、一つ農業問題は解決しなかつたのだ。頭を下げて済むならば、私も何ばでも頭を下げます。

問題は、国民のために、議会制民主主義を守るために、いまいかにすべきかということをもつと真剣に政府が取り組んでいただきたいということなんですね。私は、決してあんたをいじめようと思つてない。個人内田さんを憎いと思つていてないのあります。問題は、議会制民主主義をいかに守るか、そのためには、この形骸的な、からだけの、白紙委任をくれといふこの条文だけでは中身の審査には入れないと、いうことを私は申し上げておるのであります。何べんでも私は申し上げます。

○平林委員長 ちょっと速記をとめて。

○平林委員長 〔速記中止〕

○内田國務大臣 いま与党的倉成理事からもお話をございまましたが、まず標準価格のきめ方でござりますが、これは第三条に書いてあります。これがもう御承知のとおりでございまして、これは政令に委任しているものではありません。標準価格は、指定物資を指定します。たとえばトイレットペーパーならトイレットペーパーといふことを指定しますと、その中から標準品目といふのを選びまして、二百の銘柄のある中から、それが五つ選ぶか十選ぶか、標準品目を選びまして、その標準品目となりましたものについての標準的な生産費、あるいはまたそれが輸入物資でありますならば、いろいろのルートから輸入がございまして、それが主務大臣としてこれ以上申し上げることで、それが決して隠しておるわけでも、曲がつたことを言つておりますつもりでもございませんので、阿部さんにぜひ御理解をいたさるに国民生活、国民经济に及ぼす影響を総合勘案してつくる、こういうたてまえでございまして、きわめて厳密な原価計算をもつて物統令における刑罰の対象になるような価格といふ意味ではない、そういうことで、政令に委任しないでこの標準的な利潤を加えた額、それに取引の態様や地域的事情や、また当該指定物資の需給の見通し、さらには八条は、これは課徴金の対象になる標準価格でございまして、御承知のように特定標準価格といいまして、いままでの一般的な標準価格よりもさらに品目をしほります。標準品目といふものでないように、いろいろな生産費等の計算しやすいよう

ら嚴重にいたしまして、それに対しまして生産費とかあるいは販売利潤とかあるいは直正利潤とかいうようなものを加えて、さらにそれを物資の需給その他の関係をも調整を考慮しながらきめています。こういう仕組みで、これも政令には譲つていません。

○阿部(助)委員 あなた、これで違反した場合は課徴金を取るのであります。私は非常にこの問題も片手落ちだと思うのですよ。大企業のほうはといえば、これは名前を公表するといふのが精一ぱいだ。しかし、末端のほうの違反した場合には三百万円以下の罰金であるとか課徴金、あるいは五年以下の懲役であるとか、皆さんのがやることは上のほうにはたいへん甘いけれども、下のほうを取り締まるのはたいへんきびしいのですよ。いまあなたが言った、それくらい処罰を設けておるこの規定に——一体計算をどうするのです。利潤である私は安心できません。それぐれども、あなた、労働賃金を言ってないけれども、そういうものをどう見るのかというものを、計算方法を出さなければなりません。それは何であるとかと言ふけれども、あなた、労働賃金を言ってないけれども、そういうものでは困るじゃないですか。

○内田国務大臣 利潤のお話をございましたし、また、先ほど所得政策についてのお話をございましたが、この標準価格、特定標準価格をきめる際の生産費の中に織り込む利潤といふものは特定をいたしておりません。これは通常行なわれている賃金所得でございまして、したがつて、この規定は、阿部さんがおっしゃるように、所得政策を前提として賃金規制までもするたまえではございません。

また、十年以下の懲役、三百万円以下の罰金といふのは、これは事が物統令のほうに移るような事態が生じました際に物統令そのものの仕組みで統制額をきめるわけでございまして、いまお話し合ひをいたしております三条とかあるいは八条とかいう標準価格そのものが物統令における統制価格になつて、そして懲役とかあるいは罰金の対象です。

になる価格ではございません。

○平林委員長 大臣、質問者の趣旨に的確に答えてもらいたい。それはこの法律が成立をすれば直ちに発動させる、こうおっしゃつておるわけです。その場合に、物資の指定も、しなければならぬものはする、こうなつておりますが、そのときの標準価格はきめなければならない。きめるのだけれども、その標準価格をきめる基準や何かがはつきりしているか、できてるかできていないか、できていなければすぐ発動できないじゃないかといふようなことも含まれているわけですから。

この件は後ほど各党理事で御相談をして的確な回答ができるようになりますから、他の質問をひとつ時間の範囲内で続けてください。

○阿部(助)委員 あなたは労働賃金まで制約するものではない、所得政策にはいかない趣旨だ、こうおっしゃるけれども、違反すれば处罚するような

値段をきめる場合に、労働賃金の問題、利潤の問題、償却の問題、原材料の値段、これをそろばんをおっしゃるけれども、違反すれば处罚するようなのですか。こんなものは幼稚園でもわかることじゃないですか。そうすれば当然賃金もまた皆さん方が指定したワクにはまざざるを得ない。これは皆さんのが所得政策でないと言おうとどうしようとも、私は所得政策といわざるを得ない、こう言つていいです。私はこのようないへんな、国会の権限を行政府が取り上げる、めぐら判を押し通していくのであります。私はこのようないへんな、国会が取扱うべきは間違いのない事実であります。私は時間が来たからやめますけれども、本来このあれはもつともと皆さんの材料を提供し、そして国会において十分なる審議を尽くすことがたとだけは間違いのない事実であります。私は時間が来たから何とか早く通してください、お願いしておるから何とか早く通して下さいなんということはもつてのほかでありますから残念ながら質問を終わります。

○平林委員長 井上普方君。 あります。今度のこれは、白紙委任はください、あるいは何もない。チェックするものは何もない。むしろ総動員法は、その第五十条で審議会を設けた。そして勅令案の段階で、この審議会にかけることにした。そしてこの審議会は当時の貴族院、衆議院の議員の過半数をもつて構成をすることになります。今度のこれは、白紙委任はください、あるいは何もない。チェックするものは何もない。むしろ総動員法は、その第五十条で審議会を設けた。そして勅令案の段階で、この審議会にかけることにした。そしてこの審議会は当時の貴族院、衆議院の議員の過半数をもつて構成をすることになります。今度のこれは、白紙委任はください、あるいは何もない。チェックするものは何もない。

○井上(普)委員 しからばこの二十五条をひとつ削つてしまつたらどうなんですか。政令でも用意してない、しかも、配給とか、あるいはまた割り当てといふこともしままだ考えていない段階で、このような罰則だけつくることはいかがなものでございましょうか。あなたは、割り当ても配給もいまの段階では考へてない、しかもその割り当てをするために政令をつくらんなどと言うが、その政令の用意までしてない。ところが、その架空の政令に違反した場合には「五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し」という項目につきましてお伺いいたしましたので、私はその次の問題といつたしまして第三十四条の「五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し」という項目につきましてお伺いいたしたいのであります。

○井上(普)委員 しからばこの二十五条をひとつ削つてしまつたらどうなんですか。政令でも用意してない、しかも、配給とか、あるいはまた割り当てといふこともしままだ考えていない段階で、このような罰則だけつくることはいかがなものでございましょうか。あなたは、割り当ても配給もいまの段階では考へてない、しかもその割り当てをするために政令をつくらんなどと言うが、その政令の用意までしてない。ところが、その架空の政令に違反した場合には「五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し」となつておるのであります。ありますから、この法律は法

られておるのであります。

しかし、その二十五条を見てみますと、この二十五条ではすべて政令にまかしておるのであります。したがつて、国民の基本的人権をも縛るがときこの法律が、政令にまかしておるのであります。したがつて、国民のよつて行なわれるということとはゆきしき大事であると思わざるを得ないのであります。ここは法制上におきましても私は大きな問題があらうと思う。百歩譲つてこの法律を通すにいたしましてもこの政令案を出されなければこの審議をすることができないと思うのであります。できておりますか、どうでございますか。

○内田国務大臣 この二十五条は、この表題にもござりますように割り当て、配給等についての規定でございまして、私どもは一挙にここまで進んでいくということを実はいまの段階では想定をいたしておらないわけでございます。いまの段階では、いろいろ物価問題がやかましくございますが、こんなものは幼稚園でもわかることじゃありません。こんなものは当然賃金もまた重いです。こんなものは幼稚園でもわかることじゃありません。こんなものは当然賃金もまた皆さん方が指定したワクにはまざざるを得ない。これは皆さんのが所得政策でないと言おうとどうしようとも、私は所得政策といわざるを得ない、こう言つていいです。私はこのようないへんな、国会の権限を行政府が取り上げる、めぐら判を押し通していくのであります。私はこのようないへんな、国会が取扱うべきは間違いのない事実であります。私は時間が来たからやめますけれども、本来このあれはもつともと皆さんの材料を提供し、そして国会において十分なる審議を尽くすことがたとだけは間違いのない事実であります。私は時間が来たから何とか早く通してください、お願いしておるから何とか早く通して下さいなんということはもつてのほかでありますから残念ながら質問を終わります。

○平林委員長 井上普方君。 あります。今度のこれは、白紙委任はください、あるいは何もない。チェックするものは何もない。むしろ総動員法は、その第五十条で審議会を設けた。そして勅令案の段階で、この審議会にかけることにした。そしてこの審議会は当時の貴族院、衆議院の議員の過半数をもつて構成をすることになります。今度のこれは、白紙委任はください、あるいは何もない。チェックするものは何もない。むしろ総動員法は、その第五十条で審議会を設けた。そして勅令案の段階で、この審議会にかけることにした。そしてこの審議会は当時の貴族院、衆議院の議員の過半数をもつて構成をすることになります。今度のこれは、白紙委任はください、あるいは何もない。チェックするものは何もない。

○井上(普)委員　スタイルだけで国民の基本的人権が抑えられたんじやたまたものじやあります。法律の一つでございまして、すでに御承知のようないに、石油需給適正化法案の第十一條におきまして、割り当て、配給というような全く同じような状況がございまして、これもその中身を政令に譲つてあるわけございまして、石油の政令が牛歩をする場合のほうがあるいは想定されるかもれませんけれども、この石油の政令等との関連においてきめてまいりたいと思っております。

○井上(普)委員　スタイルだけで国民の基本的人権をも侵す問題なのであります。五年以下の懲役もしくは三百万円以下の罰金ですよ。それを他の法律の関係上やるんだといふような、まあこゝにあいまいなものでやられたんじや、国民の基本的人権をも侵す問題なのであります。たがつて、二十五条の政令、これもまた全然考えてない。ところが、こういう政令も考えてないんだが、その政令に違反した場合にはこれこれ罰則をするんだ。まさにこれは、先ほど阿部委員長が申しましたように、白紙で全部委任してくれと、いうのと同じじやございませんか。法理論体系から言いましても、これはおかしいんじやございませんか。これでありますならば、またまた統制經濟の、あの戦時中の暗い思い出に私はつながると思う。これじや、ともかく全部政府に白紙委任をしろ、そしてその政令は政府でかつてにつくれなんだという考え方じやないですか。しかも罰金もしくは五年以下の懲役というのかかつておるのであります。法体系からもおかしいんじゃないですか。これはまさに統制員法と変わらぬ事柄じやございませんか。石油法に書いてあるからこっちのほうやるんだなんといつて、こんなつまらぬ理由でとういう刑罰が法文化されるということはわれわれは了解できません。法制局長官おられますか。——来てない。

○井上(普)委員　それは、このような政令にすべてまかし一考えられますか。——来てない。

おつて、その政令案も出てこずに、片方、懲役もしくは罰金刑というきびしい規定を設けることは、これは議会の権威においても許すべき事柄ではないと私は思います。そして法体系からいたしましてもおかしいと思う。このような政令案が出来ないと審議に応するわけにはまいらないと思うのでござります。委員長におかれましてはひとつ適当な御処置をお願いしたいと思ひます。

○平林委員長　内田長官、答弁ありますか。

○内田國務大臣　これはあくまでも石油の適正化法案の第一条と並べて考えなければならぬ問題であると私は思うので、こちちがよければこちちが悪いということじや決してございません、そういうことで、法律の体系としては両方同じ体系をとつておりますが、この安定化法におきましては、先ほども申しましたように、これは直ちに発動するところものではないことと、また将来発動する場合がございましても、ものの種類によりまして流れの態様等が違いますから、あらかじめ想定した政策といふものもたいへんつくりにくるものであることを告白をいたしております。

○井上(普)委員　これは私はどうもおかしいと思う。したがつて、この二十五条もしくは三十四条は、その必要なときにお出しになつてしかるべきであるろうと思う。どうでござります。必要な時期が来たときに初めてこれを国会にお出しになつてわれわれに審議さしたらどうでござりますか。いま全然架空のものでありますならば考る必要は全然なし。いかがでござります。私は石油との法律のスタイルでやられたんじやたまたものじやない。

○小島政府委員　現段階におきましては、先ほど大臣も申されましたように、どの品目についてこうすることをやるということは全然予定がないわけでござりますけれども、最近の石油の状況等を考えますと、やはり私どもいたしましては、最悪の事態に備えてこういう授権をお願いいたしかれました。これが趣旨で提案いたしたわけでござります。

○井上(普)委員　これじゃ白紙委任状じゃござりません。

ませんか、政府に対しして。しかも罰金と懲役刑だけをきめておる法律じやございませんか、これは。こんな法律を審議するわけにはまいらないと思います。この点につきまして、委員長におきましては適当な御処置をお願いしたいと思ふのあります。

続きまして、この法律が施行されましたならば、戦時中の警察あるいは戦後の警察のこととき暗い思い出をまたまた再現するのではなかろうかといふ心配を私は持つておった一人であります。この法律が成立した場合の警察のあり方というものについての基本的態度についてお伺いいたしたいと存ずるのであります。

○綾田政府委員 警察といたしましては、この法案が成立いたしました場合には、各主務行政官によりまして、それぞれの段階に応じまして迅速的確に必要な行政措置が講ぜられまして、そして国民生活が安定するということを強く期待しておるわけでござります。しかしながら、事態の進展いかんによりましては、法案に付されております罰則の適用という問題が起ころうかと思いますけれども、警察といたしましては、そういう場合にも、先般の食管法で大手会社を検挙したように、重大なるいは無質な違反を重点に取り締まりの対象といたしまして、一般的に申し上げまして、末端の消費者の日常生活に関するようなものにつきましては、取り締まりの対象にするということは現在のことろ考えておりません。

○井上(普)委員 しかししながら、罰則がこれほどきびしく、経済事犯といたしましては非常にきびしい罰則なんであります。したがつて、私らの暗い過去において持つよくな、弱いものいじめをすることがないように私どもは強く警察に要求いたしておきたいと存する次第であります。特に、このようなきびしい罰則が、しかも政令によつてすべきをきめられていく、まさに私は嘆かわしい次第であると思うのであります。これは議会制民主主義の根底にもかかる問題であろうと思ふのあります。警察におきましては、ともかく弱い

意願いたいと存するのであります。
第二十二条によりまして、政令で六ヵ月以内の期間を定めて設備投資の抑制を行なうことができることになるのか、あるいは一定の要件に達したときのみ措置されるのか、お伺いたしたいのであります。この点、まずお伺いたしたいと思ひます。
第二点といたしまして、物価が高騰しまなは高騰するおそれがある場合は直ちに抑制措置を講ずることになるのか、あるいは一定の要件に達したときのみ措置されるのか、お伺いたしたいのであります。この点、まずお伺いたしたいと思ひます。
○青木政府委員 第二十二条の設備投資等に対する指示でございますが、「物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合」におきまして、その場合に、「国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営を確保するため設備投資に関する需要の抑制を図る必要があると認められるとき」でございまして、したがいまして、設備投資の需要が非常に強く、これが総需要を大きくして物価を刺激するというような場合には、この総需要を押えるためにやる条文でございます。
それから二十三条はその建築物でございまして、二十四条が設備、こう使い分けをしておるわけでございます。二十三条のほうは、この設備投資のうち建築につきまして、一定規模以上のものの建築をしようとする場合に、その計画を出させまして、それが必要であると認めるときは二項によりまして、「工事計画の全部若しくは一部の実施の延期又は当該建築物の規模の縮小を指示する」ということでございます。
○井上(晉)委員 いま建築規制の問題につきましてもお話しになりましたので、その問題についてお伺いたいと存じます。
実はこの建築規制につきましては、物価対策閣

協議会で八月三十一日に「建築投資の抑制措置について」という決定をやつております。そしてまた九月七日には閣議でもって「建築投資の抑制措置について」という決定がなされておるのであります。そこでお伺いいたしたいのですが、この閣議決定の「建築投資の抑制措置について」これはいろいろと第八項までつくりておりますが、現状におきましてはこれによつていかほど抑制措置がとられておるのか、あるいはまた届け出のあつた現状についてお伺いいたしたいと思います。

○亀岡国務大臣 お答えいたします。

いまお話をありました建築抑制措置につきましては、九月七日の閣議決定に従つて現在行政措置として実施いたしておるものであります。その概要を申し上げますと、学校、住宅、病院または社会福祉施設以外の建築物で延べ面積五千平方メートル以上のものについて、関係各省で構成いたしております建築投資調整協議会といふものが現在あります。その協議会において、緊急性のないと認められた建築物の建築主に対しまして、工事施行の延期または規模の縮小を実は勧告いたしておることは、御承知のとおりでございます。この行政指導により、九月から今日まで四百六十九件の報告を受けております。そして二百九十二件の報告を行ないまして、このうち百五十六件に対して勧告をいたしております。そして現在まで七十六件の協力を受けております。ただいまのは各省全部のこととござりますが、建設省所管の分では、九十一件の報告のうち八十八件を実は審査をいたしましたわざでございまして、七十五件に対し勧告を行ないまして、現在まで二十九件の協力を得ておるわけであります。また、いろいろ検討をしておりまして、逐次また報告が入つてくるものと期待をいたしておるわけでござります。

以上のような情勢でございます。
○井上(普)委員 私は、現在政府がとつておる行政措置に対しまして、はなはだ不満なのであります。不満といいますよりは、四百六十九件のうち

で七十六件しか実際の効果があらわれていない、

このような実情であります。そしてそのうちで、大きな床面積を持った件につきましては、たとえばデパートであるとか、こういふものについては野放しになつておる。御存じのとおりであります。これらも、今までの行政措置と同じようないでござつて、すなはち二十二条、二十三条をやられる措置で、すなはち二十二条、二十三条をやられるとするならば効果はあがらないと思われるのですが、いかがでございますか。

○亀岡国務大臣 ただいま井上委員の仰せのところどきまして、私どもいたしましても、できる限り今日まで行政措置として強力に指導をしてきておるわけでござりますが、なかなかこれが徹底をしないという面があるわけでございまして、ここにただいまの一十二条、二十三条の提案された理由があるわけでございまして、その辺の事情は井上委員よく御理解いただけるものと考えるわけでござりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

○井上(普)委員 では、二十三条一項に書いてあります政令はお出しになれるでしょ。お出し願いたいと思うのです。

○青木政府委員 二十三條一項の政令につきましても、現在検討中でございまして、成案を得てお

○亀岡国務大臣 お答えいたします。

当然政令案をお出ししなければならないところでございますが、私も着任早々で、まだ政令案が完成いたしておりませんために、お出しすることができない情勢でございますので、できるだけ

すみやかに政令案の検討をいたしたい、こう考えるのでございます。

○井上(普)委員

当然こんなのはすぐにでも出せ

るようないでございます。その政令すらも出されていない。これはまさに白紙委任状をくれと

いきますね。なれば、石油危機になつて非常にガソリンスタンドの建設なんかも少なくなつただらうということを予想しておつたのであります。通産大臣、聞いておきなさい、あなたに質問するのだから。これだけ石油事情が悪くなるというのだから、当然ガソリンスタンドの建設も少なくなるだろうということを予想しておつた。ところが調べてみると、四十八年度で開設許可したのが五千五百もあるのです。そして去年、おととしから残つておるもののがれ込みを含めますと、それ込み部分が千八百九十八あるので三千三百九十五カ所も四十八年度にはガソリンスタンドがつくら

れようとしておる。これはどうなつておるのですか。

○亀岡国務大臣 ちょっとといま聞いておりません

でしたので申しあげありませんが……。

○井上(普)委員

いま物特の理事から承りますと

いうと、二十三条の一項の政令といふものは、

きのう物価対策委員会において説明があつたといふことです。いまこの連合審査会でなぜ出せないですか。それが出せないといふのは、建設大臣はそういうことを御存じないのですか。

○亀岡国務大臣 へ入らぬのですか。内田大臣どうです。この中

へ入るのですか。

○亀岡国務大臣 ちょっとといま聞いておりません

でしたので申しあげありませんが……。

○井上(普)委員

いま物特の理事から承りますと

いうと、二十三条の一項の政令といふものは、

きのう物価対策委員会において説明があつたといふことです。いまこの連合審査会でなぜ出せないのです。きのう出したのでしょ。出したの

じゃないですか。それが出せないといふのは、建

設大臣はそういうことを御存じないのですか。

○亀岡国務大臣 一体これはどうなんですか。

○亀岡国務大臣 実は先ほどお答えいたしたわけ

であります。が、現在行政的にやつておりますが、

将来政令にしなければいかぬといふ一つの基準でござりますが、それは学校、住宅、病院または社

会福利施設以外の建築物で延べ面積五千平方メー

トル以上のものについて、各官庁で構成いたしてあります建築投資調整協議会にかけまして、緊急性がないと認められた建築物の建築主に対して工事施工の延期または規模の縮小等を勧告いたしてありますけれども、その行政的基準に合致して出願してくるものが非常にことしは多かつたわけです。それと昨年以来の流れ込み等を合わせまして、いまのような数字になつたわけでありますけれども、石油危機といふものの中は出されなければならない、つくられていなければならぬと思ふのであります。それ

であります。

○井上(普)委員

先ほどの御答弁と違うのであります。

○井上(普)委員

おととしだけは、

十一月

以来あらわれてきたものでありますから、いまま

だ工事にかかるとか、許可是したけれども押

えられるものは将来押えていく。そういう考え

であります。

う。事実、効果はあがつてないけれども、現在やつておる。

○龜岡國務大臣 その点、先ほど申し上げましたとおり、四百六十九件のうち現在まで行政措置で協力を受けておるのが御承知のように七十六件ということで、私どもとしてはまことに歎がゆい感じを持つておるわけございまして、こういう法律の事項としておきめいただければということで提案をいたしておるわけございますので、その辺のところよく御理解いただきたいと思うわけであります。

○井上(普)委員 行政措置できぬから法律でひとつやるのだとおきますが、二十三条の罰則はどうなつておるんですか。

○青木政府委員 二十三条の罰則は、届け出を出さなかつた場合には罰則がありますが、この指示に従わなかつた場合には、第三項にござりますように「前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができます。」ということでおきています。

○井上(普)委員 「公表することができる。」これにはまあ昔のさむらいでございましたならば、恥であつた、人に恥かせたといふことで切腹したようではございますけれども、近ごろは価値観の変動によりまして、どうもそういうことが考えられない。こんなことでできるとお考えになつておるんですか。

○青木政府委員 直接の罰則はございませんが、ここで公表するということのほかに、行政措置といたしましては、こういう指示をいたしましたことを金融機関に通知いたしまして、実質上金融機関のほうからの融資を制限するということが一ヵ月。それから、場合によりましては事前認可等の方法も使えるということございまして、あとは行政措置で実効を確保していくことなどございます。

○井上(普)委員 人が知らぬと思ってそんな答弁なさりなさんな。この閣議決定にも、あるいは閣

僚協議会決定にも、すべて金融措置に對しましては「大蔵省は金融機関に対し、建設省は建設業者に對し、それ所要の行政指導を行なうものとする。」といふことが書いてあるんですよ。あなた

おっしゃるようなことは、政令ではあがつてないんだですか。何でやるんです。行政措置であります。法律ができたからといって、これはできるしょうか。これはいまのと同じじゃないですか。あなたもそういう行政措置では効果があがつてしまふ。建設大臣は言われた。大臣、どうです。

いま答弁のよくなことで効果があると思いますか。

○龜岡國務大臣 この立法の精神によりまして、私は、行政措置でやりました以上に効果が期待できるものと、こう考えておる次第でござります。

○井上(普)委員 その根拠は。

○龜岡國務大臣 御承知のとおり、こういきびしい情勢になつてまいってきておりましても、いろいろと勧告なり要請なり、業界にいたしましても、なかなかそれがすなおに聞き入れてもらえないといふ情勢が現実にあるわけござります。そういう場合にはやはり一つの公権力をかりて、一言で申せば、そういうきびしい情勢を逆にあれしてみずから利得をはかるうといふに對しては、やはりきびしい態度で臨むべきであるといふよう立場で提案をいたしておることを御理解いただきたいと思うわけであります。

○井上(普)委員 はなはだ不満足であります。このようなことで時間とてはかないませんので、統して伺いますが、抑制対象建築物の工事計画は政策令で定める基準によつて抑制されるかいかがきめられるようになつております。ですが、一体この政策の基準はどういうようにしてつくられるのですか。先ほどおつしやつたとおりですか。ある

建物以外についての何か考え方があるよう伺いましたけれども、そのほかの延べ面積が五千平米以上のものについて報告させるというようなこと

でございまして、建築投資の閣議決定もしくは閣議協議会の決定と何ら一步も出ていないのであります。法律ができたからといって、これはできるものではない。昔から法は三章あれば足りるといふよなことをいわれております。法律をつくるのが能じやないのです。要是行政官厅の姿勢の問題なんですね。その姿勢が十分に行なわれてないからして行政措置もできないのであります。現に通産大臣の御所管であり、あるいは建築基準法の対象であるガソリンスタンドが、三千三百もともかくことははづくられようとしておる。ガソリンが少なくなつておるときに三千三百、また未着工分が千三百もある。これらに對して大臣、どういう処置を講ずるのですか。このほど、いま一たんは許可したけれども、承るところによると、市議会が全員で反対決議をしておる。あるいは住民が二千名以上も反対署名をして届け出があるというようになりますけれども、承るところによると、市議会が全員で反対決議をしておる。あるいは住民が一千五百もある。これらに對して大臣、どういう

対象であるガソリンスタンドが、三千三百もともかくことははづくられようとしておる。ガソリンタンドの建築確認といふことは行なわれない、こう考えてよろしくおきます。

○山形政府委員 若干不正確でございましたが、今週末をもつてその確認をやめるということになります。これは周知徹底の都合がござりますので、そういうことになつております。

○井上(普)委員 しかばねそれを厳重に守つていただきたい。特にガソリンスタンドといふのは、

先ほどおつしやられましたけれども、どうも大手の系列下に入つてしまつておる。たとえば丸善、たとえば共同、こちらが一〇〇%出資した会社がガソリンスタンドを経営しておる。しかもそれが非常に数多くなつてきておる。この事態を見ましても、一体石油会社が現在のこの石油危機をどう考えておるんだらうか。これを契機にしてひとつの機会をもろろみ、もうけをたくさんおるのであります。

○井上(普)委員 ガソリンスタンドにつきましては、本年千五百のワクをきめたわけござりますが、これはまだこういうO A P E C のカット等が

起る前であつたわけでござります。先ほど大臣から御答弁ありましたように、これは許可でございませんで、一応ワク組みを全体でつくるわけでござります。建設確認申請といふことがあるわけ

でございますが、それは自今全部ストップするこ

とになつております。

なお、いまの御質問の大手の系列かどうかといふことでございますが、ガソリンスタンドにつきましては、一応生産段階との直結をするのが当然でございまして、元売り十三社のそれぞれにつきましては、一応ワクを組むのが従来からの慣例でござります。

○井上(普)委員 それでは、今日以後ガソリン

タンドの建築確認といふことは行なわないのでござります。

○山形政府委員 若干不正確でございましたが、今週末をもつてその確認をやめるということになります。これは周知徹底の都合がござりますので、そういうことになつております。

○井上(普)委員 しかばねそれを厳重に守つていただきたい。

○井上(普)委員 はなはだ不満足であります。この政令の基準はどういうようにしてつくられるのですか。先ほどおつしやつたとおりですか。あ

る百ヵ所も建築許可をしておるようありますが、このうちで大手の系列下にあるガソリンスタンド

はいかほどあるのでしょうか。おわかりにならなければあとでけつこうでござります。

○山形政府委員 ガソリンスタンドにつきましては、本年千五百のワクをきめたわけござりますが、これはまだこういうO A P E C のカット等が

あります。

○井上(普)委員 まことにどうもばく然としたお話をございまして、福祉関係あるいは学校、公共施設等でございまして、福社会議でございます。

ちで建築資材を標準価格をつくる場合の範囲の中に入れておるのでござりますか。どうでございまですか。

○内田国務大臣 生活関連物資と国民経済に重要な基礎的な資材、こういうことになりますので、それぞれの品物によりまして両方の区分に入るのも多かるうと思います。たとえば二次製品と申しますが三次製品と申しますか、くぎとか丸棒といふものは生活関連資材として指定するか、あるいは国民経済の基礎物資として指定するか、いずれかの範囲で指定するものが多く出てこようと思います。

○井上(普)委員 そこで建設大臣にお伺いいたしたいと思うのです。といいますのは、先ほど公共事業につきまして、あなたのほうはスライド制を契約条項の中でやりなさいということを言われておりますね。そこで特に私はこの際に建設大臣にお伺いいたしたいのですが、その標準価格の決定がいかに必要だとしても、先ほどから言うように、標準価格を一体どういうふうに定めていくかというのは大きい問題であり、当然国会において審議されるべきであると思いませんけれども、この政令が出されていません。はなはだ遺憾に存ずるのであります。しかしながら、建築資材においても、この七条にきめています特定標準価格及び割り当ての必要が生ずるとすれば、それはどういふうな時期でどういふうな内容になつたときに考えられるか。当然これは建設大臣と経済企画庁とがお考えになることだろうと思いますが、どういふうことになった場合に考えられますか。

○亀岡国務大臣 御承知のように、今年二回ほど建設省において単価是正を行なつたわけでございます。さらに物価上昇の様相がストップしないといふような情勢になりまして放置できないというときには、これはどうしても御審議いただいておる法律の発動ということに相なるわけであります。そういう際におきましては標準価格をきめていかなければならぬわけですが、これはやはり関係各省と緊密なる連絡をとつた上で標準価

格をどういうふうにきめていくかということを決定していかなければならぬのではないかというふうに考えておるわけであります。

○井上(普)委員 たとえば、十二月の六日、です。建设資材価格の高騰に伴う工事請負契約書第二十条第六項等の適用について」という文書を建設省は出されておる。それによりますと、資材が大体二〇%以上になつた場合にはスライドをひとつやりなさいということになつておるようであります。その前の九月では、鉄鋼についてのみの通達も建設省は出されておるようであります。二〇%をめどとして考えていいですか。どうですか。

○高橋(弘)政府委員 いまの御質問の十二月六日の分につきましては、その資材のシェアが五%以上、それから価格の上昇率が二〇%以上というもとのについていまのスライド条項を適用するといふ基準をつくりまして指導いたした次第でござります。

○井上(普)委員 私がお伺いしておるのは、この安定法の二つの条項を適用しますかということであります。

○神島政府委員 安定法の第二条に標準価格の決定に関する要件が書いてございますが、これは二つの要件がございまして、一般的に「物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合」という、いわば外埠的な条件がござります。これは私ども、たとえCPIが何%というほどはつきりした基準はございませんが、どういふうな状態は、一般の例なんですねけれども、たとえば生産のやり方とかあるいは流通過程といふものが、非常に安いコストのものもあり非常に高いコストのものもあるといふうに、コストの分布状況のばらつきがひどい場合には技術的に非常にむずかしい問題がござります。そういう点もございますので、総合勘案して定めたいということでございます。

○井上(普)委員 それでは、鉄鋼のうちの小形丸鋼はどうなりますか。十九ミリ丸鋼の場合、すなわち昭和四十七年中には二万九千円から三万四五千円までで推移しております。それから四十八年の一月からは、これは不況カルテルと称してうまくことをやつたやつですが、四万三千円ぐら

上昇し又は上昇するおそれがあるとき」というのは、十数%ぐらいのものの価格が一年前に比べて上がつていれば、これは当然この標準価格を定めるべき物資として指定しなければいけないのでないかというふうに思います。

○井上(普)委員 まことに不満足であります。ある程度の数字が出てきました。物価が著しく上昇といふのは大体十数%の場合ということを言わされたわけであります。そうするならば、この鉄鋼、木材、セメント、骨材、コンクリート、こういうようなものは当然考えられるべき性質のものです。これはどうですか。

○小島政府委員 一応標準としては入つておると思いますが、それからもう一つ申し上げたことは、一年前に比べて非常に高い水準になりました。それがたとえば半年ぐらいた前に相当急騰して高水準になつて、最近の動きとしては比較的安定しているという場合は、これはやはり別途考慮しなければいけないものでないかと思います。それからもう一つは、そういうふうに、一年前と比べても高いし最近としてもやはり高騰しているといふようなものは、まつ気に考えなければいけないと思います。

○中曾根国務大臣 大体われわれいままで、灯油についてもプロパンにしても、指導価格をつくってまいりました。それで、指導価格というものはソーフトなもので、標準価格といふのもそれに近いよろこびます。いま局長から言われた基準では十分入ります。

○井上(普)委員 通産省どうです。原案をつくるお氣持ちはございませんか、これだけ上がつてゐるのだから。いままでの基準からいきますと、たゞいまの標準価格をひつ例にしてあなたの方の十九ミリの小形丸鋼を一つ例にしてあらわす。これが標準価格の決定のしかたといふものは、こゝに書き出し方をひとつ説明していただきたい。

○小島政府委員 私どもは、実は個々の物資について、企画庁が協議を受けることになつております。

○井上(普)委員 私どもは、実は個々の物資について、企画庁が協議を受けることになつております。

○小島政府委員 私どもは、実は個々の物資について、企画庁が協議を受けることになつております。

○井上(普)委員 通産省どうです。原案をつくるお氣持ちはございませんか、これだけ上がつてゐるのだから。いままでの基準からいきますと、たゞいまの標準価格をひつ例にしてあらわす。これが標準価格の決定のしかたといふものは、こゝに書き出し方をひとつ説明していただきたい。

○中曾根国務大臣 大体われわれいままで、灯油についてもプロパンにしても、指導価格をつくってまいりました。それで、指導価格といふものはソーフトなもので、標準価格といふのもそれに近いよろこびます。いま局長から言われた基準では十分入ります。

○井上(普)委員 通産省どうです。原案をつくるお氣持ちはございませんか、これだけ上がつてゐるのだから。いままでの基準からいきますと、たゞいまの標準価格をひつ例にしてあらわす。これが標準価格の決定のしかたといふものは、こゝに書き出し方をひとつ説明していただきたい。

○小島政府委員 私どもは、実は個々の物資について、企画庁が協議を受けることになつております。

○井上(普)委員 通産省どうです。原案をつくるお氣持ちはございませんか、これだけ上がつてゐるのだから。いままでの基準からいきますと、たゞいまの標準価格をひつ例にしてあらわす。これが標準価格の決定のしかたといふものは、こゝに書き出し方をひとつ説明していただきたい。

○中曾根国務大臣 大体われわれいままで、灯油についてもプロパンにしても、指導価格をつくってまいりました。それで、指導価格といふものはソーフトの

そういうような価格をきめるときには、ではどうしてきめたかといいますと、灯油にしても、あるいはプロパンガスにしても、趨勢を見ておりまして、これから石油が削減される、そういう場合に上げられていく危険性がある、そのやさきに躊躇を折るような意味で、実は精緻な原価計算をやつてやつておる余裕もないし、それには時間がかかり過ぎる、そういうような場合に、大体十月なら十月の価格を基準にして、上がる前の価格を基準にして、そしてその後でどういう変化がつけ加えられたか、それから将来の見通しはどういうふうになるであろうか、この価格を何ヵ月ぐらい維持するためには、その間にどういう変動が起こり得るであろうか、またこの価格をこういう程度でやるというためにはどういう国民経済に対する影響が出るであろうか、そういう要素を全部考えまして、そして人間の頭で有機的な判断をやって断を下してこれでいく、そういう形できめたのが正直言つて今度の凍結の実態で、小刀で細工して精緻にやるというよりも、なたでぶつ切つて、ともかくこの大勢を食い止める、そういうような思想に基づいてやつておるのであります。私は標準価格といふものは基本的には大体そういうものだらうと思うのです。

ただ一番大事なことは、もとになる、上がる前のときの値段をどういうふうに判定するかといふことが非常に大事になります。その上がる前の標準、スタンダードになるような価格の中には、生産原価といふものはやっぱり考え方されなければならぬ。われわれのはうの場合には、原油の公示価格といふものがあります。原油の公示価格から着荷が幾らぐらいになるだらうか。それで、精製、それから元売り、卸売り、販売といふ流通過程、そういうものを大体考えてみて、そしてこの程度ということを押えてやつたのが率直な内容の御説明であります。おそらく標準価格といふものそういう発想方法を基本にしてやるのではないか

と私は思います。

○井上(普)委員 中曾根大臣、価値ある挑戦なん

といふような、まことに華麗なるおことばを使わ

れる。華麗なるおことばを使われるけれども、いままでの標準価格、あなた方がつくった標準価格と

いうものは守られていますか。プロパンにいた

しましてもしかり、あるいはまたトイレットペー

パーにおいてもしかりです。華麗なるおことばに

よつて現在の物価高は鎮静できませんよ。いま

ソフトなやり方でひとつ標準価格といふものをや

りたい、こうおっしゃる。それには、価格をつく

るには市場機能あるいは流通のメカニズムなんと

いうことばをおっしゃられますけれども、事実、あなた方が直接携わっておられる小型丸鋼にいた

しましても、九月からこのように上がっておる。

セメントとしてもそうです。上がっておるので

す。ために一般住宅をつくるとする庶民大衆は困つておる。あるいはセメントにいたしまして、いま買ひ占めあるいは買ひだめが行なわれて

なかなか手に入りにくい、丸棒も手に入りにく

い、こういう事態になつておるのであります。そ

ういうふうな状況になつてくると思つておる。いままでによ

うな華麗なことばではこの物価の問題は解決でき

ないのです。私は時間がございませんので、これ

て質問したいと思いますが、ともかくもう少し真剣にお取り組みになり、そして小さいものが損をするようなことのないよう、正直な者こそ生

活に困らないような対策をひとつ早急に立てられ

るようには私は望む次第であります。

最後に申し上げますが、先ほど来申し上げまし

たが、この二法についての政令案が私どもに提示

されないことは、法理論から言いましても、法体

系から言いましてもはなはだ不都合なことであ

り、このようなことではわれわれも審議に応じか

ねるということを付言いたしまして、質問を終わ

ります。

○平林委員長 石田幸四郎君。

〔平林委員長退席、松浦(利)委員長代理着席〕

危機、当面これを解決するためには、何といつて

も適正な石油の需給関係を確立しなければならぬ

いと思うのでございますが、その意味におきまし

て、私は航空行政のことについてお伺いをいたし

たいと思います。

○石田(幸)委員 まず運輸大臣にお伺いいたしますが、大臣も御

存じのとおり、航空機燃料といふのは、いわゆる

原油の処理量からいきますと、相当大きなウエー

トを占めているわけでござります。すなわち、

ジェット燃料として販売もしくは輸出をされた量

といいますのは、四十七年度の数字でござります

けれども三百六十四万キロリットル。この原油の

処理量を見ますと、一・六%という大きなウエー

トを占めているわけでござりますので、これの節

約い込んでおりましては、非常に需給関係がまた

他のところで緩和されるというような、そういう

状況になつてくると思うのでござります。そ

ういった意味におきまして、各航空会社に対してど

うお伺いをしたいと思います。

○徳永国務大臣 お詫のよう、航空燃料はたいへんこの部門において大きな消費をやつておるわ

けでござります。したがいまして、当面の危機に

対しまして、まず、観光とか、あるいはレジャーと

か、そういうものについてはもう極力これを回避

してもららう、あるいは観光旅行等に対するチャ

ターミの仕立て等については話しあつてこれをや

めてもらうとか、あるいは今後の引き受け方につ

いてはこれを中止してもららう、そういうような指

導もやつております。また、その他外国の航空機

一千分の一を節約するということになるわけでござ

りますので、もつときびしいそういうような行政

措置が必要なのではないか、こういろいろに思う

わけです。

そこで、大臣も御存じのとおり、たとえば日航

の場合におきまして外国から給油制限を受けてお

る。ロンドンにおいて、ローマにおいて、アテネ

してもたいへんな足を持つておるわけでございま

す。いまやこれは公共機関的な様相が出てきてい

るわけでございます。したがいまして、この燃料

確保についても、ただいまのところ、いま直ちに

問題はないと思いますけれども、しかし燃料の問

題については、いまにこの問題が起きることはも

う必ずござりますから、そういう面からも十分

行政指導を行なつておる次第でござります。

○石田(幸)委員 大臣のお話でござりますけれど

も、いわゆる観光方面を極力抑制するようとにと

う小さなお答えをいたいたわけでござりますけ

れども、しかし、このエネルギー危機につきまし

ては、日本よりもアメリカのほうがはるかにゆる

やかでござります。日本の場合は実に九九%のエ

ネルギーを外国に依存をしているわけでございま

すから、当然きびしいこういつた抑制措置が講じ

られなければならないと思うのでござります。ま

あアメリカにおきましては、いわゆるエネルギー

危機によりまして、産業界のレイオフが盛んに行

なわれておる。特にこの航空機関係におきまして

は、ユナイテッド・エアラインにおいては、来年

一月からパイロット三百人を含む千人、あるいは

またアメリカン・エアラインにおいてはパイロッ

ト二百十四人のレイオフを決定している。そういう

ようなことは軒並み対策として行なわれておる

わけでござります。

そういうようやかな観点から見ますれば、当然この

航空業界に対しましても、単に観光旅行を取りや

めてもらいたいというような、そういうような精

神的な行政ではなくして、やはり全体の石油の

バランスを考える意味におきまして、現在の

ジェット燃料一〇%を節約できても、實に全体の

千分の一を節約するということになるわけでござ

りますので、もつときびしいそういうような行政

措置が必要なのではないか、こういろいろに思う

わけです。

において、あるいはカイロ、カラチ、ホノルル、

サンフランシスコあるいはマニラ、そういうたと

ころにおきまして、軒並み二〇%—三〇%カット

を受けているわけでございましょう。そういう状

況を見ますれば、では一体、日本のそういう航空

業界に対しても、あるいは外国の来日をした航空機

に対してどういふような処置をしていらっしゃる

のか、明快な御答弁をお願いしたいと思います。

○徳永国務大臣 ただいまのところ行政指導範囲

を出ておりませんが、いま航空会社に対しまして

も十分私ども、先生のおっしゃるような意思が反

映するような話し合いを——話し合いと申します

か、注意を与えておる次第でございます。

○石田(幸)委員 運輸省から各航空会社に対し

て、使用節減についての要請書が出ておるわけで

ございますが、これによりますれば、当分の間、

毎月の運航実績及び燃料類の使用実績を翌月十日

までに当局あてに報告すること、こういうような

ことがいわれておるわけでござりますけれども、

これは今月の十日という意味ですか、それとも一

月からという意味でござりますか。

○寺井政府委員 今月の十日現在ということでござります。

○石田(幸)委員 今月からといふことでございま

すので、この使用実績といふものは、そうします

とすでに報告は来ておりますか。来ております

れば、いま直ちにここで、時間もありませんから、

その実績を発表していただきといたいと思いま

ど資料でいただきたいと思いますが、来ておるか

来ていないか、それだけの問題をまずお答えいた

だときたいと思います。

○寺井政府委員 ただいま現在、まだ完全に集

まっておりません。

○石田(幸)委員 運輸大臣、そういうような状況

で、どうも運輸省のそういう航空業界に対する

行政が手ぬるいのではないか。これだけのピンチ

を迎えておる日本経済でございますので、早急に

適正な需給関係を確立しなければならぬわけでござりますから、もう少し嚴重な姿勢で臨んでいた

だときたいと思うわけです。

それから、通産大臣にお伺いいたしますけれども、先ほど申しましたように、ジェット燃料だけでも一〇%節約すれば、数字の上からいきましては、まさに全原油量の〇・一%節約できるというようなことで、特に航空機燃料税の徴収というようなところに原因があるようござります。また、南西航空につきましては、これは沖縄の復帰に伴いまして、四十八年から新しい税金が賦課されるようになります。こういう航空業界に対して、石油の供給量についてどのような考え方を持っていらっしゃるのか、お答えをいただきたいと思います。

○中曾根国務大臣 大衆交通手段、運輸関係といふものは、われわれが優先配当すべき分野と心得ておりますが、それもレジャーとか観光用のものとくるようなる理由もあるようございません。しかし、いまその申請に対しまして、妥当性があるのかどうかといふことを、いろいろな資料をもって検討しておりますが、近く運輸審議会にて、航空機のように大量に油を消費する分野においては、できるだけそういうレジャーとか観光とかいうものは削減していただいて、必要不可欠のものに限定していただきたい、そういうように思っています。外国ではかなり思い切ったカットをやつております。外國ではありますけれども、日本も負けないようにお願いいたしたいと思っております。

○石田(幸)委員 その問題はそのくらいにいたしまして、ついでございますが、運輸大臣にお伺いいたしたいのです。いま各航空業界から運賃の改定が申請をされております。前期の売り上げ実績、収入実績を見ますと、非常に増大をいたしておるわけでござります。全日空の場合は、前年同期より見ますれば百六十七億増加しております。日航も前年同期から見ますれば五十七億、約五十八億近くの伸びを示しております。公害に立っておりますか。

○小島政府委員 まだ運輸省のほうから合意議が来ておりませんので、その段階で慎重に検討いたしたいと思っております。

○石田(幸)委員 経企庁長官がお見えにならぬようですが、小島局長に伺いますが、この航空運賃上げについて、経企庁としてははどういうようなお考えに立っておりますか。

○石田(幸)委員 型どおりのお話でございましては、はなはだ不満でござります。しかし、やはり経企庁としての、こういうものに対する基本的な考え方とというのがあるはずでございましょう。運賃ははなはだ不満でござります。しかし、やはり経企庁としての、こういうものに対する基本的な考え方とといふのがあるはずでございましょう。運輸省から申請がなければ考えないといふようなことでは、この緊急状態に対処することはできないのではないか。まあ御答弁がないようございませんので、この問題はまた次の機会に譲りたいと思います。

そこで、通産大臣に次の問題でお伺いをするわけですが、きょうの新聞によりますれば、電気事業連合会の調査によりまして、火力発電所で使っている燃料のうち、硫黄分の少ないナフサと原油の不足が目立ってきた、こういふような問題が起こっております。そういうなかにおきまして、これらの料金といふものは当然凍結されてしまふべきではないか、こういふふうに私は思ってかかるべきではないか、ございますけれども、これに対する御意見

を承りたいと思います。

○中曾根国務大臣 公害に関する規制は、法律で定められたものは守つていいつもりであります。苦しい状況ではありますけれども、日本の稠密度といふものは、アメリカと違いまして格段の大きな問題を新たに発生せざるを得ない、こういふふうに私たちを見ておるわけでございますけれども、これについてどういうようなお考えをお持ちでござりますか。

○石田(幸)委員 そうしますと、原発のなまづき、四十五年におきましては七百二十四万キロリットル、四十六年度から一千百万キロリットル

というふうにだんだんと急速な伸びを示しているわけでござりますけれども、この原油のなまだきについては今後鎮静をするものである、下降線をたどるものであるというふうに解釈してよろしいでしようか。

○山形政府委員 お答え申し上げます。

原油は、結局環境問題との関係で、低サルファーということでたいておるわけでござります。われわれは、先生の御指摘のとおり、原油は精製して製品にすることが非常に合理的であるわけでござりますけれども、現在の電力業界の排煙脱硫の問題が進んでおりません。これは技術問題もござりますし、立地問題もござります。したがいまして、これを来年度以降大幅に促進することを前提に、それとの関連で原油のなまだきといふものは漸減することを期待しておるわけでござります。

○石田(幸)委員 それでは次の問題に移りまして、農林大臣にお伺いをいたします。先ほど来農林漁業に対する燃料の確保と云ふことが非常に話題になつておるわけでござります。先ほどのいろいろな質疑を開いておりました、七日に県でその燃料のあつせん所を石商関係につくる、こういうよろんなお話を通産省から示されたわけでござりますけれども、私はそれだけでは非常に満足できません。と申しますのは、漁業関係は、御存じのとおり、ほとんどこれは零細企業といふ状況でござります。したがって、そういうふうなことを申入れていただきましたものに対しても、市町村長ももちろんこれに参画をしていただいて、そしてその苦情処理、つまり苦情といいますか、こういうことで要望があるといふふうなことがあります。そこで、市町村長ももちろんこれを申入れていただきましたものに対しても、早急に手配をしておるわけであります。

【松浦(利)委員長代理退席 平林委員長着席】
そこで、市町村長ももちろんこれに参画をしていただいて、そしてその苦情処理、つまり苦情といいますか、こういうことで要望があるといふふうなことを申入れていただきましたものに対しても、早急に手配をしておるわけであります。

○石田(幸)委員 運輸大臣にお伺いいたしますが、本日連合審査が行なわれておるわけでござりますけれども、その最中におきましても、私は名古屋出身なんだとござりますけれども、市場関係の方からいろいろな希望がどんどん来ております。とにかくもう野菜が入ってこない、野菜を集めなければならぬ、へたをすればペニックの状況に

お考えになつていらっしゃるのか。たとえば、今まで漁協関係におきましても、必要量の約四〇%程度はそういうところを通して購入をしておられるようあります。そういうような関係を含めて、その具体的な今後の流通の問題をどういうふうに農林省として確保なさるようには通産省と御相談をしていらっしゃるのか、お答えをいただきたいと思います。

○倉石国務大臣 御心配いたしておりますよう

に、やはり農林漁業といふのは非常にこまかくて間口の広いものございまして、いまは漁業のお話をいたいたわけであります。私が先ほどお話を申し上げましたように、農林及び漁業たてまえを申し上げましたように、農林及び漁業を含めて所要量というものはもうすでにいままで実績から明らかになつております。そこで、それを基づいて通産当局と十分な御連絡をすることにして、いまやつておるわけであります。現況も十分當省においては把握しております。そこで、それをもとに、先ほどもお答えいたしましたように、各県にあっては、たとえばいままでの実績を示せば、どちらかといえば小企業の方が多いわけでござりますので、たとえばいままでの実績を示せば、それをあつせん所へ持つていけば、その分の何割減はあるかも知れないけれども、必ずこのぐらいの量は確保できるのだということに一体なります。

○徳永国務大臣 言れに迫りまして、生活必需物資の輸送は確かにお説のような面があると思います。私どもいたしましては、緊急輸送の計画も一応立つて、通産、農林両省にもいろいろ御相談をしておるところでございますが、ただいま先生が御指摘になりましたような問題等につきましては、ただいまのところ、この業者間と申します一応立つて、通産、農林両省にもいろいろ御相談をしておるところでございますが、たとえば私は生鮮食料品の確保があるだろうと思うのです。したがって、ある程度の供給量がどうしても確保されなければならないという問題の一つに、私は生鮮食料品の確保があるだろうと思うのです。そのための運搬ということになりますれば、これは非常に大事な問題でござります。まあ県にあつせん所が十七日から開設といふことになりますので、ぜひひとつお答えをいただきたいと思います。

○石田(幸)委員 運輸大臣にお伺いいたしますが、本日連合審査が行なわれておるわけでござりますけれども、その最中におきましても、私は名古屋出身なんだとござりますけれども、市場関係の方からいろいろな希望がどんどん来ております。とにかくもう野菜が入ってこない、野菜を集めなければならぬ、へたをすればペニックの状況に

なるのじやないかといふようなことが、きびしいましても、スタンダード二十四時間勤務をやつていただきませんと、夜間の給油とか、そういうものができないわけございまして、日曜、土曜はもともと、実際に特に東京、大阪、東京近郊の横浜もありましょけれども、そういう大きな都会にお入りましては、この生鮮食料が入つてこない、どういうふうに農林省として確保なさるようには通産省と御相談をしていらっしゃるのか、お答えをいただきたいと思います。

○石田(幸)委員 通産大臣にお伺いいたしますが、こういいうような大都会におきまます生鮮食料品がどこかで欠落をしてしまう、それから緊急手配をするといつても、これはそういう国民感情として不安心理といふものは定着をしてしまいます。したがって、ある程度の供給量がどうしても確保されなければならないといふ問題の一つに、私は生鮮食料品の確保があるだろうと思うのです。そのための運搬といふことになりますれば、これは非常に大事な問題でござります。まあ県にあつせん所が十七日から開設といふことになりますけれども、やはりそういうような社会不安が起ころるものかもしれないといふ状況を考えてみたときには明確に出さなければ、ほんとうに混乱が起ころるのではないかと私は思うのです。そういうふうにお考えはございませんか。

○中曾根国務大臣 そういう考え方にして、一般的の手配を進めています。特に野菜、魚——魚のようないわゆる野菜が入つてこない、野菜を集めなければならぬ、へたをすればペニックの状況にまうし、鮮度が落ちるものでもあります。そういう点もよく注意いたしまして、農林省とも緊密な連絡をして油の配当には遺憾なきを期するようになつたあつせん所開設にあたつての指示といふものはいつごろ行なわれるのか、明確に示すわけに

はいかぬでしようか。

○中曾根國務大臣 その指示はもうすでにありますて、通産局長を主にする地方の対策本部が中心になつて運輸省あるいは農林省と連携をとつて、先ほど倉石大臣からお話がありましたように機宜の措置をとり得るよう指示してあります。あつせん所は月曜日から開かれることになります。

○石田(幸)委員 おことばを返して恐縮でございますけれども、そういたしますと、十七日開設後、まあ当日とは言いませんけれども、直ちにそういうものが各地方におきましては話し合いができる、大体適正量が確保できる、こういう状況になつておると理解してよろしいでしようか。

○中曾根國務大臣 けつこうであります。

○石田(幸)委員 それでは次の問題に移りたいと

思います。
通産大臣にお伺いをいたしますが、今日の経済危機の最大の原因是、石油の需給関係の確立がなかなかめどがつかないところにあるわけございまますけれども、すでに石油問題から発展をいたしまして、資源全体の見直しをしなければならぬということはもう既定の事実でございます。そういう意味におきまして、たとえば資源の浪費節約を来年度においては明確な御指示をしなければならないのじやないか、こういうようなことを考えられるわけでございます。

そういう意味におきまして、一つの例をあげてみますと、カラーテレビ、ある会社の十九型カラーテレビは、四十年度から四十七年度に至るまでに四十六回のモデルチェンジが行なわれておるわけでございます。そのうち消費者に実質的な効用のあるものは四十四年に行なわれました全自動化とトランジスタ化だけであった、こういうようないふらなモデルチェンジが他にもひんぱんに行なわれているわけでございます。小型自動車のモーテルチェンジの回数といふものを調べてみまして

も、三十九年度から四十年度に至るまで実に二十九件。顕著な例をあげますと、四十七年度の六回、四八年度に六回、こういうふうになつておるわけでございます。

さらに、データを申し上げますと、こういった自動車について六年以上使用している車の状況を調べてみると、イギリスにおきましては五六%ぐらいたが六年以上使用しております。アメリカですらも三八・六%いわゆる三分の一以上のがかなり長期にわたって使用されておりま

す。日本においてはわずかに一二・一%でござりますから、いかにこういった鉄資源を浪費しているかということが明確にわかると思うでござります。また、モデルチェンジ一回をやるのには約四億円の費用がかかるといわれておりますから、費用の面から考えてみても非常に膨大な費用がかっている、むづづかしいが行なわれているというふうに見ざるを得ないでございます。

そういう意味におきまして、資源の浪費節減対策というものを明年度明確に打ち出される考えはないとどうか。極端に言えば、モデルチェンジを一案でございますけれども三年に一度ぐらいいにしてしまえといふぐらいいの思い切った対策がないければ、資源を確保することは非常にむずかしい。さらには、御存じのとおり使い捨て商品が多いわけでございます。富士山の登山をしてみれば、こういうことで新聞等によく書かれておりますけれども、アルミがんに入りましたジースがある。そのかんはそのまま捨てられればなし、あるいは東京都におきますごみの焼却のうち約四〇%は新聞紙であるといふようなことをいわれておるわけでございます。そのうち消費者に実質的な効用のあるものは四十四年に行なわれました全自動化とトランジスタ化だけであった、こういうようないふらなモデルチェンジが他にもひんぱんに行なわれているわけでございます。小型自動車のモーテルチェンジの回数といふものを調べてみまして

持つていらつしやるか、できるだけ具体的にお示しをいただきたいと思います。

○中曾根國務大臣 石田さんのお考えには全く感でございます。それで、いま御指摘になりました家電あるいは自動車のモデルチェンジ等があまりにも激しい、目に余るものがありますから、十月ごろでありますか、業界に対して、モデル

チェンジを抑制するように、モデルチェンジをやる場合は、公害防除のためとか、あるいは新しい発明が行なわれた、そういう場合に限つてモデルチェンジというものは考えるべきで、流行をそぞろようなモデルチェンジはやめるように、そういうことを業界に対して指示いたしまして協力を求めて、業界も協力するといふことになつております。

それで、一番大事なことは、これだけの資源を使つている国でございますから、それを回収する必要がある、これはお説のとおりです。新聞紙等にいたしましても、故紙回収ということが進みますと、トイレットペーパーなんかほとんど故紙でできておるわけであります。でありますから、トイレットペーパーの値段も安くなりますし、需給に不便を感じるようなこともなくなる。日本はわりあいに故紙の回収は比率はいい国になつております。なつておりますけれども、まだまだ十分ではございません。そこで来年度通産省の政策といつてしまして、故紙回収のセンター等をつくつて、各都道府県に対しても積極的に故紙回収を行なう。やはり紙を持つてきてくださいといつてためおく場所が必要らしいのですね。そういうような場所をつくつたり、あるいは回収のための自動車の手配——われわれの中で考えておるのは清掃車のうしろに一台何かくつつけたらどうだとか、いろいろそういう案も考えておるようですが、あわせて来年度そういうような方向にいかなければならぬのじやないか。品種別の資源回収等時代に入つておるわけでございますので、石油問題といふような問題も当然これは生産者に義務づけるといふような措置を講じていかなければならぬと思ひますけれども、どういうようなお考えを

やり得るといふうにお考えになつておるか、あるいは恒久的なそういう資源節約というような立場からのお考えがあつて法的な規制をしなければなりませんけれども、しかしそういう資源の回収があまり思わしくいかないという場合には、将来は立法措置も考慮しなければならぬことがあるかもしれません。それがなならないのかとお考えになつておられるのか、こち邊の問題はいかがでございましょうか。

○中曾根國務大臣 いまのところ立法する考えはございませんけれども、しかしそういう資源の回収があまり思わしくいかないという場合には、将来は立法措置も考慮しなければならぬことがあるかもしれません。それがなならないのかとお考えになつておられるのか、こち邊の問題はいかがでございましょうか。

○中曾根國務大臣 時間もありませんので次の問題に移りたいと思います。

○石田(幸)委員 時間もありませんので次問題に移りたいと思います。

○石田(幸)委員 この問題につきましては、大臣

が審議をされておるわけでございますけれども、いわゆる投機防止法、これはもうすでに施行されていますけれども、埼玉県は、今月の五日経金府長官あてに法改正の要請をしている。その内容は、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の一部を改正して、同法の第三条の調査権、第四条の勧告及び公表権及び第五条の立ち入り調査権、これらの権限を地方公共団体に委任をしてもらいたい、こういう要請がたしかめして、故紙回収のセンター等をつくつて、各都道府県に対しても積極的に故紙回収を行なう。やはり紙を持つてきてくださいといつてためおく場所が必要らしいのですね。そういうような場所をつくつたり、あるいは回収のための自動車の手配——われわれの中で考えておるのは清掃車のうしろに一台何かくつつけたらどうだとか、いろいろそういう案も考えておるようですが、あわせて来年度そういうような方向にいかなければならぬのじやないか。品種別の資源回収等といふような問題も当然これは生産者に義務づけるといふような措置を講じていかなければならぬと思ひますけれども、まず一つは、この投機防止法に對しての県知事の要請についてどうお考えであるか。それから、いわゆる生活安定法にあるところの、政令で権限を委譲することになつておりますけれども、その具体的な内容はど

これを伺いました。

○内田國務大臣 お尋ねの充借しき緊急措置法のほうの権限と、それから国民生活安定緊急措置法における権限と、実はお尋ねのとおり二つござります。でございますが、従来は、充借しき緊急措置法のほうは中央官庁の公務員しか権限がございませんでしたが、今度それを改正いたしますので、その改正後の買占め防止法の権限は極力地方公共団体に委譲いたしますとともに、国民生活安定緊急措置法の権限も、同趣旨によりまして、できる限り消費者に密着する地方公共団体に委託することが私は現状に即すると考えまして、その方向で処理をいたしたいと思います。

ただ、課徴金の徵収でありますとか、法令上、会計法のたてまえ上、どうしても委任ができないものは別でございますが、そうでないものはいま申し上げたとおりでござります。

○石田(幸)委員 埼玉県はかなり具体的におっしゃつておるわけでございまして、それではお答えにならないわけでござります。これは時間があまりませんからほかの委員会また詰めるといたしまして、自治大臣は、まず投機防止法に対する三条の調査権、第四条の勧告及び公表権及び第五条の立ち入り調査権、この権限を地方は与えてもらいたい、こういうふうに言つておるわけでございまますけれども、具体的なそういう提起に対し、大臣は、これは妥当であるとお考へになるか、あるいはちょっと行き過ぎで、もう少し狭めなけれども、現状にお考へになつていらっしゃるのか、具体的にお伺いをいたします。

○町村國務大臣 一法案のうちで、ただいま御指摘になりましたような権限を地方公共団体に委任をすることについてのお尋ねでございましたが、こういった仕事は従来地方公共団体はあまりいたしておりません。したがつて、必ずしもなじまないのでございますけれども、この法律が出来まして、これらの実効を期するということになりますれば、現状におきましては、やはり地方公共団体にこの権限を委任するという以外に道がないので

はないか、かように考へまして、地方公共団体に受け入れさせるように今後措置をしてまいりた

い、かように考えております。

○石田(幸)委員 私はそういう概念規定を伺つておるのであります。たとえば立ち入り調査権、第四条の勧告及び公表権等について権限を与えてもらいたいと地方は言つておるわけでですから、それに対する具体的なお答えをいただきたい、こう要求を申し上げております。

もう一点追加で申し上げますけれども、小売り段階を調査する段階においては、地方においても十分できるでしょうけれども、やはり原因究明をしていきますと、県を乗り越えて調査をしなければならないような状況が起つてくるわけです。たとえば今度のトレイルペーパーなんかの問題は、そういうような静岡県におきますいわゆる生産会社が集中しているというような問題もございまして、県を越えてそういうような調査権を、ぜひとも地方に委任してもらいたいというようなことを副知事もおっしゃつておりました。そういう具具体的な問題のお答えをいただきたいと私はお願ひをしておるわけでございます。

○小島政府委員 県内の調査権、立ち入り検査権等は都道府県知事に御委任をお願いしたいというふうに考えておりますが、県をまたがるものにつきましては、やはり物資所管官庁の地方支分部局においておるわけでございます。

○平林委員長 山本弥之助君。
○山本(弥)委員 私は、地方公共団体の立場に立ちまして、両法案につきまして御質問いたしました。まず第一点といたしまして、通産大臣にお尋ねいたしますが、今日地方公共団体は、地域住民の生活の安定のために、ことに生活関連施設の充実だとか、あるいは社会福祉の充実につきまして努力をいたしてまいつておるわけであります。したがいまして、現在の石油の危機的状態におきましては、やはり都道府県の間にアンバランスがあることは、やはり公官交通バス、さらには消防、救急車の運行、こういった地域住民に密接に関連のある施設など、やはり都道府県の間にアンバランスがあるのですと、やはり都道府県の間にアンバランスがある石油の確保につきましては、地域住民のために生きるために重要な状況にあらうかと思うのであります。がいまして、現在の石油の危機的状態におきましては、整備いたしましたところの上下水道、病院あるいは公官交通バス、さらには消防、救急車の運送でも困りますので、ある程度本省に留保することになるのではないかというふうに思つております。

○中曾根國務大臣 いまお示しになりました各項目は、清掃とか屎尿処理とか、あるいは火葬場等も含めまして、優先確保をやるように指示しております。しかし、われわれも責任をもつてやりたいと思います。

○山本(弥)委員 この問題は、ただいま大臣の御答弁によりまして、それを信頼いたしまして終わらざりたいと思います。また、他の方からも十分それぞれ具体的な問題につきましての質問があり、また今後もあるうかと思ひますので、この問題はこれで打ち切りたいと思います。

次に、この二つの法案に関連いたしまして、それぞれの条文におきましては第十六条、国民生活安定緊急措置法につきましては第三十条におきましては万全の体制をとつていただけるものと信ずるところでございますが、この点につきましてお伺いしたいと思います。

最近は、広域的に施設が拡大をいたしておられます。これらの中にも指定物資をして標準価格をきめていくわけでしょう。一体両方に立ち入り調査権等の権限が地方自治体も与えられるのです。

か。元充り業界のほうに対しても立ち入り調査権は与えられますか。

○小島政府委員 同様に、県内のものにつきましては、なるべくそういうふうに処置いたしたいと思っております。

○石田(幸)委員 それでは、法案の問題につきましては、また物価の委員会で十分各大臣においていただいて詰めることといたしますが、いずれにしても、先ほど来いろいろ審議されておりますよう、この法案については政令にゆだねることが非常に多い。しかも、その内容が非常に不鮮明であります。しかし、こうやって一つ一つ詰めていけば、多少なりとも見解が出てくるわけでございますから、もう少し具体的なそういう政令の内容等もお示しを願つて、全体の審議に協力するようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○平林委員長 山本弥之助君。
○山本(弥)委員 私は、地方公共団体の立場に立ちまして、両法案につきまして御質問いたしました。まず第一点といたしまして、通産大臣にお尋ねいたしますが、今日地方公共団体は、地域住民の生活の安定のために、ことに生活関連施設の充実だとか、あるいは社会福祉の充実につきまして努力をいたしてまいつておるわけであります。したがいまして、現在の石油の危機的状態におきましては、整備いたしましたところの上下水道、病院あるいは公官交通バス、さらには消防、救急車の運送でも困りますので、ある程度本省に留保することになるのではないかというふうに思つております。

○中曾根國務大臣 いまお示しになりました各項目は、清掃とか屎尿処理とか、あるいは火葬場等も含めまして、優先確保をやるように指示しております。しかし、われわれも責任をもつてやりたいと思います。

○山本(弥)委員 この問題は、ただいま大臣の御答弁によりまして、それを信頼いたしまして終わらざりたいと思います。また、他の方からも十分それぞれ具体的な問題につきましての質問があり、また今後もあるうかと思ひますので、この問題はこれで打ち切りたいと思います。

次に、この二つの法案に関連いたしまして、それぞれの条文におきましては第十六条、国民生活安定緊急措置法につきましては第三十条におきましては万全の体制をとつていただけるものと信ずるということになつております。すでにこの法案は非常に政府としても急がれておるわけであります。が、これらの権限を地方公共団体にどういうふうに委任されるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

で、たとえばごみの焼却にいたしましても、ある村がそれぞれこれらの施設を広域的に利用するといたしました広域団地の燃料確保の問題、暖房の確保の問題というようなことが、地方公共団体の施設推進と逆行するような結果になると思います。

○石田(幸)委員 それでは、法案の問題につきましては、また物価の委員会で十分各大臣においていただいて詰めることといたしますが、いずれにしても、先ほど来いろいろ審議されておりますよう、この法案については政令にゆだねることが非常に多い。しかも、その内容が非常に不鮮明であります。しかし、こうやって一つ一つ詰めていけば、多少なりとも見解が出てくるわけでございますから、もう少し具体的なそういう政令の内容等もお示しを願つて、全体の審議に協力するようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○平林委員長 山本弥之助君。
○山本(弥)委員 私は、地方公共団体の立場に立ちまして、両法案につきまして御質問いたしました。まず第一点といたしまして、通産大臣にお尋ねいたしますが、今日地方公共団体は、地域住民の生活の安定のために、ことに生活関連施設の充実だとか、あるいは社会福祉の充実につきまして努力をいたしてまいつておるわけであります。したがいまして、現在の石油の危機的状態におきましては、整備いたしましたところの上下水道、病院あるいは公官交通バス、さらには消防、救急車の運送でも困りますので、ある程度本省に留保することになるのではないかというふうに思つております。

○中曾根國務大臣 いまお示しになりました各項目は、清掃とか屎尿処理とか、あるいは火葬場等も含めまして、優先確保をやるように指示しております。しかし、われわれも責任をもつてやりたいと思います。

○山本(弥)委員 この問題は、ただいま大臣の御答弁によりまして、それを信頼いたしまして終わらざりたいと思います。また、他の方からも十分それぞれ具体的な問題につきましての質問があり、また今後もあるうかと思ひますので、この問題はこれで打ち切りたいと思います。

次に、この二つの法案に関連いたしまして、それぞれの条文におきましては第十六条、国民生活安定緊急措置法につきましては第三十条におきましては万全の体制をとつていただけるものと信ずるということになつております。すでにこの法案は非常に政府としても急がれておるわけであります。が、これらの権限を地方公共団体にどういうふうに委任されるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○山形政府委員 石油需給法のほうの関係について申し上げますと、これはまだ成案を得ておりませんけれども、石油の法律は二段階に分かれておりまして、一段階のほうは行政指導でございまして、行政指導的なものを法文化しておるわけでございますが、全体のねらいが産業面の、どちらかといいますと大きなところをねらつてやっていくような形になつておりますので、これは大体中央官庁でフォローできるのではないかとわれわれは考えております。万が一、十一条の個別の強い規制に入るような場合には、割り当てとか配給とか、そういうことが当然考へられるわけでございましょうが、この辺の段階に入りますと非常に事務が多くなりまして、かつチェックする可能性も非常に多くなりりますので、地方公共団体に一部を委任する必要が出てこようかと思ひます。

しかし、この委任をする場合におきましても、その運用につきまして恣意に流れ、かつてに行なわれるようなことはいけませんと思ひますので、その場合にはルールをはつきりさせまして委任する必要があらうかと考えておるわけであります。

○小島政府委員 生活安定法案のほうの委任に関する政令につきましては現在各省庁で詰めておりまして、もうちょっと時間がかかるのでございますけれども、現在考えられております方向を申し上げますと、都道府県内のものにつきましてでございますが、一つはやはり標準価格順守のための指示、公表、それから特定標準価格が設定された場合におきます課徴金の納付命令及び徴収、それから三番目に一般的な報告徵取、立ち入り検査、それから四番目が物資の割り当て、配給、これは二十五条の最後の場合でござりますけれども、それから五番目に、先ほどお話を出ました買占め等防止法におきます売り渡しの指示あるいは立ち入り検査、それから一番最初の段階いたしまして的一般的な調査権、これらのものについて都道府県知事に委任いたしたいと考えておるわけでござい

と、石油需給適正化法案につきましては、ただいまのところ、地方公共団体の長に委任する問題は当面発生しないといふように了解できると思うのであります。が、国民生活安定緊急措置法案におきましては、五条、六条あるいは課徴金の徴収、立ち入り検査といふような問題につきまして地方公共団体の長に委任するというふうなお考えのようになりますが、どうぞざいますか。

○小島政府委員 さようでございます。

○山本(弥)委員 この地方公共団体の委任につきまして、自治大臣といいますか、自治省におきましては十分了承しておられるわけでございましょう。地方公共団体は、国との事務の配分につきましては、あるいは共同で責任を持つ事務につきましては、その配分を明確にし、また責任の所在を明らかにして適正な財源の配分ということは多年要望しておりますとござります。今まで地方公共団体は、いろいろな意味におきまして、国の安易な委任によりまして、事務の処理をしてまつておるわけであります。そのことは直ちにその地域の必要に応じた行政事務にこたえ得ないといふ現状に当面しておるのが現状でございます。

皆さま方御承知のとおり、土地の問題にいたしましても、総理大臣の姿勢いかんによりましては、各地域が将来の公共用施設あるいは都市計画の遂行上必要な施設が大商社、大不動産業者によつて買いつぶされ、これの防戦に追われておるというよろくな実態が出てまいり、またこういった物価高騰によりまして地域住民の生活を脅かすような事態になりますと、それらの問題はすべて市町村当局あるいは県当局といふことにしわ寄せになるわけであります。この点につきまして私は十分主務官庁との間に打ち合わせをいたしまして、権限委任を受けるなら権限委任を受ける、無理な要求に対しても、この程度が地域の住民の意思に沿つたやり方であるということをはつきりさせて権限委任を受けるべきである。先ほどちょっと経営企画のほうからの御答弁でございましたが、放恣に流れても事務の運行に支障を来たしてはいかない

ので、厳重なるルールをきめていきたいというような御答弁がありました。私もこれらの問題が全国画一に行なわれることが妥当であるというふうには考えておりますが、いまの御答弁を聞いておりますと、地方を信用しない、地方の実態を十分把握しない中央官庁が、地方の実情に沿うた行政を十分理解していないというふうにも受け取れるような答弁であろうかと思います。この点は、自治大臣から地方公共団体の長に権限を委任するといふ場合、地方公共団体の立場に立つての話し合いを、法施行以前に十分尽くしておかなければなるまいと思うのであります。御意見いかがでございましようか。

○町村国務大臣 今度の一法案に関する権限を地方公共団体に委任をするという問題につきましては、ただいま山本議員も御指摘になりましたが、今日までこういった事務をやつていなかつたわけでございます。これを新たに付加をするということなんだとございますから、そういう点については、やはり地方団体としてできないことまでお引き受けするわけにはいかないという基本的な考えに私どもは立っておりますし、また現状におきまして、地方公共団体に委任をする以外に道がないといふ、今日の行政機関と申しましょうが、そういったもの的情勢から考えまして、私どもは最小限度のものはお引き受けをしなければならない。しかし、その場合におきましても、地方の負担になるといふようなことは一切ないようになります。経費その他の点につきましてはことごとく國のほうで負担をしていただくという点については、いま関係省と十分話し合いをいたしております。

○山本(跡)委員 ただいま自治大臣から御答弁ありましたように、地方公共団体といたしましては、物価の抑制問題、あるいは生活必需物資の適正配給といふ問題につきましては、国の委任いかんにかかわらず傍観のできない立場にあるうかと思うのであります。したがいまして、問題が発生いたしますと、常にこの問題にいかに対処するか

ということに苦慮しておりますことは、過去の幾多の例が示しております。したがいまして私どもは、かりに委任がなくても、県知事にいたしましても、市町村長にいたしましても、その地域の消費者あるいは販売業者、その他学識経験者等を入れて、常に行政区画内の国民生活の安定をはかるための協議を持ち、あるいは相談をしながら、物価の抑制に全力を尽くすという体制をとらなければいかぬと思うのであります。したがいまして、権限委任の有無にかかわらず、相当な目に見えない経費あるいは時間というものをお投ぜざるを得ないと私は思うのであります。このことを十分主務官庁は御了解願いまして、地方公共団体がこれら問題にいかに現地に即して対処することに苦慮しておるかということの実態を関係官庁によく理解を願いたいと私は思うのであります。

なお、その経費の問題につきましては、ただいま自治大臣からも的確にお話がございましたので、重ねて質問をする必要はないかと思うのであります。しかし、地方財政法第十三条におきましては、我が当然責任を負うということになつておるわけであります。したがつて、人件費その他の雑費につきましても、権限委任すると同時に財源付与をしなければならぬ、私はかように考えております。ことに本年度から来年度にかけまして地方財政はきわめてきびしい情勢に直面するのではないかと考えておりますが、そうなればおさらのことになります。

従来の例からいいましても、人件費の国、地方との負担の区分、あるいは社会福祉施設その他生活保護費、失効事業といったような人件費を伴う問題についての国、地方との負担区分におきましても、常に地方が超過負担をいたしております。きょうの委員会におきましても、私は自治大臣に超過負担の完全解消ということを要請申し上げたのであります。今回の問題につきましても、目に見えない地方の行政事務の経費、あるいは権限

委任に伴う超過負担の解消ということにつきましては十分配慮していかなければ、地方行政は地域住民の要請にこたえ得ないという結果になると思うのであります。このことにつきまして、通産大臣あるいは経済企画庁長官、さらには大蔵関係ではどう考えておるかということを明確にお聞かせ願いたいと思います。

○内田国務大臣 私どもは、この法律案立案の過程におきまして、もうもろの権限を地方公共団体の長に委任するという姿を取り入れます過程においては、自治大臣とも相談をいたしまいましたが、実は自治大臣が特に閣議において発言を求められまして、そうなる以上はいま仰せられましたよなごとにについて十分配慮あつてしかるべきだという御発言をされました。一同了承をしましたが、こういう経緯もござりますので、私ども、これを地方公共団体にお願いする以上は、自治大臣ともよく打ち合わせまして、その辺、でき得る限りの配慮をいたしまいる所存でございます。

○山本(弥)委員 らよつと具体的になりますが、この法案も審議を尽くせば実施をするという前提に立ちますれば、この実施にあたりまして、本年度あるいは明年度予算等におきまして、国家公務員はどのくらいの人員を確保されるのか、あるいは権限委任に関連いたしまして、地方の各府県に対しましてどのくらいの人員が必要とし、それに伴う雑費も含めて予算を要求する措置がとられておるのかどうか。予定人員等をすでに予想を立てておられると思うのですが、お聞かせ願いたいと思うのであります。

○小島政府委員 なかなか私どもの悩みとするところは、今度の法律は、最後の最悪の事態にはわりありと配給といふようなことも、あるいは物統令発動というようなことも用意はしておるわけでございます。したがいまして、行政態様といふもの段階で食いとめなければならないというふうに考えております。したがいまして、行政態様といふものが、永続的に最後の場合までいた場合を考え、これに一〇〇%対応できるような態様を考えます

と、やはりこれは非常に大規模な増員も必要になりますし、しかも今度の場合には、戦争中あるいは戦後の場合と違いまして、ここしばらくの非常に苦しい事態を乗り切つてある程度の成長に定着しえれば、また経済の運行は總需要調整を中心としてそう破綻なくやつていける事態になると思いますから、その意味では、行政態様の問題というのが非常にむずかしいわけでございます。したがいまして現段階といいたしましては、最小限やはり国としても不可能でございますけれども、来年度に開催する段階でございますので、まだ数字については固まつておりますが、必要最小限度の増員を要求するといふことに考えておりますし、地方団体につきましては、これも数字が、私どもの考へ方と自治省の考え方いろいろございまして、いまの段階で固まつております。しかし、これは至急に固めまして、増員の要求をお願いするということで考えておるわけでございます。

○山本(弥)委員 先ほど、権限委任いたします場合にほんと地方公共団体に委任するような御答弁がありました。これは条文にもございますように、当然地方の出先機関と地方公共団体とに配分されるものと考えるのであります。その辺の關係もいろいろ事務的に進めておられるのでございましょうか。

○小島政府委員 先ほど申しましたように、県内にとどまる問題は都道府県知事にお願いし、二つ以上の県にまたがるような場合は物資所管省庁の地方支分部局ということでございますので、増員なども当然としないわけあります。従来、大蔵省との関係におきましては、私どもは常に予算の準備をされた場合に、直ちに実施するということを前提に置かなければならぬと思うのであります。実施した場合に当面どのくらいの経費が臨時に必要になり、それはどう対処するかということは、あらかじめ検討を加えておくべきである。

なお、その人員の問題につきましては、私ども、どうも欣然としないわけあります。従来、大蔵省との関係におきましては、私どもは常に予算の査定等を通して超過負担に悩まされておるわけでありまして、都道府県のほうは別に考えておるわけではありません。したがいまして、行政態様といふもの段階で食いとめなければならないといふふうに考えております。したがいまして、行政態様といふもの段階で、地方公共団体の長に

委任するには原則ということになりますね。

○小島政府委員 先ほど申しましたように、全国的なバランスを考えるようなものもござりますから、全部というわけにまいらぬかと思いますけれども、原則としてはそういうことに相なるかと思われます。

○山本(弥)委員 主管官庁からの御答弁はいたしましたが、なぜ大蔵省の御答弁をいただいておりませんが……。

○中川政府委員 この法律の権限を地方に委譲すればならないということは原則でございます。ただ、その権限をどの程度、どのようなものについては固まつておりますが、必要最小限度の増員を要求するといふことに考えておりますし、地方団体につきましては、これも数字が、私どもの考へ方と自治省の考え方いろいろございまして、いまの段階で固まつております。しかし、これは至急に固めまして、増員の要求をお願いするという点で考えておるわけでございます。

○山本(弥)委員 国としては責任を持ちます。持つべきではないということが原則でございます。したがって、その権限をどの程度、どのようなものについては固まつておりますが、必要最小限度の増員を要求するといふことに考えておりますし、地方団体につきましては、これも数字が、私どもの考へ方と自治省の考え方いろいろございまして、いまの段階で固まつております。しかし、これは至急に固めまして、増員の要求をお願いするという点で考えておるわけでございます。

○中川政府委員 国としては責任を持ちます。持つべきではないということが原則でございます。したがって、その権限をどの程度、どのようるものについては固まつておりますが、必要最小限度の増員を要求するといふことに考えておりますし、地方団体につきましては、これも数字が、私どもの考へ方と自治省の考え方いろいろございまして、いまの段階で固まつております。しかし、これは至急に固めまして、増員の要求をお願いするという点で考えておるわけでございます。

○山本(弥)委員 重ねて政務次官に御答弁を願いたいと思いますが、私はこういう重要な法案が準備をされた場合に、直ちに実施するということを前提に置かなければならぬと思うのであります。実施した場合に当面どのくらいの経費が臨時に必要になり、それはどう対処するかということは、あらかじめ検討を加えておくべきである。

○山本(弥)委員 もうこれ以上追及はいたしませんが、こういった重要な問題に国をあげて、総理をはじめ真剣に取組む、重点事項だと言つていいのに、どうも準備が不足のような感じがしますね。この点は、関係各省で緊密な連絡のもとに法案の議決を急ぐことは急いでおるが、法案が通つたあとの体制といふものは全く対処できないよう

な実態にあることを、私ども非常に遺憾に存じます。この点は十分各官庁で留意を願いたいと思います。

○山本(弥)委員 もうこれ以上追及はいたしませんが、この点は十分各官庁で留意を願いたいと思います。

○山本(弥)委員 関連質問がありますので私は終わらせていただきますが、最後に一つ、重要な問題といたしまして、生活安定法案の中の十条の課徴金の徵収の問題

題であります。課徴金の性格といいますか、ますます課徴金という制度は現行制度にござりますかどうですか、大臣からお聞きしたいと思ひます。

○内田國務大臣 これは、もう山本さんよく御承知のとおり、刑罰ではございませんので、行政上の行政罰といつていいかどうか、行政措置としてやるわけござりますので、これは自治大臣からお答えいただいたほうがいいかもしませんが、交通反則金などが似たようなものでございましょうか、とにかく刑罰ではない、こういうふうに御承知ください。

○山本(跡)委員 大臣、これは現行制度にありますか。例はあるのですか。

○小島政府委員 現行制度にはございません。

○山本(跡)委員 課徴金の性格につきましては、私ども、課徴金を取ることに反対をしていないものですから、これ以上つぶ込みませんが、ただ、この課徴金の徴収につきまして、当然性格が明瞭にならなければ、あいが悪いのです。さつきから、全国共通にいろいろお話をございますが、この徴収につきましては、全国共通にということになりますと、私は、それだけの組織を全国に局、署と持つております大蔵省の税務署が担当するのが最も妥当であると考えておりますが、主務官庁及び大蔵省、いかがお考えになつておりますか。

○内田國務大臣 税務署には、御承知のとおり十数兆の国税を徴収する特別の立場がございまして、課徴金のこときものは、なるべくそういうものは徴収することなきことを私どもは期待をするものでございまして、税務署がこれに正面からタッチする仕組みがいいか悪いかということにつきましては、かなりの論議がございましたが、とのつまでは、かなりの論議がございましたが、たしておられます。ただし、税務署が税務調査の過程におきまして、特定標準価格を超える価格でものを販売した、そういう超過利益のようなものを見つめましたときには、関係官庁のほうに通知をするし、また関係の機関も、そういう課徴金を取るような事態が生じておりますときには、これ

は法人あるいは個人の所得税法上当然の益金である、しかし課徴金は経費とは見ない、こういふよ

うなたでさえござりますので、徴税官庁のほうに運用はいたしてまいるのが一番よろしかろう、こ

ういう判断に立っております。

○中川政府委員 内田企画庁長官がお答えしたとおりでございますが、大蔵省側から言いますと、やはり徵税ということが大事な仕事でございまして、これを業務で課徴金まで預かりするといふことについてはあまりにも大きな仕事でございまして、これは主務官庁において責任をもつて、この法の実施をき然としてやっていくほうがよろしい。ただし、大蔵省、国税庁といえどもこれを傍観しているわけではありませんで、いま言いまして相互通知の補完的措置を講じまして、一体となつて、そういった悪い者がいかなくなるように万全をとつて協力をいたしたいというふうに思つております。課徴金を取られるような人は悪い者だ

と思つております。

○山本(跡)委員 内田大臣、それでは企画庁、直

接お取りになりますか。どこでお取りになりますか。

○内田國務大臣 この法律をお調べいただけばわかるかりますように、内閣総理大臣とか経済企画庁長官といふことはございませんで、主務大臣といふことになつておるわけであります。主務大臣は

その権限を所管の公務員はもちろんのこと、地方支分部局にも委任をいたしますし、また、先ほどから御議論になつておりますように、地方公共

団体の長にもこの課徴金の徴収事業を委任をいた

ます。それであります、ただし、これも御承知のよう

に会計法上の規定がございまして、都道府県知事

には課徴金の徴収、すなわち国庫金でござりますから、国庫金の歳入徴収官たる地位を与えること

ができますけれども、市町村の長にはこれは委任

をいたさない、こういたでまえでござります。

経済企画庁長官は、その各機関における課徴金の徴収の運営が最も有効適切にいくように、調整の

仕事に当たつてまいるつもりでござります。

○山本(跡)委員 税務署は国税を徴収するので不適當だといふ御答弁であります。地方公共団体といふても、地方税を徴収するので不適當だ。地方公共団体には委託をしない、あるいはその機関にも委託をしない、こう了承してよろしくうござ

いますか。

○内田國務大臣 地方公共団体の長に課徴金の仕事を委任をいたします場合に、それがはたして地方の現行制度上の税務事務所を活用をされるか、あるいは商工部等の関係の職員をしてこの仕事を当たせるか、そのところは私は県の御判断によると思いますが、国におきましても、税務署ももちろん国の機関であります。税務署のよう

な、そういう税金を徴収することを固有の仕事とする国機関が当たるよりも、国の各種の機関、地方支分部局の中にはいろいろ機関もござりますので、税務署のような課税を担当する国機関でないものとの仕事の調整を考えると同じことが

県でも考えられるのではないかと、私は実は想定をいたしております。

○山本(跡)委員 内田大臣、それでは企画庁、直

接お取りになりますか。どこでお取りになりますか。

○内田國務大臣 この法律をお調べいただけばわ

かるかりますように、内閣総理大臣とか経済企画庁長官といふことはございませんで、主務大臣といふことになつておるわけであります。主務大臣は

これがきわめて地方公共団体も不適當である、國

が委任するならば国の系統で徴収すべきだ、税務署はよく調査をなすつて適正な課税をしておられ

て強制するといふことだとと思うのであります。自治大臣は、この点で御同意をなさいますか、どう

ですか。

○町村國務大臣 実はこの問題につきましては、

関係省の間でいろいろ協議をいたしましたところでござります。おっしゃいますように、本来こういう仕事は公正に行なわなければならぬといふやう

な角度から考えてみましても、むろん国の出先機関が賦課徴収されることが一番適当ではないかと

も、一面、そういうものは国機関としては税務署以外にはない、こう申し上げてよろしいのです

ございます。そこで、税務署がお引き受けをするか、あるいは地方公共団体がお引き受けするか、そのいづれかの道をとる以外に実際問題としては道がないわけでございます。

そこで、日下政府部内においていろいろ協議をいたしておりますが、今日の段階では、地方に關します限りにおいては、どうも府県がお引き受けするのか諸般の情勢

からやむを得ないことではないかというように、最近私どもも考えておるような次第でござります。

○山本(跡)委員 まだぎまつていいようでござりますので、この点は、私は主務大臣並びに自治大臣に、地方公共団体の事業推進にあやまちのないように、今後実施の段階まで十分検討を願うことを強く要請をいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○平林委員長 長谷川正三君。

○長谷川(正)委員 私は、山本委員の質問に関連いたしまして、地方行政の重要な部分を占めていますので、この点は、私は主務大臣並びに自治大臣に、地方公共団体の事業推進にあやまちのないように、今後実施の段階まで十分検討を願うことを強く要請をいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○山本(跡)委員 まだぎまつていいようでござりますので、この点は、私は主務大臣並びに自治大臣に、地方公共団体の事業推進にあやまちのないように、今後実施の段階まで十分検討を願うことを強く要請をいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○長谷川(正)委員 私は、山本委員の質問に關連いたしまして、地方行政の重要な部分を占めていますので、この点は、私は主務大臣並びに自治大臣に、地方公共団体の事業推進にあやまちのないように、今後実施の段階まで十分検討を願うことを強く要請をいたしまして、質問を終わらせていただきます。

正な供給を確保し、及び石油の使用を節減するための措置を講ずることにより、石油の需給を適正化する」ということが目的とされております。また、国民生活安定緊急措置法案におきましても、今日の物価高騰の事態の中で国民生活の安定、国民経済の円滑な運営を確保するということが目的とされております。このような法案が提案されなければならぬといふ國民生活の逼迫した事態の中で、特に教育はきわめて危機的な、極端なことばをもつていたしますならば、崩壊寸前に瀕してゐるとも申せるような事態が起つておると思ふのであります。戦後六・三制が施行されました當時、新制中学校を建てることができないでついに自殺をされた自治体の首長が、私の記憶でも四人ほどあります。今日の事態は再びあののような事態を招くおそれが十分あるほど窮屈してきておるということを申し上げざるを得ないのであります。時間がありませんので、たくさんの方がございませんけれども、その中から特に義務教育の小中学校の新增築が非常な困難に当面しておる問題、これは地価の高騰の問題から資材の高騰さらには不足、こうしたことで、非常な行き詰まりをいま來たしております。また、学校で学ぶ子供たちなどいまして教科書をはじめ学用品としての各種用紙の払底が、非常に心配されてきております。その値上がりも、あととに憂うべき状態に向かつております。さらに、せつかく定着してまいりました学校給食につきましても、これまた材料の高騰あるいは不足、あるいは燃料、輸送、こういった問題のあらゆる部面に困難が生じてきておるのであります。さらに、いま極寒に向かい——ここ数年、暖冬異変などといふことがいわれておりますが、こしは特に寒くなりそうであります。この寒さに向かいまして学校の暖房の問題、また積雪地、寒冷地等における除雪ができるかどうかといふ問題、あるいは先ほど申し上げました学校給食における調理あるいは輸送に関する燃料の問題、こういたことが、いま緊急の課題の中のほんの三つ、四つでありますけれども、考えられま

これらにつきまして、関係大臣に、どう対処されるつもりか、本法案の運用の中でどうこれが生かされるのか、そういう点についてひとつ御質問を申し上げたいと思います。

時間がありませんので、いま四つのことを並べて申し上げてしましましたから、個々の問題について詳しくお聞きできませんので、まず所管の文部大臣から、これらの全般的な状況と、これにどう対処し、そして本法案がどういう役割りを果たすのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○奥野国務大臣 資材の問題につきましては、学校につきましては優先的な取り扱いをするといふことで運んでいただいておりまして、公共事業の練り延べの場合にも、学校の新增築につきましてはこれを適用しないという方針をとつていただきました。

同時にまた、資材の問題につきましても、鋼材、塩化ビニール電線などが七月から九月にかけていいへん不足した事態もございましたけれども、主務官庁のほうにおきまして、学校につきましては特別な配慮をしていただきました。まことに最近、生コンの問題もございましたが、こういった問題につきましては業者間で話し合いもついたところでございます。

同時に、単価の問題につきましても、昨年度の予算に対しまして、今度の補正予算では三五・五%の引き上げ措置をとつていただいたわけになります。

そういうことは一例でござりますけれども、校関係につきましては、政府としましても特別な配慮を加えてきておるということについては御理解をいただけるのじやないだろか、かようによると事態にあるわけでございますけれども、学校に

きましては九月末で六四・六%、十月末におきま
しては八二%となつております。大体平年度並
みの契約の進捗状況になつておるわけでございま
す。

なお、学校給食のこともお取り上げになりまし
たが、小麦粉につきましては値段の引き上げが行
なわれたわけでござりますけれども、学校給食用
の小麦粉につきましては来年の三月まで価格を据
え置くという措置をとつていただきました。同時
に、油の問題につきましては、学校給食用の油と
か、あるいは学校の病院の油とかといふ問題につ
きましては優先的な確保をはかつていただきた
い、かのように考えておるわけでございます。

また、教科書の用紙の問題につきましては、通
産省のほうで製紙会社と話をしていただきまし
て、この分については優先的に確保するといふ約
束をしていただいておるわけでございます。

全体につきましてそういうような考え方のもと
において努力をさしていただきたい、かように
思つております。

○中曾根国務大臣　いま文部大臣がお答え申し上
げましたとおり、学校の増築あるいは新設、これ
らにつきましては、われわれは優先的に資材ある
いは燃料の配給等について処置いたします。

それから、学校で使う紙、教育道具等につきま
しても、通産省におきましては特に関心を持ちま
して、学業に使う紙類が不足したりしないよう
に、これはいまお話しのよう、紙関係の業界等
にも特別に指示いたしまして確保するようになつ
しております。

○町村国務大臣　公立文教施設の整備につきま
しては、特に自治省といたしましても深く配慮いた
しましたところでございます。ただいま文部大臣から
お話しいただきましたように、全国的に見まし
て、大体例年どおりの進歩状況になつておるといふ
うに承知をいたしておるのでござります。ただ、
最近特に諸物価の値上がりが目立つておる。しか
がいまして、明年におきましては相当の措置をい
うに承知をいたしておるのでござります。

○中川政府委員　ただいま担当大臣であります文部大臣から答弁がありましたように、学校施設については、御要望どおり、異例の二回の単価補正をいたしまして処置をいたしました。

また、学校給食につきましても、小麦粉の据え置きという異例の措置も講じまして、大体財政的には御要望にこたえたのではないかと思っております。

また、来年につきましても超過負担にならないよう十分配慮して、教育問題だけは特に配慮してまいりたい、このように考えております。

○畠谷川(正)委員　各大臣、政務次官からの御答弁によりますと、教育に関しましては、万全とはいいかないにしても、きわめて積極的な処置をして不安のないようにするといふ意味の御答弁でござります。福田大蔵大臣が大臣に御就任になつて、テレビのインタビューでたしか開口一番、御自分の地元の義務教育の学校がもう建たなくなつておるようだ、こういうことをおつしやつておつたのを伺いまして、新大蔵大臣は十分教育の危機を身をもつて把握をされておるな。——しかし、それが施策の上に生きなければ、これは何にもなりません。いまのそれぞれの御答弁を伺いますと、私が申し上げたことはたいへん誇張した言ひ方を申し立たよくなふうになりますけれども、せつかりません。いまのそれぞれの御答弁を伺いますとは認めます。しかし、事態は、しかし甘くそのとおりなつていると考へると間違いである、非常な困難がいま地方自治体に出ておる。こういうことを重ねて強く申し上げなければならぬと思つます。文部大臣は、九月、十月の段階ですかの調査で、例年に比べてそう遅色ない進捗をしておる、学校の建築の契約等も進んでおるようなお話を下でございましたけれども、しかし、実際東京都下

のほんの二、三の自治体に私が当たつてみまして、事態はなかなか深刻であります。

ちよつと一例を申し上げますと、たとえば日野市といふのがございます。日野市では、四十八年度建設予定の小学校用地、これは予算が議会を通るまでにもすいぶんな議論があつたようですが、このほどようやくそれが通つたという段階で、いよいよ土地を入手する段階ではまだ話がつきかねて非常な困難をしておる。そのため

に四月開校予定のその学校が、隣接の民有地を取りあえず借りて、そうしてそこにプレハブを建てて、ともかくそういう子供を押し込んで、かつこ

うだけは学校が発足したというかつこうで進む以外ない。まあ順調にいつて九月ころには本校舎の開校ができるが、それから非常にまだ不安定だといふのが現状であります。この間の子供、特に父母の不安といふものはまことに大きいものがありますけれども、この予算が先般議会を通過するときでも、その傍聴席はもう埋め尽くされておる、こういう状態であります。予算が通つたからすぐ実現するといふことではなくて、これから敷地の問題——敷地はまあめどがついておるようでありますけれども、この資材、特に生コンとか鋼材の入手難といふのは依然として深刻なようでありまして、いま皆さんがお話しのほど事態が楽観的でないということを強く申し上げざるを得ません。

また府中市といふところ、ここは比較的校舎建築がよくつておりますけれども、国分寺市におきましては新築一校、増築二校、体育館二校がごとしの予定でありますけれども、このうち増築一校と体育館一校はとうとう値段の点で業者との折り合いがつかず、いまだに入札ができず、本年度の建設は見送らざるを得ない。そうすると、今まである学校の校庭をすつかりつぶして、そこにプレハブを建てて一時子供を収容する、こういうふうにしか事態の乗り切り策はない、こういう状態が出ておるのであります。

これはほんの一、二でありますけれども、特に

大都市周辺の人口急増の地区では、こういう状況がむしろ一般的の状態として広がつて、私はこういうふうに考えますので、さらに十分正確な把握をされて、万全の対処をされるように強く要望いたします。関係各大臣の協力で、この問題がともかく曲がりなりにも解決するようにしていただきたい。

それから学校給食の問題についても、小麦粉は三月まで据え置き、こういったよなことの措置はとられたようですが、現実に個々の学校へ参つて調べてみると、やはり事態はなかなか深刻であります。府中市におきましては、この十一月、給食の諸費用の高騰のために約二二%の値上げをいたしました。また給食用の重油についても、一月までは確保できているけれども、それが以降はいまのところ全くやみである。こういうことが報告されておるのであります。また、日野市におきましては九月に値上げをしたばかりでもありますけれども、この物価の高騰の中でカロリーがどんどん落ちていく。そして年内はともかく、来年四月以降は全くお先まつ瞬だというのが学校給食の現状であります。

暖房にいたしましても、これは都市ガス等を使つておるところは非常にいいのですが、それでも、たとえば日野市について見ますと、暖房用の重油が値上がりで非常に苦労をいたしております。

また、用紙の問題についても、業者の理解によつて確保していると申されましたけれども、実際に使つておる日野市の例を一言だけ申し上げますと、トイレットペーパーが約三倍の値上がり、さらには三倍、画用紙その他は五倍からはだしいものが十倍の値上がりになつておる。一応各市町村が学用品としての用紙等については年度内を一括買つておりますので、三月まではほめどがついておりますが、それも途中で契約を変更して、さらに値上げをしてやらなければ品物が入らない、こういう状態が出ておるのであります。

したがいまして、もう一べん総括的に申します

○平林委員長 明十六日午前十時から連合審査会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時六分散会

と、いま関係各大臣、政務次官からの説明は、そのようにぜひ実現に努力していただかなければなりませんけれども、現実にはいま報告申し上げたような状態であることを銘記されまして万全を期していただきたい、このことを申し上げまして、私の質問を終わります。